

令和3年9月定例会

商工建設分科会会議録

令和3年9月30日～10月1日・4日

場 所 第5委員会室

令和3年9月30日(木曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第27号 令和2年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

企業立地課長	大衛正直
観光推進課長	飯塚実
スポーツランド推進室長	中尾慶一郎
オールみやざき営業課長	吉田秀樹
工業技術センター所長	藤山雅彦
食品開発センター所長	山田和史
県立産業技術専門校長	有村隆

出席委員(7人)

主査	日高陽一
副主査	太田清海
委員	坂口博美
委員	濱砂守
委員	窪菌辰也
委員	来住一人
委員	有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局長	久保昌広
調整審査課長	多田昌志

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山浩文
商工観光労働部次長	丸山裕太郎
企業立地推進局長	山下弘
観光経済交流局長	横山直樹
商工政策課長	児玉浩明
経営金融支援室長	海野由憲
企業振興課長	申間俊也
食品・メディカル産業 推進室長	阿萬慎治
雇用労働政策課長	児玉洋一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田部幸信
議事課主任主事	牛ノ濱晋也

○日高主査 それでは、ただいまから決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付してあります日程案のとおりで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日開催されました主査会について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部の説明についてあります。お手元の分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明がありますので、審査に当たりましてはよろしくお願ひいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてありますが、その場合、主査において他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしくお願ひいた

します。

次に、審査の進め方ですが、お手元に配付の分科会審査の進め方案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、分科会審査の進め方のとおり進めさせていただきます。

次に、令和2年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○久保労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが、労働委員会事務局の令和2年度の決算の概要につきまして、座って説明させていただきます。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

労働委員会事務局の予算科目は、表の左から2番目の欄でございますとおり、(款)労働費(項)労働委員会費(目)委員会費のみでございます。

その決算の概要につきましては、表の一番下、合計の欄を御覧ください。予算額9,488万9,000円に対しまして、支出済額9,235万2,110円となり、不用額253万6,890円、執行率97.3%となっております。

(目)の不用額が100万円以上となっておりますが、その主なものは、(節)の欄の一番上の報酬の168万9,400円、中ほどの旅費の41万7,188円であります。これらは、新型コロナの感染拡大に伴い、通常は月2回開催しております定例総会を月1回しか開催できない月があったことなどによりまして、労働委員会委員15名の日額報

酬や旅費などが執行残となったことによるものでございます。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に掲載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

決算に関する説明は以上でございますが、令和2年度の業務実績の概要につきまして調整審査課長から御説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○多田調整審査課長 それでは、引き続きまして、令和2年度の業務実績について御説明させていただきます。

同じ資料の2ページを御覧ください。

まず、(1)の不当労働行為審査事件についてでございます。

これは、労働組合や組合員に対する使用者側の行為が、労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものでございます。

最終的に不当労働行為に該当すると判断した場合にはその是正を命じる救済命令を、不当労働行為には該当しないと判断した場合には棄却命令を発することになりますが、審査手続の過程で、労使間での話し合いによる解決の機運が生じた場合には、双方に和解を勧めて、合意に達すれば和解協定書を締結し、事件は解決するということとなります。

令和2年度につきましては、前年度から係属している1件につきまして審査を実施し、和解により終結をしたところでございます。

続きまして、(2)の労使紛争あっせん事件についてでございます。

まず、①集团的事件でございます。

これは、労働組合と使用者との間に生じた労

働関係に関する紛争について、私ども労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことにより、紛争の解決に努めるものでございますが、令和2年度は取扱事件がございませんでした。

次に、②の個別的事件でございます。

これは、労働者個人と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争につきまして、同じく労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことにより紛争の解決に努めるものでございます。

アの取扱件数でございますが、令和2年度は新規の申請7件を取り扱い、処理状況としましては、解決が3件、打切りが3件、不開始が1件となっております。

事件の内容につきましては、イの内容別件数のおり「解雇・雇止め」が5件と最も多く、次いで「パワハラ・嫌がらせ」となっております。

3ページを御覧ください。

(3)の労働相談でございます。

労働相談は、職場での様々なトラブルに悩んでいる相談者に対しまして、労働関係法令に関する情報提供や助言を行うとともに、内容によりましては、先ほど御説明いたしましたあっせん制度を紹介することもございます。

まず、①の相談者別件数でございますが、517件の相談があり、そのうち、大部分は労働者個人からの相談となっております。

なお、そのうち、コロナ関連の相談が62件ございました。

次に、労働相談の内容ですが、②の内容別件数にありますとおり「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が161件と最も多く、次いで「退職」、「労働保険」に関する相談が多く寄せられており、コロナ関連の相談につきましては、「その他賃金等」に関する相談が32件と最も多く、具体

的には「しばらく休むように命じられたんだけど、休業手当は出せないと言われた」などという休業手当、それから雇用調整助成金に関する内容がございました。

続きまして、4ページをお開きください。

(4)の取扱件数の推移でございます。

過去3か年度の推移は御覧の表のとおりでございますが、特に労働相談件数は、下のグラフにも示しておりますとおり、近年、大幅に増加しております。

なお、数字は掲載しておりませんが、今年度のこれまでの相談件数は、8月末現在で240件と前年度を34件上回っておりまして、今後も多くの相談が寄せられることを想定しております。

最後に、5ページを御覧ください。

当委員会では、通常、平日の8時半から午後5時まで労働相談を受け付けておりますが、仕事の都合で平日の昼間は相談できない方などのために、10月9日から15日まで、平日夜間及び土日にも相談を受け付ける労働相談会を実施することとしております。そのチラシを参考までに添付させていただいております。

説明は以上です。

○日高主査 執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

○来住委員 決算特別委員会資料の3ページなんですけれども、相談者別では517件となっていて、下のほうに説明が出ているんですけども、内容別では1,116件となっています。この1,116件というのは分かりやすくいえば延べ数になるのでしょうか。517件と1,116件の関係について、もう少し分かるように説明いただくとありがたいなと思っています。

○多田調整審査課長 517件というのが相談を受

けた件数です。その相談の中には、例えば「解雇された。労働保険はもらえるのだろうか」とか、複数にまたがるものがございますので、受けた件数と相談に上がった事項といたしますか、内容の件数ということでしたところ、517件で1,116種類の相談を受けたということでございます。

○来住委員 もう一件、次の4ページになるんですけども、労働相談の件数が平成27年は137件、そして3年後の平成30年には511件になり、それから515件、517件となっているんです。今年もそれを少し超えるぐらいの数になるのかなと思うんですけども、平成27年から3年間の間にかなり相談件数が増えるんですが、これはどういうふうに理解すればいいのでしょうか。労働者の一つの権利意識が上がったりしてなったものなのか何なのか。

平成27年は相談者別の件数が分からないものですからそこら辺がよく理解できないんですが、特に僕が知りたいのは、この3年間で何でこんなに増えたのか。増えることは悪いことじゃないんですけども、どう理解すればいいかなと思っていましたところ。

○多田調整審査課長 平成28年ぐらいから働き方改革という言葉が出てきまして、電通の女性の事件とかもございまして、働き方に対する県民の関心が高まってきたというのがまず一つあるかと思えます。

それから、特に労働市場で人手不足が結構拡大しまして、辞めたくても辞められないとか、退職に関する相談が増えたというのが実績としてございます。

あと、手前みそではございますが、私どものPRとして、ホームページの更新とか啓発活動とかを積極的に力を入れたのがこの時期でござ

いまして、そのことによって認知度が高まり、御相談を賜るようになったのかなと考えているところでございます。

○来住委員 特に急に増えているものですから、何かなと思って非常に気になったところで、ある意味では望ましいことでもあると思うんです。労働者側からの相談のほうははるかに多いんだろうとは思いますが、それは決して悪いことじゃなくて、いいことというのか、泣き寝入りせずにちゃんと相談する機関があるというのは非常に大事な事かなと思います。

○濱砂委員 相談者別件数が517件で、労働委員が15名いらっしゃる。1件当たりに担当する労働委員は大体何人でしょうか。

○多田調整審査課長 まず、この相談は基本的に私どもの事務所にかかってくるから、私ども職員が対応します。ですから、この517件というのは全て事務局職員が対応しているところでございます。

月に2回、委員会の総会を開催しますので、そのときに委員の皆様にはこういう相談がありました、こういう回答をしましたという報告をした上で、サゼッションといたしますか、相談に関していえば御指示をいただくとかという形で関わっていただいているところでございます。

○濱砂委員 労働委員が調停に入って相談を受けることはないんですか。

○多田調整審査課長 こういう相談を受けた上であっせんに進んだりすると、労働委員の方があっせん委員とかいうことで直にこういう公開の場で話を聞いてということになりますが、この相談件数に関しましてはあっせんの前段階でございますので、これにつきましては事務局で対応するということになります。

○濱砂委員 そうしたら、労働委員の方が実際

にこういった相談に乗る件数というのはこのうちの何件ぐらいあるものですか。

○多田調整審査課長 労働相談に関していえば、2ページに載っております、いわゆる事件として扱うものにつきましては労働委員の方が対応ということになりますので、2の(1)にございます不当労働行為が1件、それから(2)の労使紛争のあっせんの②個別的事件が7件、これにつきましては労働委員が対応するというようになります。

○濱砂委員 そうしたら、15人の労働委員の仕事というのは年間11件のいわゆる相談ということなんですが、そういう対応しかしていないということなんですね。

○多田調整審査課長 労働相談に関するものとしてはそういう形になります。ただし、当然、個別的事件を扱うに当たって、事前に事務局と打合せをしたりということがございます。7件が1回で終わるわけではございませんので、それなりの活動はしていただいているところでございます。

○濱砂委員 労働委員の定数というのは条例定数なんですか。それとも憲章か何かで決まっているんですか。

○多田調整審査課長 労働組合法で定められております。

○濱砂委員 労働組合法ですね。では、各県とも人口に応じた労働委員の定数が制定されているということですか。

○多田調整審査課長 例えば、東京都は39名、大阪府が33名、北海道ほか5県が21名、残りの40県が15名ということで法律で定められております。

○濱砂委員 この15名の委員の方々は、常時、月2回出勤ということになるわけですか。

○多田調整審査課長 基本的に月2回、総会を開きますので、月2回は必ずおいでいただくという形になります。

○濱砂委員 年間24回の出勤ということですね。

○多田調整審査課長 そのほかに、例えば、研修的なものをやるとか、全国の会議に出ていただくという総会以外の業務もございますし、また、私どもが委員のところにお伺いして協議をするということもございますので、基本的にはそれ以外に約2日程度は平均して活動いただいているということになります。

○濱砂委員 ということは、月4回程度は出勤されるということでしょうか。

○多田調整審査課長 出勤というか、活動をいただくということです。

○濱砂委員 労働委員の報酬は幾らでしたか。

○多田調整審査課長 労働委員の報酬は月額制と日額制を併用しております、これは人事委員会の委員とか、選挙管理委員会の委員と同じような扱いをしております。労働委員会委員は公益委員と労働者委員とございますが、公益委員は月額9万1,500円で、それとは別に日額1万5,600円を組み合わせでお支払いをさせていただいているところです。

○濱砂委員 費用弁償も入るの。

○多田調整審査課長 総会で私どものほうに来ていただいたりすると、当然、費用弁償としても旅費相当額をお支払いしております。

○濱砂委員 月額で大体13万円ぐらい。平均で大体そんなものでしょうか。

○多田調整審査課長 計算がぱっとはできませんけれども、大体そんなものかと思います。

○濱砂委員 事件数は少ないほうがいいんですが、報酬額は決められたことなんだろうけれども、月4回ぐらいの出勤で、結構多く感じま

す。出勤日数が4日で月額13万円ということで、本当に全国的にこんなもんなんですよ。

○久保労働委員会事務局長 おっしゃるとおり、月額で13万円というところで、月2回ぐらい、あるいは4回ぐらいの活動ということなんです。ただ、私どもの費用弁償、報酬は条例で決まっております、これを各県で比較いたしますと、宮崎県は大体真ん中ぐらい、平均的な額という形になっております。

○有岡委員 5ページの労働相談会のお話をお尋ねしたいと思いますが、これは職員の皆さんが対応するということなんでしょうか。

○多田調整審査課長 職員が交代で出勤して対応するということで考えております。

○有岡委員 要は、こういう相談を受けて、賃金の問題とか解雇の問題とかそういった問題にどういう形で対処していくのか参考に教えていただければと思います。また、そういった結果を受けて労働相談会があるということを広くPRすべきだと思うんですが、そこら辺のPRのことまで併せてお尋ねいたします。

○多田調整審査課長 相談の対応につきましては、例えば、今、コロナの関係でいいますと「休むように言われたけれども、休業手当がもらえません」という相談がよくございます。それにつきましては、休むに至った経緯とか、それから会社の就業規則とか、そういうところで扱ひ方が若干変わってきたりもするものですから、そういうお話を詳しく聞いた上で、それでは雇用主にこういう要求をしたらどうですかとか、もしくは、労働基準監督署に言ったらどうですかとかいう交通整理といいますか、そういう解決策を提示させていただくという形になろうかと思ひます。

それから、PRにつきましては、この労働相

談会につきましてはこういうチラシをつくりまして、各市町村ですとか、関係する窓口、ハローワークなどに配布させていただいております。それから、当然、ホームページでも告知をさせていただいているところです。

○有岡委員 要するに、相談を受けて、こういう対応をしたらどうかというアドバイスをするというところで、一応線引きがしてあるということによろしいでしょうか。

○多田調整審査課長 例えば雇用主の対応に不備があるとかというときに、制度上、私どもが会社を指導するという権限がございませんので、その指導するにはどうすればいいか、指導せずに解決させるためには相談されている労働者はどうすべきかということをおもはセッションをさせていただくという形になります。

○太田副主査 3ページの労働相談のところですが、一番上の表の中で、労働者個人が486件、事業主というのが17件あります。労働法では労使対等ということが基本です。しかし、現実的には労働者側が弱いから、労使対等ですということでは上げていると思うんです。

どうしてもそういうことであれば労働者側の相談が多いと思うんですが、事業主の側が17件もあるということは、事業主の側もちょっと悩んで「これはどうかしないといけない」ということで相談に行ったのだらうと思うんですが、事業主の側の相談というのはどんな感じの相談が多いんですか。

○多田調整審査課長 すみません、手元にデータを持っていないものですから、記憶の中だけでお答えさせていただきます。

例えば、事業所の中にメンタルでちょっと悩んでいる職員がいると、その方に対してどのような対応をすればいいだろうかとか、あと、先

ほども申しました休業手当の関係も、こういう対応をしたいんだけども、休業手当を払わなくてはいけないんだろうとか、そういう相談をいただいているところです。

○太田副主査 労使対等という立場からいうと、事業主の側も法の趣旨を見て何か改善したいなとかいうことになってくるといいなと思ったり、言われるとおりに、鬱で倒れた人をどうしたらいいかなといった相談というのは本当にいいことだろうと思うんです。この辺の事業主の側の相談もできるだけ上げてもらうといいかなというそんな思いもいたします。

それから、4点ほどあるんですけども、3ページの下の表の中に「パワハラ・嫌がらせ」が161件あります。こう見ると、普通、近代社会の中では人をいじめたらいかんという常識というか、そんなのがあるわけで、パワハラ・いじめをしたりするという社会は、これは使用者側の問題だろうと私は思うんですけども、その人の人生観も含めて指導していかないと、差別心が強かったりとか、人を競わせながら能率を上げさせていくというようなやり方をしたり、捨てぜりふを残したり、心にぐさっと刺さるようなことを言うようなことではいかんとは思っています。その人の人生観みたいなもの、家庭環境の育ち方とか、その辺もあるような気がするものですから、そういうことはしてはいけませんというようなところをどう改善させるか、難しいかなと思います。その辺りの問題はどうでしょうか。

○多田調整審査課長 パワハラ・嫌がらせにつきましては、ここ5年ぐらい、ずっとトップできているんですが、例えばパワハラが行われたと思われる方が私どもに御相談をされて、「職場に言ってください」と結構言われます。

ただ、先ほども申しましたように、私どもはそれを受けて職場に「パワハラをやめなさい」と言う権限はございませんので、そういうことを望まれるというのであれば労働局のほうに言ってください、御相談くださいという指導をさせていただきます。

もう一点、パワハラ・嫌がらせに関しましては、例えば「強い口調で注意をされた」、「みんなの前で怒られた」と相談に来るんです。その後、それがあっせんにつながったりすると、私どもも使用者側まで行って「こういう訴えが来ているけれども、どうですか」という話をするんですが、使用者側は業務上の指導をしたんだとおっしゃることが多々あります。

ですから、相談件数として「パワハラ・嫌がらせ」ということでカウントしておりますが、された側はパワハラだと思っているけれども、した側は当然の職務でやっている、パワハラなんかではないと思っているという例がたくさんございます。

ですから、先ほど副主査がおっしゃったようなことでいいますと、私どもは個々の案件については是正を要求する、指導するという権限はございませんが、例えば経営者の皆様方にこういう事例がございまして、使用者側は指導だと思ってやっても、労働者側がパワハラだと感じる事例というのが多々ございますので、そういうことには気をつけて経営をされてはいかがですかという一般論としての教育といいますか、普及は必要かなと。今後、そういうことに力を入れていくべきではないかということで今考えているところでございます。

○太田副主査 その辺もあるかなと思います。というのは、受け手側の感受性が強い方なんか「嫌だな」と思ったりするところもあるから、

その辺は実際、現実的には難しいところもあるかとは思っています。

それと、今、労働基準監督署の話がされましたが、その辺も聞いてみたいと思っていました。私たちが何か相談を受けた場合に、ふっと思いつくのはやっぱり労働基準監督署なんです。そこに連れて行って相談をすると「もう会社を辞められたんですか。辞められたらうちはもう受け付けません」という感じなんです。あららと思って、辞める前に労働基準監督署に連れていかないといけないというイメージがあって。

それで、労働基準監督署で相談を受けた方が労働委員会に回ってくる場合、今度は逆に今言われたように労働委員会で受け付けたものを労働基準監督署に行ったほうがいいですよといったそういうのもあるかと思うんです。労働基準監督署との関係というか、やり取りというか、その辺を正確でなくてもよいので数値でもあればどんなものなのかとか、もしくはこんな現実ですといったことを教えてください。

○久保労働委員会事務局長 労働相談の中で労働基準監督署から回ってきたというのは、詳細は把握できていないというのが実情でございますが、2ページの個別的事件で、昨年度は全部で7件を取り扱っておりますが、このうち1件は労働局から紹介で来たという事件でございます。

あと、労働基準監督署との関連は、商工観光労働部ともそうですが、常に顔の見える関係ということで、担当者同士では年度初めに顔合わせの会議をしたりとか、いろんな情報交換は毎年行っているようですし、当然、そういった横の連携は強めていかなくてはいけないと考えているところでございます。

○太田副主査 それで、労働基準監督署に行っ

て窓口でそんな感じのやり取りをしたときに、労働委員会があったなということを気がつかずに、そこで「ああ、そう」といって泣き寝入りのようになってしまったりも個人的に体験したものですから、考えてみれば労働委員会というところもきちんとやらないかなという意味では、労働委員会に訴えたり相談もせないかなと思うところがあったものですから、労働基準監督署との連携を十分また取っていただきたいなと思います。

最後になります。もう報告があったかもしれませんが、労働委員会は公益委員と使用者側と労働者側という3者で構成されているんですか。その人数が26人とか言われたんですか。ちょっと確認です。

○多田調整審査課長 労働委員は公労使で5名ずつの計15名ということになります。

○坂口委員 ダブっているところと関連している部分と勉強のためなんですけれども、地方労働委員会、それから中央労働委員会、労働基準監督署、そして県の人事委員会とか、ここの役割分担と情報の共有とか、それらの1事件に対しての連携とか、そういったものが今回出てきていないんですけれども、平均的にどんな状況にあるのかなと思って。

例えば、地方労働委員会と中央労働委員会との連携なり取組の在り方というか、それと県の場合は特に人事委員会ですか、今度は公務員の人の場合、そこらとの今言われたようなグレーゾーンとか、ちょっと所管外とかいう、それらの連携というのは、漏れないように日頃の何かの工夫というのはなされているんですか。

○多田調整審査課長 まず、中央労働委員会との関係につきましては、当然、統計的なものをその都度報告するとか、何か情報をいただくと

かという形での連携はございます。

例えば、九州ブロックで何か会議があるときに中央労働委員会から講師に来ていただくとか、情報を共有しましょう、それから、どちらかという私どもが教えを乞う形ではございますが、そういう形での交流がメインになります。

それから、労働基準監督署ですとか、あと宮崎労働局とかの相談窓口がまだございますが、労働相談個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会という会をつくっております、以前はそこで年1回から2回集まって情報交換等をしていたんですが、残念ながら昨年度からコロナの関係でそういう取組がなくなっちはきているんですけれども、労働局ですとか、私どもとか、県もそうですし、そういうところで一応情報共有をしております。

ただ、案件についてこういう案件がございましたというのは、守秘義務の関係があっかなか難しいですけれども、最近ではコロナの関係で下火ではございますが、「最近、こういう相談が」とかというトレンド的な情報交換はできる状態になっております。

それから、先ほどの中央労働委員会の件でございまして、年1回、関係機関との会議をやって情報共有を図っているというところでございます。

○坂口委員 これからのことだからまだ分からないけれども、今、たまたまコロナの中にあつてという説明もあつたんですが、いわゆる働き方改革とか、時代の新しい生き方というか社会とかいうことを今漠然と言われてます。当然、こういったところで抱えてくる新たな課題、問題、事例というのが全国的にはあり得ると思うんです。そこでプライバシーの部分を外してでも、これは全体で共有すべき新たな環境の変化

だよというものをいち早く、特に中央労働委員会とそういったものの情報交換と共有というのは、それに事前に備えるためにすごく必要じゃないかなという気がするんです。

ですから、コロナでそういった一堂に顔を合わす場がなかなか難しくなつたとなれば、またそれに代わるような情報交換・共有の場というのがすごく必要なのかなというのと、新たな事案の発生というものについて、その概略でもいいからこういうことが起こり始めたなという流れをしっかりとつかんでいくべきかなという気がしたものですから。漠然とした質疑だったんですけれども、ぜひまたそこらの取組をしていただければなという気がします。

○久保労働委員会事務局長 本当に御指摘はごもっとものとおりでございまして、実際、中央労働委員会全体の流れというのは我々も知らない部分があつたりとか、労働者、使用者の方も知らなくて問題が起こつたりとかしますので、そういうのを敏感に国から情報を仕入れるというのは当然必要かと考えております。

あと、幸いにしてコロナの影響というか、リモートというのもできるようになりましたので、そういったものもまた活用させていただきなから、本当に労使関係が安定するような方向で情報を取っていければと考えておりますが、なかなかまだそこがないんですけれども、頑張りたいと思っております。

○坂口委員 すごく難しいと思うんですけれども、テレワークとか在宅とかいうことがあるとなおさら見えにくいもので、新たなそういうことが発生し出したんかというものがあるやもしれんという杞憂に近いものを含めてだったんですけれども、情報確保をぜひよろしく願います。

○濱砂委員 3ページの労働相談の中にコロナ関連というのが労働者個人に62件、それから内容別件数で年休とか解雇とかその他賃金等がありますが、大体予想はつくんですが、具体的にはどういうものが多かったですか。

○多田調整審査課長 コロナ関連の内容で一番多いのが、この表ではその他賃金等となっておりますが、これは休業手当の関係です。休業したときに手当がもらえるかももらえないかという話なんですけれども、先ほども若干申しましたが、「休むように会社から命じられたけれども、休業手当は出せないと言われた」という案件ですとか、「シフトを減らされて出勤する日数が減って収入が減ったけれども、それを補う手当は何かもらえないだろうか」みたいな相談がその他賃金ということで一番多くございます。

それから、関連して年休が16件とありますけれども、これも「休むように命じられたけれども、自分の年休で対応してくれと言われた」、「会社都合で休まされているのに年休を使わなきゃいけないんですけれども、何とかありませんか」みたいな相談とか。それから、コロナで立ち行かないので解雇されるという状況になったとか。

あと、この中ではその他の中に入っておりますけれども、例えば、職場が感染対策が不十分なんだけれども、その中で会議に出席しなきゃいけないとか、3密回避の対策が職場でされていないけれども、どうすればいいとか、そのような相談が多くなっております。

○日高主査 そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって、労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時52分再開

○日高主査 それでは、分科会を再開いたします。

商工観光労働部の審査を行います。

まず、部長より、令和2年度決算の概要について、説明をお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

御説明に入ります前に、昨日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項につきまして、御報告をさせていただきます。

御承知のとおり、本日9月30日をもちまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言が終了することとなり、飲食店等に対する営業時間短縮の要請についても終了することとなります。

これを受けまして、県民県内旅行——ジモ・ミヤ・タビキャンペーンを明日10月1日から再開いたします。

なお、明日からオレンジ区域となります宮崎市にお住まいの方や宮崎市内への旅行については対象外となりますが、このまま感染状況が落ち着けば10月11日から再開することとしております。

商工観光労働部におきましては、昨年度からの繰越しを含めまして、約134億円のコロナ関連対策の予算を認めていただいております。引き続き、この予算を有効に活用して経済の再始動に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、商工観光労働部の令和2年度決算について、説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

決算特別委員会資料の1ページでございますが、この施策体系表は、県総合計画「未来みやぎ創造プラン」のアクションプランにおける分野別施策のうち、商工観光労働部に関連するものを記載したものでございます。

主な施策の概要につきまして、別冊の主要施策の成果に関する報告書で説明をさせていただきます。

商工観光労働部の赤いインデックス、201ページをお開きください。

まず、一番上の人づくりについてでございます。

1、多様な主体が参加し、一人一人が尊重される社会の(1)国際化への対応につきまして、国際交流員による学校訪問活動を通じて国際理解の促進を図りました。また、多文化共生に関する意識啓発のために、アドバイザーの派遣や外国人住民向けの防災セミナー等を開催しました。

なお、新型コロナの影響で海外との往来が制限される中、本県と台湾の高校生によるオンライン交流を支援したところでございます。

さらに、外国人住民にも暮らしやすい社会づくりを推進するために、行政や生活全般に関する情報提供や相談対応を行ったほか、外国人住民のための日本語講座等を開催いたしました。

また、置県140年となる令和5年に予定をしております世界県人会の開催に向けた準備を行いますとともに、各県人会との関係強化を図りました。

次に、その下の産業づくりについてでございます。

1、様々な連携により新たな産業が展開される社会の(1)産業間、産学金労官連携による

新事業・新産業の展開につきまして、東九州メディカルバレー構想に基づき、医療機関や産業への新規参入や販路開拓を支援しますとともに、スポーツヘルスケア産業に係るビジネスプラン等への支援を行いました。

また、農商工連携による新商品開発等の取組を支援しましたほか、新型コロナ感染症対策をはじめとした医療関連機器の開発や実用化に向けた取組を支援しました。

次に、その下の2、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会の(1)工業の振興につきまして、新型コロナ感染拡大防止対策としまして、休業要請に応じた遊興施設等に協力金を支給しますとともに、飲食店等への営業時間短縮要請の影響を受けた関連事業者への支援も行いました。

また、県内中小企業の資金繰りを支えるため、低利融資等による金融支援や減収の大きい小規模事業者に対して給付金を支給するなど、事業継続を支援いたしました。

また、次のページになりますが、商工会・商工会議所が行う経営指導や専門家派遣等の取組を支援したほか、企業の成長に必要な人材の掘り起こしを行い、都市部プロフェッショナル人材とのマッチングを支援いたしました。

また、産学官が連携した共同研究開発や県内中小企業の新製品開発等の取組を支援しましたほか、IoT等の先端技術導入による生産性向上や業務環境の改善等に向けた共同研究開発を行いました。

また、中核企業の育成を図るため、産学金労官の13機関で構成をします企業成長促進プラットフォームにおいて、成長期待企業への集中支援を行いますとともに、地域経済を牽引することが期待される企業を未来成長企業として選定

し、企業ごとの課題に応じた支援を行ったところでございます。

さらに、新型コロナの影響で売上げが減少した企業や新たな事業展開を図る企業に対して、新商品開発や生産性向上等の取組を支援しましたほか、ものづくり企業の感染防止対策等の取組を支援いたしました。

また、自動車産業関連企業の取引拡大や航空機関連産業への参入支援のほか、食品製造事業者に対する衛生管理や品質管理に関する研修を実施しますとともに、輸出相手先が求める食品衛生基準等に対応する取組に対して支援を行ったところでございます。

さらに、工業技術センター及び食品開発センターにおきまして、産学官連携による研究開発や技術支援を行ったところでございます。

企業立地につきましては、立地の受皿となる事業用地の確保を図る市町村を支援しましたほか、県内外の事業所をフォローアップ訪問しますとともに、オンラインを活用した企業との接触やセミナーを行うなどの誘致活動を展開いたしました。

また、コロナ禍に伴うサプライチェーンの見直しや地方回帰の動きを取り込むため、県内への工場の移転・増設やサテライトオフィスの整備等に対する支援を行いました。

次に、(2)の商業・サービス業の振興につきまして、商店街活性化に取り組む市町村の支援を行いますとともに、インターネット販売事業への参入を目指す事業者の育成を図りました。

また、新型コロナの影響を大きく受けた本県経済の回復を図るために、プレミアム付商品券を発行する市町村を支援しますとともに、国のGo To Eatキャンペーンの食事券のプレミアム率を上乗せしたほか、地域の実情に応じた

消費喚起策に取り組む市町村の支援を行いました。

また、商店街に人を集め、消費を促す取組として、新しい生活様式に対応したイベントの実施を支援したところでございます。

また、急速に発展するICT技術に対応できる人材の養成に取り組んだほか、企業の労働環境の改善や業務の効率化に必要なICT技術導入に対する支援を行いました。

また、県産品の国内外での販路拡大を図るため、海外展開としましては、海外事務所や重要市場に設置したグローバルサポーターなどの現地機能を活用してフェアを実施するとともに、ジェトロと連携しながらオンライン商談会を開催いたしました。

また、本県の本格焼酎の海外販路拡大を図るため、海外向けのPR動画を制作して情報発信を行いますとともに、見本市への出店を行いました。

次のページになりますけれども、国内展開としましては、県産品のさらなる認知度向上や販路拡大を図るために、県物産貿易振興センターと連携しながら、ネットショップを活用した応援消費キャンペーンを行いましたほか、百貨店等で物産展を開催しますとともに、アンテナショップを有効活用し、県内外に向けた情報発信を行いました。

次に、203ページでございますけれども、3の活発な観光交流による活力ある社会の(1)観光の振興につきまして、新型コロナ感染防止対策としまして、国民宿舎の受入れ環境整備のほか、ホテルや旅館などの宿泊施設や観光施設等の取組への支援を行いました。

また、MICEの推進につきましては、開催支援やキーパーソン招聘のほか、感染防止対策

による小規模化など、開催環境の変化を踏まえた誘致に取り組みました。

また、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、県民向け、隣県向けのキャンペーンを行いましたほか、県内で実施する教育旅行に対する支援も行いました。

スポーツイベントやキャンプ、合宿につきましては、感染防止の取組に対する支援を行いましたほか、観客の感染対策を徹底することにより安全安心なキャンプ地宮崎を確立し、スポーツランドみやざきを推進いたしました。

また、本県のシンボルキャラクター「みやざき犬」を活用した情報発信や、みやざき大使、みやざき応援隊による魅力発信、さらには新宿みやざき館KONNEなどを有効活用し、本県の多彩な魅力をPRいたしました。

次に、204ページでございますけれども、(2) 県境を越えた交流・連携の推進につきましては、九州内からの誘客促進を図るために、NEXCO西日本や大分県と連携した誘客に取り組むとともに、南九州3県による国内教育旅行のPRやSNSによる情報発信を行いました。

次に、その下の4、経済交流を支える基盤が整った社会の(1) 地域や企業を支える産業人材の育成・確保につきましては、小中学生に対し技能体験教室を開催しましたほか、高校生へは熟練技能者による講座を開催し、技能の重要性についての周知・啓発に努めたところでございます。

また、産業技術専門校におきましては、中学・高校の学卒者等に対する職業訓練を実施いたしました。

次に、(2) 職場環境整備と就業支援につきましては、女性や高齢者、若年者の就業を促進するために、相談窓口の設置やセミナー等を開催い

たしました。

また、高校生の県内就職を促進するため、県内就職支援員を配置するとともに、企業紹介冊子や職業体験動画の制作に取り組むことで、早い段階から県内企業の魅力に直接触れる機会を提供いたしました。

なお、新型コロナウイルスの影響で求人減少が見込まれましたことから、新規学卒者の採用意欲を後押しする支援を行いましたほか、対面による企業説明会の開催が制限をされたため、県内企業を紹介する動画を作成し、県内全ての高校に配布いたしました。

また、ふるさと宮崎人材バンクを活用した職業紹介やウェブによる就職説明会を開催しましたほか、県内の大学に通う本県出身の学生の就職活動を支援するとともに、県内企業の魅力を情報発信することでUIJターンのさらなる促進を図りました。

さらに、働きやすい職場づくりを促進するため、仕事と生活の両立応援宣言事業所の登録や働きやすい職場「ひなたの極」認証制度の推進を図りました。

主な施策の概要につきましては以上でございます。

新型コロナにつきましては、現在、ワクチン接種は進んでいるものの、まだ当分は感染状況等を見極めながら、微妙なアクセルとブレーキを使い分けていかなければならない状況が続くと思われま

今後とも、厳しい中ではございますが、しっかりと県内経済の下支えをしま

決算特別委員会資料の2ページを御覧ください。

令和2年度歳出の決算状況について御説明を

いたします。

一般会計は、下から5段目の計の欄になりますが、予算額614億3,169万2,000円、支出済額576億9,168万7,562円、翌年度繰越額29億3,740万9,207円、不用額8億259万5,231円、執行率93.9%、翌年度繰越額を含めた執行率は98.7%となっております。

次に、特別会計は、下から2段目の計の欄になりますが、予算額5億1,066万3,000円、支出済額3億3,545万1,882円、不用額1億7,521万1,118円、執行率65.7%となっております。

一般会計と特別会計を合わせました部の合計は、一番下の欄になりますが、予算額619億4,235万5,000円、支出済額580億2,713万9,444円、翌年度繰越額29億3,740万9,207円、不用額9億7,780万6,349円、執行率93.7%、翌年度繰越額を含めました執行率は98.4%となっております。

次に、資料の最後のページになりますけれども、22ページを御覧ください。

監査における指摘事項等についてでございます。

指摘事項等に対しましては、改めて職員への指導を徹底いたしますとともに、複数人によるチェック体制を強化するなど、改善に努めたところではありますが、今後とも、より一層の周知徹底を図ってまいります。

また、監査委員から提出されました令和2年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、1件の指摘、留意事項等がございました。これにつきましては、各事業の詳細と併せまして、関係課長から後ほど説明をさせます。

最後になりますが、本日は、食品開発センター所長の山田が病氣療養により分科会を欠席させていただいておりまして、代理で同センター

食品開発部の部長、平川良子が出席をしておりますので、よろしく願いをいたします。

私からの説明は以上でございます。

○日高主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、商工政策課、企業振興課、企業立地課の審査を行います。

令和2年度の決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○児玉商工政策課長 商工政策課の令和2年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計ですが、一番上の行、商工政策課のところ、左側から、予算額は529億3,859万1,000円、支出済額は505億5,868万8,651円、翌年度への繰越額は22億4,040万9,207円、不用額は1億3,949万3,142円、執行率は95.5%、翌年度繰越額を含む執行率は99.7%であります。

次に、特別会計ですが、下から4行目の商工政策課のところ、左側から、予算額は3億6,389万円、支出済額は2億3,024万5,348円、不用額は1億3,364万4,652円、執行率は63.3%であります。

1枚めくっていただきまして、3ページからが商工政策課の事項別明細説明資料になりますが、(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

4ページを御覧ください。

中ほどの(目)商業振興費です。不用額が1億3,382万5,291円となっておりますが、主なものは、次の5ページ、上から3行目の負担金・補助及び交付金の執行残1億2,792万9,986円で

す。これは主に、中小企業融資制度の保証料補助を行う事業で平均保証債務残高が見込みより減少したことや、利子補給事業では補給額が見込みより減少したこと、また、プレミアム付商品券の発行を行う市町村への支援事業において、商品券の未換金や事務費の執行残が生じたことによるものであります。

次に、その下の(目)物産振興費です。執行率が47.4%となっておりますが、新型コロナウイルスの影響による出張の中止による旅費の執行残やその他事務費の節約によるものであります。

次に、6ページを御覧ください。

一番上の(目)工鉱業振興費であります。不用額が231万6,434円となっておりますが、これは主に、地域課題解決型起業支援事業において、補助対象事業者の事業費が減少したため、補助金が執行残となったものです。

次に、中ほどにあります(目)計量検定費です。不用額が128万8,987円となっておりますが、これは主に、計量検定所の管理棟屋根の工事請負費が執行残となったものです。

次に、7ページをお開きください。

上から3行目の特別会計の(目)小規模企業者等設備導入事業助成費です。不用額が1億3,359万4,328円となっておりますが、これは主に貸付金に計上している決算剰余金でありまして、次年度以降の貸付原資などとして令和3年度に繰り越しております。

次に、特別会計の歳入決算について御説明します。

令和2年度宮崎県歳入歳出決算書を御覧ください。資料の中ほどの水色の仕切りからが特別会計となります。この目次のページの次、特別会計の1ページをお願いいたします。

小規模企業者等設備導入資金特別会計であり

ます。

上の表の一番下、歳入合計欄ですが、左から3列目の調定額4億7,057万8,611円、その右の収入済額3億6,852万1,476円、1つ飛んで収入未済額1億205万7,135円となっております。

特別会計の歳入決算につきましては以上であります。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。青いインデックス、商工政策課のところ、205ページをお開きください。

産業づくりの2、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会でございます。ページの中ほどの表、施策推進のための主な事業及び実績により御説明をいたします。

表の一番上の宮崎県休業要請協力金ですが、昨年のゴールデンウィーク期間中における県外からの来県の抑制を行うために、キャバレーやパチンコ店などの遊興施設等に対して休業要請を行ったことに伴うもので、要請に応じた2,283事業者に対し、協力金を支給したものです。

次の飲食関連事業者等緊急支援は、本年1月から2月にかけての飲食店等への営業時間短縮要請により、大きく影響を受けた飲食関連事業者等を支援するもので、178事業者に対し、支援金を支給いたしました。

なお、8月臨時会の常任委員会で御報告いたしました。予算上の積算7,250件に対し、本年度繰越分までを含めた支給実績が917件と見込みを大きく下回っておりまして、大変申し訳ないことではあります。令和3年度への繰越額のうち、12億8,848万円余が執行残となる見込みでございます。

次の中小企業融資制度貸付金は、金融機関、信用保証協会と連携し、低利の事業資金を円滑に供給するためのもので、447億8,166万7,000円

の原資を金融機関に預託しました。

主な実績内容ですが、新型コロナ対策として新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付や新型コロナウイルス感染症対応資金による県内中小企業の資金繰りの支援に取り組み、新規融資実績は1万2,626件の1,801億3,600万5,000円となっております。

次の中小企業金融円滑化補助金は、県の中小企業融資制度を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減を図るため、信用保証協会に対して保証料の一部を補助するもので、2億6,992万1,000円の補助を行いました。

206ページをお開きください。

一番上の中小企業融資制度利子補給は、新型コロナウイルス感染症対応資金に係る利子分を事業者に交付するもので、金融機関を通じて1万570件の利子補給を行いました。

1つ飛びまして、中小企業団体中央会等補助金は、県中小企業団体中央会等に対し、指導員等の人件費や組合指導事業への補助を行ったものであります。

次の小規模事業経営支援事業費補助金は、商工会、商工会議所等に対し、経営指導員等の人件費や経営改善普及事業等への補助を行ったものであります。

次の中小企業等経営基盤強化支援は、商工会等が税理士などの専門家や経営支援チームを小規模事業者等に派遣し、事業の強化や新分野進出などに関する助言や指導を行うなど、経営基盤の強化を支援したものです。

次の小規模事業者事業継続給付金は、昨年1月から4月のいずれかの月の売上げが前年同月と比べて75%以上減少している小規模事業者の事業継続を支援するため、商工会議所連合会等を通じて、7,618事業者に対し支援金を支給いた

しました。

207ページを御覧ください。

一番上の商工会等指導環境整備は、新型コロナの感染予防対策を講じながら小規模事業者等を支援している商工会等に対し、亚克力板の設置など、指導環境の整備に係る経費を補助したものであります。

次のプロフェッショナル人材戦略拠点運営は、企業の成長に必要な人材を掘り起こし、人材紹介会社につなぐことにより、県内企業と都市部のプロ人材とのマッチングを支援したもので、2年度の採用者数は46人となっております。

1つ飛びまして、みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備資金貸付制度の原資として、産業振興機構に対し1億2,500万円を貸し付けたもので、機構において6件、3,120万円の設備導入資金の貸付けを行っております。

210ページをお願いいたします。

一番上の未来みやざき地域商業活性化支援は、商店街活性化に取り組む市町村への補助事業として2市の取組を支援するとともに、商店街のリーダー育成のため、2つの商店街を対象に計7回の研修会を実施したものです。

次のインターネット販売成長促進は、インターネット販売事業への参入を支援する販路拡大セミナーや既に参入している事業者を対象にスキルアップセミナーやウェブ物産展を開催し、インターネット販売事業者の育成を図ったものであります。

次のみやざき応援消費促進は、プレミアム付商品券の発行など、地域の実情に応じた消費喚起策に取り組む市町村を支援し、また、国が実施するGoToEatキャンペーンの食事券発行事業者に対し、プレミアム率の上乗せなどを

補助することで、地域経済の回復を図ったものであります。

次のみやざき商店街にぎわい回復は、新型コロナウイルスの影響により打撃を受けた商店街に人を集め消費を促す取組と、新しい生活様式に合わせた感染防止対策の取組を両立させたイベントを実施することで、商店街のにぎわい回復を図ったものです。

211ページを御覧ください。

応援消費プレミアム付商品券発行は、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ県内経済の再始動に向けた取組として、全市町村と連携して市町村が行うプレミアム付商品券の発行を支援し、県民の応援消費を促したものです。

主要施策の成果については以上であります。

次に、令和2年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書について御説明いたします。

35ページをお願いいたします。

小規模企業者等設備導入資金特別会計について、一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、「貸付金の収入未済額については、今後も引き続き償還促進についての努力が望まれる」との意見であります。

収入未済額につきましては、訪問や文書催告等により回収に努めておりますが、令和2年度は133万9,318円を回収したところであり、収入未済額は1億205万7,135円となっております。

引き続き償還促進に努めますとともに、要件を満たした債権については不納欠損処理についても検討していくこととしております。

なお、監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○串間企業振興課長 企業振興課でございます。企業振興課の令和2年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、2ページをお願いいたします。

企業振興課は、上から2段目の欄になりますけれども、予算額は21億685万4,000円、支出済額は19億8,689万6,889円で、不用額は1億1,995万7,111円、執行率は94.3%であります。

次に、資料の8ページ、企業振興課のインデックスのところをお願いいたします。

(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

まず、下から7段目になりますけれども、(目)の工鉦業振興費であります。左から3列目、不用額につきましては1億597万878円であります。その主なものといたしまして、次の9ページをお願いいたします。上から2段目の委託料、それから5番目の負担金・補助及び交付金でございます。これは、産業振興機構を通じて行いました専門家派遣事業や新型コロナ対策として補正予算により実施いたしました中小企業の販路開拓や生産性向上、感染防止対策等の取組に対する助成事業につきまして事業費が確定したことによるものなどでございます。

次に、中ほどの(目)の工業試験場費でございます。不用額が1,351万2,986円となっております。これは、工業技術センターの維持管理経費の執行残でございまして、主なものといたしましては、次の10ページの上から2段目のところですが、工事請負費でございます。562万7,900円、これは、工業技術センターにおける空調設備改修工事の執行残でございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書で御説明いたします。

企業振興課のインデックスのところ、212ページでございます。

産業づくりの1の(1)産業間・産学金労官

連携による新事業・新産業の展開であります。

表の一番上、「東九州メディカルバレー医工連携総合支援」におきましては、医療機器の展示会出展、医療機器関連産業の参入等を支援するコーディネーターの配置などによりまして、新規参入、取引拡大を図る県内企業の支援を行ったところでございます。また、宮崎大学の寄附講座を中心に、企業との医工連携による研究開発の支援を行ってきたところでございます。

次に、213ページをお願いいたします。

表の一番上の改善事業、みやざき農商工連携支援におきましては、中小企業者と農林漁業者との連携による新商品開発等の支援、商品開発に関するセミナーの開催などによりまして、県内事業者の農商工連携の取組を支援してきたところでございます。

その下の新規事業、感染症対策等医療関連機器開発支援におきましては、新型コロナ対策の強化とともに、東九州メディカルバレー構想の一層の推進を図るために、県内企業の新型コロナ対策をはじめとした医療関連機器の開発、それから実用化に向けた取組への支援を行ったところでございます。

次に、215ページをお願いいたします。

創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会、(1)工業の振興でございます。

表の2段目、新規事業、先端技術研究開発促進・人材育成支援におきましては、研究開発といたしまして工業技術センターと大学等が連携して、ものづくり現場におけますIoT等の先端技術導入による生産性向上や業務環境の改善などの研究・実験等を行ってきたところでございます。

その下の産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進におきましては、成長

期待企業として認定しております26社に対し、13の関係機関で構成する企業成長促進プラットフォームにおきまして、新商品開発等に係る助成など、伴走型の支援を行ってきたところでございます。

続きまして、216ページをお願いいたします。

表の2段目の新規事業、地域中小企業等回復支援は、新型コロナウイルスに対する支援策として、新商品開発や販路拡大、生産性向上等の取組に対する助成などによりまして、新型コロナの影響を受けた中小企業等の支援を行ってきたところでございます。

その下の新規事業、ものづくり企業経済活動再開支援におきましても、同様にものづくり企業の新型コロナウイルスに対する感染防止、生産性の維持のための設備改修等につきまして、144件の助成を行ったところでございます。

217ページをお願いいたします。

表の2段目、新規事業、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備におきましては、食品や飲料等の輸出相手先が求める食品衛生基準やニーズに対する施設整備、ISOなどの認証取得等に取り組む県内企業に対して支援を行ってきたところでございます。

その下の工業技術研究開発及び食品開発センター研究開発では、工業技術センターにおきましてプラスチック等の異物検査の精度向上に関する研究など、13テーマの研究開発を行ってきたところでありまして、その下の食品開発センターにおきましては、県産果樹を用いた加工品の高付加価値化に関する研究など、9テーマの研究開発を行ったところでございまして、両センターにおきましては、さらに企業からの依頼試験、技術相談等に対応してきたところでございます。

220ページをお願いいたします。

(2) 商業・サービス業の振興でございます。

表の2段目をお願いいたします。新規事業、中小企業ICT技術導入促進でございますけれども、新型コロナ対策に資する労働環境改善、業務の効率化に必要なICT技術の導入に取り組む企業に対して支援を行ってきたところでございます。

主要施策の成果につきましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○大衛企業立地課長 企業立地課の決算につきまして説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお願いいたします。

企業立地課は上から4つ目の欄でございます。当課の令和2年度一般会計の決算額は、予算額9億3,196万2,000円、支出済額8億969万6,643円、翌年度への繰越額1億円、不用額2,226万5,357円、執行率は86.9%、翌年度繰越額を含む執行率は97.6%であります。

続いて、同じ資料の15ページ、企業立地課のインデックスのところをお願いいたします。

(目)の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて説明をいたします。

ページ中ほどの(目)工鉱業振興費であります。不用額は2,225万5,474円となっております。

その主な理由につきましては、まず、旅費でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県外への企業誘致活動を自粛したことなどにより、不用額が生じたものであります。

次に、負担金・補助及び交付金の不用額1,992万6,000円であります。これは、企業立地促進補

助金の執行残がその主なものであります。

この企業立地促進補助金は、立地企業の新規雇用や設備投資などの実績に応じて支払うもので、毎年度、次の年度に申請資格のある立地企業に対して、申請の有無と見込額をあらかじめ確認の上、予算を計上しておりますが、令和2年度に補助金の申請を予定しておりました立地企業の申請額が当初の見込額を下回ったことなどにより、執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて説明いたします。

資料が変わりまして、主要施策の成果に関する報告書、企業立地課のインデックスのところ、230ページをお願いいたします。

産業づくり、2の(1)工業の振興であります。

施策推進のための主な事業及び実績の表の1段目、改善事業、地域工業団地整備促進であります。

当事業は、近年、企業立地の進展に伴い、県内において工業団地が少なくなっている状況にありますことから、立地の受皿となる事業用地の確保を図るため、市町村等が実施する工業団地整備への支援等を行うものであります。

令和2年度は、工業団地整備に関する事前調査や排水施設、取付け道路等の基盤整備、また、団地分譲促進のための広報事業の取組に対し、都城市など、記載の4市町に補助金を交付したところであります。

次に、一番下の段、企業立地促進補助金であります。令和2年度は、申請のありました41の企業に対しまして、設備投資額や新規の雇用者数等の実績に応じ、補助金を交付したものであります。

231ページをお願いいたします。

新規事業、サプライチェーン対策等県内投資促進補助であります。新型コロナの世界的な感染拡大に伴い、原材料や部品の供給網であるサプライチェーンに支障が生じ、生産活動が停滞するなどの影響が見られました。

当事業は、このような状況を受け、BCP——事業継続計画の観点から国内外での生産・事業拠点を見直し、国内や地方への回帰を進める企業の動きを本県に取り込むため、工場の新増設やサテライトオフィス整備等の設備投資に対する支援を行うものであります。

実績としましては、3つの企業の事業を採択し、年度内に完了した半導体関連装置製造事業者1社に対しまして補助金を交付いたしました。

なお、その下の括弧にありますサテライトオフィス設置事業者など、2つの事業者につきましては、採択した事業が年度内に完了しなかったことから、令和3年度に繰越しの上、事業を進めているところでございます。

続きまして、施策の進捗状況であります。

先ほど説明しました事業など、様々な企業立地活動を展開しました結果、令和2年度の企業立地件数は39件となっております。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査結果報告書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○日高主査 説明が終了いたしました。

まず、商工政策課に関連する項目で質疑はございませんでしょうか。

○窪菌委員 206ページの中小企業融資制度利子補給が1万570件ということで予算があるわけですが、この利子補給はずっと今後もあると思うんですけれども、見通しはどうなっているか。

まず一点、お聞きします。

○海野経営金融支援室長 中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症対応資金に係る融資と利子補給等についてなんですけれども、この206ページの一番上の利子補給につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受けた方に対して、当初は3年間、その利子がゼロ%となるように利子補給をするというものでありまして、令和2年度におきましては約5億円の利子補給を実施しました。

利子補給をした件数としては1万570件ということで、こちらは感染症対応資金の融資が始まった令和2年5月当初から令和2年の12月までに利子が発生したものについて、1万570件ということで令和2年度に補助しているところです。

当然、その後も令和3年の1月から3月に融資額が増えておりますので、さらに今現在は利子補給対象件数も伸びてはいますし、利子補給額もこの金額を上回る状況になっております。

○窪菌委員 それで、こういった貸付金はほかにもいっぱいあるんですが、中小企業については今ここにありますので、全体で5億円ということなんですけれども、結局はこの回収です。これは利子補給なんですけれども、元金の回収なんかはどうなっているんでしょうか。

○海野経営金融支援室長 こちらの利子補給金については補給をするだけということなんですけれども、そもそもの融資分については、その前のページの205ページに中小企業融資制度貸付金というのがございますけれども、その実績で融資実績は新規融資が1万2,626件、1,801億3,600万5,000円ということで、これが民間金融機関から融資をされている全体の融資になります。1,801億円のうち、1,737億円がコロナ融資に係るものということで、ほとんど96%がコ

コロナ関連融資だったということになります。こちらについては、金融機関に借入者から定期的に償還をされているということになります。

○窪菌委員 これは償還の計画、いつ頃からいつ頃までというのがあるんですか。

○海野経営金融支援室長 県の中小企業融資制度につきましては、融資期間がいろいろございまして、10年とか15年とかもあつたりするんですが、新型コロナウイルス感染症の関連の融資につきましては融資期間が10年以内ということになっていまして、そのうち据置期間は国の制度だと5年以内ということなんです。借りた方々を見てみると、据置き1年以内を設定して借りていらっしゃる方が約半数程度いらっしゃるの、もう既に多くの方で償還が始まっています。

融資期間もそれぞれの金額に応じて5年だったり、7年だったり、最大10年を取っていたりという方々が色々いらっしゃいますので、可能な返済額を設定していただきながら、各事業者がその償還期間内、5年とか7年とか10年以内に返していただくという計画を立てていただいているということでございます。

○窪菌委員 もう一点、すいませんが、今言った中小企業融資制度の利子補給の次の信用保証協会の損失補償金なんです。これは11件ということですが、どのような内容だったんでしょうか。

○海野経営金融支援室長 令和2年度の信用保証協会の損失補償金は175万円支出しております。これは、県の中小企業融資制度を借りた方が倒産等で返済不能になって、信用保証協会が貸した金融機関に対して代位弁済をします。その代位弁済した金額に対して保証協会としては、国の中小企業政策金融公庫に保険を掛けており

まして、約8割程度はその保険で戻ってくるわけなんですけれども、残り2割の部分、それが金融機関負担分もあつたりするんですけれども、信用保証協会が代位弁済した後に賄い切れなかったものについて、県が一定の割合で損失補償をしているという制度になります。

昨年度の11件というのは、これは令和元年度中に代位弁済が発生したのになります。元年度中に代位弁済が発生して、それが確定して令和2年度中に損失補償をするというものなんですけれども、その11件の内訳というのが、建設業が3件、飲食業が2件、それからサービス業が3件と製造業が1件等となっております。

○太田副主査 分科会資料の6ページ、商工政策課になりますが、計量検定費の執行残の説明のときに、管理棟の何か執行残とかと言われてましたか。これは恐らく工事請負費のことだろうと思いますが、計量検定のイメージがちょっと。県がどういう業務を持っているのか。管理棟がどうのこうのということだから、そこに旅費もあるから職員も配置されているんだろうと思いますが、計量検定の役割といいますか、県がそういった業務をしていることがちょっと分からなかったものですから、全体の説明もお願いいたします。

○児玉商工政策課長 計量検定所は、計量法に基づきまして県が実施しております。政令において宮崎市は特定市ということなので、宮崎市で計量検定をやっている部分もあるんですけれども、県内全域を対象に県で計量検定ということで業務をやっています。

具体的に言いますと、例えば、タクシーのメーターが正確なものになっているのかとか、あるいはガソリンスタンドの給油の量を測りますが、量が適正なものなのかといった検定

をやっております。実際にそういったところに出向いて行って検査をしたりすることで旅費がかかったりします。

また一方で、県の検定所に来ていただいて検査したりもします。例えば、タクシーのメーターがちゃんと正しいかどうかというのは、実際にタイヤを回して正しいかどうかというのを測ったりするための検査棟があります。宮崎大学の工学部のそばにあるんですけども、所在は木花台です。そこにお越しいただいて検査するための検査棟と、あとは当然常駐している職員がおります。

今回の分は、管理棟の屋根の修繕が必要だったということで、営繕工事ですので、営繕課に発注していただいて、そこで入札残があったというところでの執行残が生じておるところでございます。

○太田副主査 それで、民間でそういう検定、計量するような何か看板が出ているところがあるんですが、そういった民間との関係とか、業務が違うのか、その辺はどうなんですか。

○児玉商工政策課長 計量士という資格もございまして、その計量士の資格を持っていらっしゃるって、その計量士の方が検査するといったこともございます。計量器をつくる会社もわずかではございますが、県内にはございますし、当然、計量器があれば、そこを修繕するための事業者様もいらっしゃるって、そういった方々はそれぞれ計量法等に基づく、省令等で細かい基準がたしかあったと思いますけれども、その省令に基づいて基準を満たされた事業者様がその業を行っていらっしゃる状況でございます。

○太田副主査 今度は別の点になりますけれども、いいですか。

○太田副主査 令和2年度宮崎県歳入歳出決算

審査意見書の35ページの小規模企業者等設備導入資金特別会計です。収入未済額があるが、しかし、130万円程度の回収も図ったということで努力されている説明がありました。説明の中で、不納欠損も展望しないといけないということを言われたと思いますけれども、こういうのにあまりこだわってしまって、ずっと残しておくのもいけないのではないかと思うのと、不納欠損すべきものはどんどんしたほうがいいのではないかとあります。

ただ、むやみやたらにということはできませんので、聞きたいのは、こういう事業所が不納欠損すべき状況になるのは例えばどんな場合なのか。というのは、個人の場合は、例えば、生活保護を受けるようになりましてという情報があればもう不納欠損に近い形をどんどん取って行ってやりますけれども、企業の場合はどういふ場合が不納欠損になり得るのでしょうか。

○海野経営金融支援室長 不納欠損になる場合については、破産法とか会社更生法とか、そういった法的な手続によって債権の債務を免除されるという結論を得るところが端的にはあるのではないかと。あと、債権の消滅時効が完成をされていて、かつ時効の援用をする、あるいは、援用する意思があるとみなされるといったときに不納欠損はされるという規定になっています。これは財務規則に規定されております。

○太田副主査 そういうきちんとした形をもって判断していくということですね。

借りる側も必死でもあるし、貸さないで倒れてしまうというところで、なかなか貸す側も苦労されると思うんです。ぜひ順調にいったほしいということでこういう制度もあるだろうと思いますが、そういう中で、借りる側のモラルハザードというか、借りればいいんだというよう

なことでやるようなことでもいけないのかなと思って、その辺が順調になるように難しい対応もあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○濱砂委員 205ページの商工政策課について、先ほど説明のあった実績の上から2段目、飲食関連事業者等緊急支援の見込みが7,050件だったのが178件で、約14億6,000万円が翌年度に繰越しとのことですが、この繰越しはどこに来ているんですか。

○児玉商工政策課長 これが決算になりますので、ここに出てきているのが令和2年度に実施した部分で、ここの表にありますとおり、178件が支給件数として上がっております。令和3年度の繰越し事業については、*この決算の資料には出てきておりません。

○濱砂委員 出てきていないの。

○児玉商工政策課長 はい。ただ、飲食関連事業者に対しては10万円の支給をしているんですが、8月の臨時会のときに、これまでに我々のほうで積算している数字——令和2年度で予算計上し、今年度になって執行している分の件数についても併せて御報告したところであります。そこで御説明しましたとおり、令和2年度中に執行できたのが178件だったんですが、令和3年度になってから執行した分を合わせると917件となっており、予算の積算上は7,250件を積算しておりましたので、その差の6,333件が執行できない状況になったということでもあります。

今回、決算の御説明でありますけれども、非常に金額が大きいものですから、この場をお借りしてまた重ねて御説明をさせていただいたところでございます。

○濱砂委員 つまり、継続してこの事業は進んでいるということですか。

○児玉商工政策課長 令和3年度への繰越しの14億6,000万円余の予算については、国に計画を出して、その交付金を使うことが認められたものであるんですけども、その交付金を使うときの申請の内容が今年の1月、2月の事業者支援に係るものとなっております。

ですので、例えば今年の4月以降、5月、6月、それぞれ飲食関連の支援金について補正予算をお認めいただいたところなんですけども、その財源に充てることができませんで、その分については新たに予算として国の事業者支援分の交付金があるんですけども、そちらを活用させていただいたところでございます。

○窪菌委員 休業要請をした飲食店に対し、10万円、20万円の交付をされていますが、小規模事業者に対しても支援があったということで、これは支援を受けられた方々の状況とかそういうのはどうなんでしょうか。喜ばれているのか、助かったなという意見があるのかどうか。金額的に見ると、本当にこれは見舞金ぐらいだなという気もしないでもないんですが、どうなんでしょうか。

○児玉商工政策課長 申請されている方々としては、まさに個人事業主の方々が多かったですので、そういった個人事業主の方にとってみれば、10万円というのはやはり大きな事業継続の支えになっていると考えております。

ただ、一方では、法人等で従業員を抱えているような事業者もいらっしゃいますので、そういったところからしますと、10万円では一部の補填にはなるんだろうと思うんですけども、それで十分かといいますと、なかなか十分とは言えないような状況であると考えております。

○窪菌委員 飲食店とか小規模のところはかな

※38ページに訂正発言あり

り大きな金額になると思いますが、大きな会社はちょっとあれかなという気もします。一律だったわけですから、その辺りの振り分けがちょっと難しいかなとは思っていますけれども、今後とも仮にこういうのが発生したとすれば、またこういうのも継続していかないかんでしょうから、よろしくお願ひしたいと思っています。

○日高主査 関連はよろしいでしょうか。そのほかもよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 続いて企業振興課について、何か質疑はございますでしょうか。

なければ、企業立地課もまとめてお願ひいたします。

○来住委員 主要施策の成果に関する報告書の230ページに企業立地促進補助金というのがあるんですけども、まず、企業立地の概念が知りたいです。

例えば、よく立地企業で我々議員に都城市のどこどこに新しい企業が来ましたよというのは報告があるんですけども、全くの新規で企業が立地されたのか、それとも県内の企業が都城市に——例えば三股町の企業が都城市に来る、場所が変わるとか、そういうのもこれに入るのか。まず、企業立地の概念というのを教えてください。

○大衛企業立地課長 企業立地という言葉に関してなんですけれども、結論から言いますと、今、委員が後半でおっしゃったようなことが基本的な考え方です。

県内の企業あるいは県外の企業が県内で工場なり事業所をつくっていただいて雇用をさせていただくといった場合に、県として要件をつくっておりまして、例えば、雇用が何人とか、工場であれば、これは補助金のほうですけども、

補助の要件とかがあるんですが、その要件に合致して、企業のほうも認定を受けたいと申請をしていただいた場合に認定をさせていただいております。

そのお知らせを企業立地ニュースという形で議員にもお知らせしたりとか、マスコミにも流させていただいて広報したりして、それが231ページの進捗状況の39件という数字の中に入っているということをごさいますして、全く新たなものだけではないということをごさいます。

○来住委員 例えば、私が三股町で1つの企業を起こしていて、そこに従業員が10人いたとします。それを今度は都城市が工業団地をつくったから、そこにそのまま移動するというのは、該当になるのでしょうか。

○大衛企業立地課長 基本的に丸ごと移転ということに関しましては、県としましては対象とはしておりません。これが例えば市町村ベースですと、A市からB市に移ればB市にとってはメリットですので、市の立地企業という形で対応される場所もあるということをごさいますして、そこは県と市町村のスタンスが違うということをごさいます。

○窪園委員 231ページのサプライチェーンの関係ですが、半導体関連製造事業者1企業とありますが、これはどこの会社なんですか。

○大衛企業立地課長 これは小林市に立地いただきましたミヤザキという特殊樹脂の会社でございまして、いわゆる半導体製造機器に使う特殊樹脂をつくっておられます。

○日高主査 企業振興課でも何かございませぬでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって、商工政策課、企業振興課、企業立地課の審査を終了い

たします。

暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時15分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

これより、雇用労働政策課、観光推進課、オールみやぎ営業課の審査を行います。

令和2年度決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○兒玉雇用労働政策課長 雇用労働政策課でございます。当課の令和2年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料2ページをお開きください。

雇用労働政策課は、上から3段目の欄であります。

当課の令和2年度一般会計の決算額は、予算額15億9,044万2,000円、支出済額14億541万9,404円、翌年度への繰越額はございません。不用額1億8,502万2,596円、執行率は88.4%であります。

次に、雇用労働政策課のインデックスのところ、11ページをお開きください。

(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、上から3段目の(目)労政総務費であります。不用額は1億2,679万108円、執行率は82.4%となっております。

主な理由であります。新型コロナ対策として実施いたしました新卒採用企業応援事業におきまして、採用内定者1人当たり10万円の支援金支給、また、離職者採用企業支援事業におき

まして、支援金を1人当たり10万円を支給いたしました。これらの実績が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、12ページを御覧ください。

下から4段目、(目)職業訓練総務費であります。不用額は283万1,650円となっております。主な理由であります。ものづくり技能士育成事業における委託料精算に伴う執行残や宮崎県技能検定センター管理運営事業において、光熱費や修繕費が見込みを下回ったこと等によるものであります。

次に、13ページを御覧ください。

中ほど(目)職業訓練校費であります。不用額は5,443万1,464円、執行率は89.5%となっております。主な理由であります。離職者等の再就職を促進するための委託訓練において、就職率に応じて委託先へ支払う報奨金が見込みを下回ったことなどにより、報償費に不用額が生じたこと、また、訓練の受講者数が見込みを下回ったことにより、委託料に不用額が生じたことなどによるものであります。

当課の決算につきましては以上であります。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。

別冊資料、主要施策の成果に関する報告書の雇用労働政策課のインデックスのところ、222ページをお開きください。

まず、産業づくりの4の(1)地域や企業を支える産業人材の育成・確保であります。

主な事業について御説明いたします。

2段目の技能向上対策であります。これは、将来を担う若者などのものづくりへの関心を高めるため、小中学校や高校等に技能士を派遣し、技能体験教室や技能講座を行ったところであります。

また、産業を支える技能や技能士に対する県民の理解を深めるため、技能まつりを開催したところでもあります。

次に、223ページを御覧ください。

県立産業技術専門校であります。西都市の本校において、高等学校卒業生以上の方を対象に、電気設備科など4科で、1、2年生合わせて129人に対し、2年間の普通課程による職業訓練を行ったところでもあります。

また、高鍋校では、中学校卒業生以上の方を対象に、建築科など3科、16人に対し、1年間の短期課程による職業訓練を行ったところでもあります。

そのほか、委託訓練につきましては、パソコンや医療事務、介護福祉士等の訓練コースを設け、離職者等を対象として、合計844人の方に職業訓練を実施し、県民の就職促進に努めたところでもあります。

次に、225ページをお開きください。

(2) 職場環境整備と就業支援であります。

2段目、女性・高齢者就業支援では、昨年10月にみやざき女性・高齢者就業支援センターを開設し、相談窓口を開設したところでもあります。初年度は401人の就労相談に対応し、77人の方の就職が決定しております。

その下の若年者就職・定着サポートでは、若年者の就職相談に対応するヤングJOBサポートみやざきの運営や、国と共同して若年無業者等を対象としたみやざき若者サポートステーションを運営し、社会性やコミュニケーション能力の不足により働くことに困難を抱える方々やその家族など、延べ9,132人の相談に対応し、89人の就職が決定したところでもあります。

次に、226ページをお開きください。

下の段、新規事業、新卒採用企業応援であり

ます。これは、新型コロナの影響による求人の減少が見込まれたことから、新規学卒者を採用した事業所に対して給付金を支給し、採用意欲を後押しすることで、高校生等若年者への早期採用内定及び県内就職定着を促進いたしました。支給対象人数は2,147人でありました。

227ページを御覧ください。

1段目の宮崎で暮らす働く、県内就職促進であります。この事業では、県内外の若年者などを対象に、県内への就職を促進するため、まず、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターを運営し、宮崎での生活と仕事の一体的な相談対応を行うことなどにより、167人の就職が決定したところでもあります。

また、新たに1校の県外大学とUIJターン就職支援協定を締結し、累計で11件15校となりました。

なお、就職支援協定校の本年3月卒業生の中で、県内の企業等に就職した人数は118名となっております。

さらに、3段目の新規事業、外国人雇用・就職支援では、外国人労働者の受入れに係る制度や在留資格等への理解を促進するため、雇用に関する企業向け個別相談会を10回開催し、44団体の相談に対応しております。

また、外国人留学生等の高度外国人材の県内就職を図るため、留学生の相談対応や企業の受入れ改革、マッチング支援に取り組んだところでもあります。

最後に、228ページをお開きください。

1段目、働きやすい職場環境づくり整備であります。この事業では、労働者等からの労働相談に対応するとともに、県内企業の働きやすい職場づくりの推進を図るため、仕事と生活の両立応援宣言登録制度や働きやすい職場「ひなた

の極」認証制度の推進、講演会や研修会の開催や啓発パンフレットの配布等を通じ、ワークライフバランスのさらなる促進に努めたところであります。

主要施策の成果については以上であります。

次に、監査における指摘事項等についてありますが、当課につきましても、指摘事項とされたものはございませんでした。

また、宮崎県歳入歳出決算審査意見書に關しましては、特に報告すべき事項はありません。

当課の説明は以上でございます。

○飯塚観光推進課長 観光推進課の令和2年度決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計ですが、上から5番目、観光推進課の欄を御覧ください。予算額30億1,696万9,000円に対しまして、支出済額21億3,602万6,474円、翌年度への明許繰越額5億9,700万円、不用額2億8,394万2,526円、執行率70.8%、翌年度繰越額を含む執行率は90.6%であります。

次に、特別会計ですが、下から3段目、観光推進課の欄を御覧ください。こちらは、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計の合計額になりますが、予算額1億4,677万3,000円に対しまして、支出済額1億520万6,534円、不用額は4,156万6,466円、執行率は71.7%であります。

続きまして、16ページ、観光推進課のインデックスのところをお開きください。

(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

一般会計、上から3段目の(目)観光費であります。不用額の合計は2億8,394万2,526円

となっております。

主なものとしまして、まず、表の中ほど、旅費の不用額480万4,738円であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響等により、国内外でのセールスプロモーション活動等が中止となったことによる執行残であります。

その3つ下、委託料の不用額550万938円あります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響等により、セールスプロモーション活動の縮小となったことによる執行残であります。

次に、その2つ下、工事請負費の不用額276万円あります。これは、木崎浜にありますトイレの常設電源整備費の入札執行残であります。

次に、その2つ下、負担金・補助及び交付金の不用額が2億6,887万1,756円あります。これは、観光需要の回復を図るために取り組んだ観光誘客の補助事業等が、年末年始からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、中止になったこと等によるものであります。

続きまして、資料の17ページをお開きください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計、上から3段目の(目)観光費であります。不用額の合計は58万5,576円となっております。これは主に、えびの高原アイススケート場の維持補修費等に計上している決算余剰金であり、次年度以降の維持補修費の財源として全額を令和3年度に繰り越しております。

続きまして、資料の18ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計、上から3段目の(目)観光費であります。不用額の合計は4,098万890円となっております。

主なものとしまして、表の下から5段目、工事請負費の不用額4,067万7,900円あります。

これは主に、国民宿舎の維持補修費等に計上している決算余剰金であり、次年度以降の維持補修費の財源として全額を令和3年度に繰り越しております。

歳出決算の説明は以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

資料が変わりますが、お手元の令和2年度宮崎県歳入歳出決算書の特別会計の5ページをお開きください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。ページ中ほど、歳入合計の欄を御覧ください。調定額218万4,008円、収入済額218万4,008円となり、収入未済額はございません。

続きまして、同じく特別会計の8ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計でございます。ページ中ほどにあります歳入合計の欄を御覧ください。調定額1億4,459万2,912円、収入済額1億4,459万2,912円となり、こちらも収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料変わりました、お手元の令和2年度主要施策の成果に関する報告書、観光推進課のインデックスのところ、233ページをお開きください。

産業づくりの3、活発な観光・交流による活力ある社会の(1)観光の振興についてであります。

まず、主な事業名の一番上、新規事業、安全・安心国民宿舎等受入環境整備は、国民宿舎えびの高原荘及びえびの高原スポーツレクリエ-

ーション施設並びに高千穂荘において、利用者が安心して快適に施設を利用できるよう、新型コロナウイルス感染症対策に資する環境整備として、クロスやカーペットの張り替えや空調設備の改修などを行いました。

次に、改善事業、「みやざきMICE」推進強化は、地域経済への大きな波及効果が期待されるMICE誘致に官民連携して取り組むもので、本県で開催されるMICEの主催者等に対し、開催経費の一部助成やキーパーソン招聘などを行いました。

また、今年4月に開催を予定しておりましたゴルフに関する国際コンベンションが新型コロナウイルスの影響により来年3月に延期となったため、開催経費の一部を繰越しさせていただきました。

次の234ページをお開きください。

一番上、新規事業、宿泊事業者誘客準備支援は、観光業の中核的な役割を担っているホテル・旅館等の宿泊事業者に対し、安全安心な受入れ体制整備や宿泊プラン造成への支援を行うもので、宿泊施設における衛生対策のための備品購入等の支援や県民向け宿泊プラン・クーポンの販売等を行いました。

次の新規事業、旅して応援！旅行商品造成等支援は、県民の日帰り旅行や隣県からの誘客を促進するための旅行商品の造成等に対し支援をするもので、県内日帰りバスツアーや大分県と連携した相互誘客事業「おとなり割」、鹿児島県からの誘客事業「みやざき割」を行いました。

次の新規事業、観光みやざき再生加速化は、本県観光の再始動のため、宿泊施設や観光施設における感染予防対策の充実を図りながら、集客力のあるイベント等の開催を支援し、旅行会社等と連携した商品造成等を行うもので、観光施設等への受入れ環境整備支援や新しい生活様

式を踏まえた県内外からの集客イベント等の開催支援、宿泊予約サイトを活用した宿泊割引キャンペーンを行いました。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い実施できなかったキャンペーン等がありましたことから、その経費について繰越しさせていただきました。

次に、235ページを御覧ください。

上から3つ目、新規事業、「みやざき学び旅」促進は、県内外の小中学校等が本県で教育旅行を実施する際の貸切りバス等の費用の一部や、旅行会社が県での新たな教育旅行商品の開発費を助成するもので、県内教育旅行は小中学校等合わせて248団体、1万3,470人泊が実施し、バス856台の補助を行いました。

次に、236ページを御覧ください。

下から2つ目、新規事業、スポーツランドみやざき県内消費促進は、県内外のアマチュアスポーツ団体のスポーツ合宿やスポーツイベント開催の支援を行うもので、アマチュアスポーツ合宿406件、スポーツイベント開催24件の補助を行いました。

続きまして、その下、新規事業、「スポーツランドみやざき」プロスポーツ等対策は、春季を中心に大きな経済効果やPR効果をもたらすプロキャンプ等のコロナ禍での実施を支援することにより、安全安心なキャンプ地宮崎の取組を推進するもので、プロ野球、Jリーグ、日本代表チーム等のプロスポーツキャンプ等に対する支援金の支出や地元市町等が実施する春季プロ野球1軍キャンプをはじめとした大規模スポーツイベントの感染症防止対策に対し、支援を行いました。

また、本県でキャンプを行うプロ野球球団1軍の主催試合において、オーロラビジョン等を使い本県の観光PRを行うとともに、ホテル・

旅館が県外に誘致セールスを行う場合の経費の一部を支援しました。

次に、239ページをお開きください。

(2) 県境を越えた交流・連携の推進であります。

上から1つ目、九州圏域観光誘客促進では、九州内からの誘客促進のため、NEXCO西日本と連携した高速道路周遊型割引企画を実施するとともに、大分県との連携により設立した東九州広域観光協議会を通じ、相互に割引旅行商品の造成・販売を行う「おとなり割」のプロモーションを行いました。

主要施策の成果に関する報告書の説明は以上であります。

最後に、別冊資料であります令和2年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の42ページを御覧ください。

県営国民宿舎特別会計について、一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、「今後は、施設の有効活用が図られるよう検討を行い、指定管理者と十分連携を図りながら、さらに利用者の確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見であります。

今年度、新規事業におきまして、外部有識者等から成る検討委員会を設置したところであり、地元市町、民間事業者等から幅広く意見を求めるなどしながら、施設の活用について総合的な検討を行うこととしており、また、今年度から新たな指定管理者へと業務が引き継がれ、グランピング事業や人工温泉の導入など、それぞれの指定管理者が集客の強化に取り組んでいるところであり、引き続き、指定管理者、地元自治体等との連携強化を図りながら、施設の効率的かつ安定的な管理運営を行ってまいります。

なお、監査委員の監査結果報告書に関しまし

では、特に報告すべき事項はございません。

○吉田オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の令和2年度の決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお願いいたします。

オールみやざき営業課は、上から6番目の欄でございます。令和2年度の予算額は8億4,687万4,000円、支出済額は7億9,495万9,501円、不用額は5,191万4,499円、執行率は93.9%であります。

次に、資料の19ページ、オールみやざき営業課のインデックスの箇所をお願いいたします。

(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、上から3段目の(目)計画調査費であります。不用額が891万6,705円となっております。これは、外国人材受入環境整備事業におきまして、新型コロナの影響により日本語教室等が中止となったため、委託料に執行残が生じたことなどによるものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

上から6段目の(目)貿易振興費であります。不用額が770万2,269円となっております。これは、新型コロナの影響により、海外事務所での活動経費や職員旅費について執行残が生じたものであります。

次に、同じページ、下から5段目の(目)物産振興費であります。不用額が2,746万8,218円となっております。これは、ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業において、ふるさと納税寄附金が見込みより下回りましたため、返礼品発送業務等の委託料に執行残が生じたこと、また、県産品販売促進強化事業におきまして、物産イベントの回数が当初の見込みを下回ったため、事

業者への補助金に執行残が生じたことなどによるものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(目)観光費であります。不用額が765万2,171円となっております。これは、新型コロナの影響により、予定していた首都圏でのイベント等が中止となったため、委託料や職員旅費などに執行残が生じたものであります。

当課の決算は以上でございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

報告書のオールみやざき営業課のインデックスのところ、240ページをお願いいたします。

人づくりの1の(1)国際化への対応についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績の表をお願いいたします。

まず、外国青年招致であります。これは、イギリス、シンガポール、韓国から各1名の国際交流員を当課に招致いたしまして、県民との各種交流活動や通訳・翻訳等の業務を実施したところであります。

次に、多文化共生地域づくり推進であります。これは、地域住民と外国人住民とが共に地域社会の一員として協力し合う多文化共生社会づくりを進めるため、公益財団法人宮崎県国際交流協会に委託しまして、普及啓発事業として広報誌等による情報提供のほか、外国人住民支援事業として防災講座等を実施したところであります。

次に、241ページをお開きください。

表の2番目、外国人材受入環境整備であります。これは、外国人材が増加する中、行政・生活全般に関する情報提供や相談対応を一元的に行うみやざき外国人サポートセンターを運営し

ますとともに、地域や外国人住民等のニーズを踏まえた日本語教育体制の拡充を図り、外国人住民にも暮らしやすい社会づくりの推進に努めたところでございます。

次に、243ページをお願いいたします。

産業づくりの2の(2)商業・サービス業の振興についてであります。

まず、表の2番目、みやざき海外拠点運営強化であります。これは、上海及び香港に海外交流駐在員を、また、台湾に貿易アドバイザーを設置して、貿易・投資等に関する情報収集や県内企業の海外活動の支援、本県への観光誘客の促進などに努めたところであります。

次に、244ページを御覧ください。

世界市場を目指す！みやざきSHOCHUブランド構築であります。これは、焼酎出荷額及び輸出額を増加させ、焼酎産業や関連する地域産業の振興を図るため、焼酎のブランディング・魅力発信のためのプロモーションや焼酎産業を支える生産体制の強化等に取り組んだところであります。

次に、表の2番目、拓け！海外市場ビジネスチャンス創出では、海外現地の輸出専門家をグローバルサポーターとして配置しまして、現地の有力バイヤーが集まる海外の食品見本市での本県ブースの設置等を通じまして、海外有力バイヤーとの商談の機会を創出し、県内企業の海外への新たな販路開拓支援に取り組んだところであります。

次に、245ページをお願いいたします。

表の2番目、新規事業、ネットとフェアを活用した海外販路拡大であります。これは、海外事務所や現地のグローバルサポーターを活用して、海外現地飲食店や量販店と連携しましたみやざきフェアなどを開催しますとともに、ジェ

トロ宮崎貿易情報センターと連携しまして、オンライン商談会の開催や海外インターネット通販を活用した販路開拓を支援し、県内企業の海外市場への県産品の輸出促進を図ったところであります。

次に、表の一番下、新規事業、県産品販路拡大・魅力発信強化では、県物産貿易振興センターに委託しまして、首都圏で行われます大規模商談会への参加や物産展の開催、新宿みやざき館やみやざき物産館のアンテナショップを活用した展示・販売等を通じまして、県産品のさらなる認知度向上や販路拡大を図ったところであります。

次に、246ページを御覧ください。

新規事業、県産品応援消費キャンペーンであります。これは、みやざき物産館KONNEのネットショップを活用した県産品の応援消費キャンペーンを実施したところであります。

次に、表の2番目、新規事業、県産品販売促進強化では、民間事業者が県内で実施する新しい生活様式に対応した物産展の実施における支援に取り組んだところであります。

次に、248ページをお開きください。

3の(1)観光の振興についてであります。

表の1番目、ひなた宮崎情報発信強化であります。これは、本県のシンボルキャラクター「みやざき犬」を活用したPR活動及び首都圏メディアや新宿みやざき館KONNEを活用した情報発信などに取り組みましたほか、みやざき大使やみやざき応援隊に対しまして、SNSや口コミ等による情報発信を促すため、県産品や観光地等の情報提供を実施し、本県の魅力や旬の情報を全国に向け発信したところであります。

次に、表の2番目、新規事業、「ひなたのチカラ」で経済再起プロジェクトでは、県民に対す

る県産品や観光資源等のプロモーションを展開しますとともに、首都圏・大都市圏をはじめとする県外における本県の認知度向上のためのプロモーションを展開しますことで、新型コロナウイルスの影響を受けております地域経済の回復に向けて事業者支援につながる取組を行ったところであります。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

最後に、監査における指摘事項について御説明いたします。

決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、22ページをお願いいたします。

指摘項目、物品の管理につきまして指摘事項がございました。

この内容は、タクシーチケットにつきまして、未使用分で返却がなされていないなど、紛失したものがあつたとの指摘でございます。

この件につきましては、使用者と管理責任者間での逐次の相互確認が徹底されていれば未然に防げたものと深く反省しているところでございます。

物品管理台帳の様式を改めましたほか、改めて物品管理や関係規則に関わる職員の理解を深めるなど、これまで以上にチェック機能を強化したところでございます。

今後は、このような事務処理の遺漏がないよう、所属内でしっかりと取り組んでまいります。

○日高主査 説明が終了いたしました。

ここで委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日の日程は4時まででございましたが、このまま継続してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、引き続き、委員会を続けたいと思います。

それでは、委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

○窪菌委員 主要施策の成果に関する報告書の249ページを見ますと、認知度のランキングがあるんですけども、目標値として認知度が18位、魅力度が12位ということですけども、現在は38位と22位となっております。

この目標値に近づけるために、248ページに大都市圏におけるテレビやラジオでのプロモーション等の実施や、いろんなコラボレーションによるプロモーションの実施ということで具体的にあるんですが、実施回数や頻度、それからこの企画はどういうふうに行われているのか、また、どういったような計画があるかを教えてください。

○吉田オールみやざき営業課長 プロモーションにつきましては、年間を通しましてみやざき応援隊あるいはみやざき大使の方々に日本のひなたを浸透していただくようお願いいたしますほか、昨年度の補正予算でお認めをいただきまして、昨年度は、テレビ・ラジオにつきましては15回、新聞・雑誌等で2回ほど、広報を行ってきたところでございます。

あと、予算はかけずに各企業とコラボレーションをしまして、7社ほど、認知度向上のために日本のひなたシンボルマークをつけてもらったり、昨年度はポケモン社と提携をしまして、ポケモンのキャラクターをソラシドエアあるいは宮崎交通といった交通機関にラッピングするという取組を行ったところでございます。

○窪菌委員 今後もそういった方法で進めていくということだろうと思いますが、年間を通じていろんなものを発信しているということですけども、新聞・雑誌等もしょっちゅう出ているわけなんです。

1～2回では見た人みんなの記憶に残らないと思うので、これは例えば特定の何社かの宣伝に使ってもらおうとか、そういうのを年間通じて常に発信したり、週刊誌みたいなのもいいんですけども、その広告にずっと掲載すると。

宮崎県はいい食材なり、いろいろなものが、遊ぶところもあるし、観光もあります。そういったものを発信していくということがまだまだ足りんのかなと僕はいつも気にしています。

例えばの話になるんですが、これは余計なことかもしれませんが、どこもジャンパーをつくれます。それに、宮崎牛とか、宮崎の野菜とか、それはピーマンでもいいですけども、そういうものを印刷して、歩く広告塔みたいな感じでやるとか。せっかく東京やら何やらへ出張するときに、行き帰りにそういった広告塔が歩くと、これもかなりインパクトがあると思うんです。そういう経験が少しあるもんですからあえて紹介したんですけども、そういったようなのもちょっと考えてみたらどうかなという気はしています。継続してぜひ発信していただくようお願いしたいなと思っているところでございます。それについていかがでしょうか。

○吉田オールみやざき営業課長 ただいまの委員の御指摘のとおり、単発で終わってしまっただけは人の記憶には残らないと思いますので、間髪を置かずに続けていく、また、長めに露出されるような取組の工夫を行ってまいりたいと思います。

ジャンパー等につきましては、何年前かはちょっと忘れましたが、オレンジ色の日本のひなたのジャンパーを作成しております。そちらは、冬場に関しましては課の職員は着用しておりますが、確かに県外については着用していませんでしたというところもございますので、今のよ

うな御指摘も踏まえまして、可能な限りジャンパーを着用しまして広告に努めてまいりたいと考えております。

○来住委員 雇用労働政策課にお尋ねします。主要施策の成果に関する報告書の226ページ、一番下の段に新卒採用企業応援で2,147人を支給対象として、金額としては3億円余の決算が出されているんですけども、これに関連して、例えば、新規卒業予定者を採用内定したことによって1人当たり幾らとかというような形で支給されたのか。

○兒玉雇用労働政策課長 今お尋ねの新規採用企業応援事業でございますけれども、事業所に何人採用されたかにかかわらず、1人当たり10万円を出しております。

○来住委員 説明書きのところに「新規卒業予定者等を採用内定した県内企業に対する」と記載されているんですけども、内定だけで出すんですか。それとも例えば、内定されて何か月間かそこで就業したというような条件か何かがついていたんでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 この事業につきましては、採用内定で出しております、受付を2月*中旬から行っておりまして、3月中旬までで締めておりまして、その時期になりますと内定が動くことはほぼないという状況になりますので、それで支出をしているところでございます。

○来住委員 例えば、Aという会社が10人内定したとすると100万円ですが、現実には8人しか就職しなかったとしてもやっぱり10人分出されたということになるんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 申請を頂いた段階で10人に内定を出されていれば100万円を出すという形にしておりました。ただし、例えば、内

※38ページに訂正発言あり

定をしていて事業所の都合で悪質的に首を切ったとか、そういうことについては、返還を求めるといことはいたしませんけれども、今後、うちの就職の面談会から外すとといったペナルティーを考えておりました。

○来住委員 この事業は令和2年度で終わっていて、令和3年度はもうないんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 雇用の内定の状況によっていろいろと考えないといけないと思っていたところでもございましたけれども、令和3年度につきましては昨年度と比べて内定状況も比較的よくて、あと県内高校生についても、求人が昨年度よりも増加している状況でもございまして、また、県内希望者も率としては増加をしているという状況がございましたので、令和3年度については実施をしておりません。

○太田副主査 今回の答弁を聞かせていただきましたけれども、内定していたが、何らかの理由で内定から外れた。それがまた悪意で解雇するとか、やむを得ず採用できなかったという種類の違いもあるかと思えますけれども、内定だけで出していくということについては、それでいいのかなという思いが今聞いていてありました。企業側がそれでいいのかなということになってしまうのではないかという不安が感じられるんですが、どうでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 私どもも事業を構築する際にはやはりそのようなことも考えていたところではありますけれども、現実的に内定取消しということになると、国からもかなりのペナルティーを科されるというようなことになっております。

実際に内定を取り消したという話は、県内の新卒者では発生していないという状況でもございました。そのようなこともあって、そういった

悪質なところはほぼないだろうということで、内定段階で出しているということでもございます。

○太田副主査 分かりました。そういう変な形になるといかなんという思いから確認させてもらいました。

関連するかもしれませんが、分科会資料の11ページの労政総務費で、1億2,000万円ほどの不用額が生じたという中に、報償費の1億1,000万というのがあります。その説明の中で10万円ということが2つの制度で説明されたようですが、この10万円、報償費というのはどういうものなんでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 報償費というのは、いわゆる謝金という要素が強いと思っております。今回支出するに当たり、企業が採用するためのインセンティブという形で何の事業費が適当かなということで考えましたところ、やはり報償費が一番適当かなということで整理をさせていただいているところでございます。

本年度につきましても、離職者等採用の応援事業をやっておりますけれども、それについても報償費で支出をさせていただくという形になっております。

○太田副主査 ということは、この10万円の関係費用は報償費で払っているということですね。

○兒玉雇用労働政策課長 そのとおりでございます。

○太田副主査 そうすると、成果のところの226ページで今の説明がありました。予算額と決算額がほぼ似ていて、そんなに不用額が生じたという表記にはなっていない感じがするんですけども、1億1,000万円程度の不用額が生じているというのはどこでそれが出てきますか。

○兒玉雇用労働政策課長 これは主要施策を載せているものでございますので、全ての事業を

掲載しているわけではございませんので、その差額があるものと考えております。

○太田副主査 そう見ても1億1,000万円の不用額というのがちょっと気になる。どこにそんなに大きなものが残ったのかなと見えてしまうものですから。

○兒玉雇用労働政策課長 労政総務費の不用残でございますけれども、これについては、まず、新卒採用企業応援事業の中でこの10万円を給付する以外の事業もやっております。

例えば、ホームページの改修等による採用情報強化でありますとか、ウェブ面接等、多様な採用手法の導入に要する経費の一部を補助する補助金が予算額6,000万円に対して5,747万1,000円の執行がありまして、252万9,000円の残額が生じております。その他、PR動画で3,000万円の予算を組んでおりましたけれども、執行残額が4万1,000円ほど生じております。それと、事務費で98万1,000円の残額が生じております。

また、離職者等採用企業支援事業では、離職者への給付で4,030万円の残額が生じておりますのと、事務費でも292万1,000円の残額が生じておまして、そのようなところで執行残が生じているところでございます。

○日高主査 関連でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 では、観光推進課で何かありますでしょうか。

○窪菌委員 234ページの上の宿泊事業者誘客準備支援の決算が2億8,200万円ですが、これはクーポンを7万7,517枚発行したということですが、この事業の効果はどういうふうに見ていらっしゃるのか。

それから、旅して応援！旅行商品造成等支援がウイズコロナになった場合のときの対応とい

いますか、日帰りツアーだったり、大分県・鹿児島県との連携のことなんですが、今後、コロナが収束した後はどういった考え方なのか。その2点教えていただきたいと思います。

○飯塚観光推進課長 まず、宿泊事業者誘客準備支援のクーポンの件になります。これは今、今年はジモ・ミヤ・タビと言っておりますが、去年はジモ・ミヤ・ラブということで、各宿泊施設で販売をしたところがございます。シーガイアに非常に列ができたとかで、相当反響がございまして、一時ですけれども、コロナで落ち込んだ観光需要を非常に盛り返す手段にもなりましたし、実は使用期間がどんどんなくなっていったって、チケットは手元にあるのにという状態がございましたので、そこは臨機応変に対応し、10月以降に使っていただける状況になると思っております。効果は非常にあったと思っております。

次に、旅して応援！旅行商品造成等支援事業の隣県等でございます。これにつきましては、ようやく10月1日から宮崎市以外でジモ・ミヤ・タビキャンペーンを再開ということで、宮崎市は11日以降ということになっております。それらにつきましては、今のところ、ほかの県との往来はしないようにということで締めておりますが、例えば鹿児島県も落ち着いてきていると、まず隣県から行動しようと、オーケーということになりましたら、去年の繰越予算または今年度予算で隣県のキャンペーン費用とか、県外のキャンペーン費用というのも確保しておりますので、県内、隣県、九州、全国と徐々に対象を広げて取り組んでまいりたいと考えております。

○窪菌委員 コロナが収束すれば、11日からは宮崎市もまたということですから、かなり効果が上がると思います。早く回復したほうがいい

のかなという気もしますので、うまくいくようによろしくお願ひしたいと思っております。

○濱砂委員 これは使用していない部分がまだかなり残っていますか。

○飯塚観光推進課長 問合せはもうなくなりましたので、今回、10月から使えるような状況になれば、年内には使い切っていただけると考えております。

○濱砂委員 私も実際に購入したまま使えんようになったもんだから持っているんだけど、そんな人もたくさんいると思うんですが、継続して発行はしない、予算は残っていないと。

○飯塚観光推進課長 もうこの時点で完売しておりますので、昨年度に早いうちにもう売り切れておりますので、販売はもうしていません。今年はジモ・ミヤ・タビになります。

○濱砂委員 いや、新たに予算を組んでまだこれから継続してやろうということはないの。

○飯塚観光推進課長 それに代わるもので、国から10分の10でジモ・ミヤ・タビの予算が来たものですから、それでクーポン代は見ております。あと平日誘導策で予算化しているところがございます。

○濱砂委員 いや、今後の話として、その予算は使える余裕がまだいっぱい残っているのかな。

○飯塚観光推進課長 ジモ・ミヤ・タビキャンペーンにつきましては、1か月程度しかまだできておりませんので、40億円近く予算がございまして、まだたくさん残っています。今のままでは12月31日までしか使えないので、皆さんにはもうどんどん使っていただきたい、安全安心に使っていただきたいと考えております。

○濱砂委員 ちなみに、まん延防止等重点措置が明日から解除されるわけですが、宮崎市は11日からということだけれども、今、ホテル業界

はどんなですか。情報は入っていないですか。

○飯塚観光推進課長 昨日発表しましたので、慌てて皆さん準備に取りかかっていると思いますし、早急にいろんなゴルフバック商品だったりとか、いろんな日帰りバスツアーであったりとか、今、そういったものをばたばたと準備を始めておるところであります。

○濱砂委員 いや、宿泊予約がどんどん入っているという話を聞くもんだから、そういう情報は入っていないんですかという話です。

○飯塚観光推進課長 予約は1日からの分にルール上はなっておりますので、キャンペーン適用分の新規予約は1日からじゃないと、今予約しても対象外というルールでやらせて(「そうなの」と呼ぶ者あり)はい。ただ、10月21日以降の予約は生きている状況になっておりますので、事前に予約した方のそれ以降の分は予約として認められるんですが。

○坂口委員 えびの高原スポーツレクリエーション施設、それから国民宿泊えびの高原荘、高千穂荘といった泊まる場所とか、スポーツレクリエーションを楽しむところとか、国、県、市町村、民間、いろいろな事業主体があるんですけど、県費を出しているということは、何らかの形でそこにそのものがあることによって、県内全体に県外からのお金を持ってきてばらまくとか、そういうものが根拠としてないと、県費という大義がないと思うんです。

これから見たときに、果たしてスケート場とかがあるから宮崎県に行つてほかのところに観光でもして回ろうという誘客力があるのかなという疑問を随分持っているんです。そこにこれだけのものをずっと出していつているということで、何らかの県費歳出の根拠があると思うんですけど、その根拠と効果というものについて

てはどういう具合に毎年決算されているのかなと思っています。これは初めて聞くけれども、長年の疑問なんです。具体的に言ったら、県が出すべきかなという疑問なんです。

○飯塚観光推進課長 えびのと高千穂に国民宿舎があるということは、県内でも有数というか、景観がいいということで建てられたと認識しております。

そういった中で、えびのにつきましては、硫黄山であったりとか新燃岳の影響もございまして道路も通じていないというのもございしますが、持っているポテンシャルは高いと思っております。アフターコロナにおいては自然とかああいうところも見直されてくると思います。また、高地にあるので、スポーツの高地トレーニングとかに活用できないとか、新たな活用、魅力づけについて検討はしております。

また、一方で、満喫プロジェクトというのを国もやっております、個別ばらばらに動かないように、私どももそういう会議にオブザーバーで入りまして、国、県、市と連携して取り組めるようにしたいと考えております。

高千穂につきましても、今は外国人向けのガイドの養成といったソフト整備も地道に進めながら、引き続き、周遊につながる核として磨き上げられるように頑張りたいと思います。

○坂口委員 あまりにも時間がかかり過ぎていると思うんです。何も効果が出ていないです。確かに聞くと、高千穂に行って宮崎に行こうという、まず魅力の一つとして高千穂が宮崎に来るかなりの貢献をしているけれども、えびの高原のスケート場があるから宮崎に行って宮崎を周遊するって聞かないんです。

今のようなものを将来構想として持っておられるならもうかなり長い、何十年でしょう。ちょっとどうかなと思う。だから、本当にそういった目的と追いかけているものがあるんなら、効果が出ていないと駄目だと思うんです。では、それを市が何でやれないのかとか、あるいは民間に任せられないのかと。もう廃止できないのかと。くどくなるけれども、あれがあるから宮崎県にこれだけ貢献しているというのが形として見えなきゃ駄目だと思うんです。市がやってもいいわけです。

児湯郡にもゴルフ場とかスポーツ施設とかいろいろあるけれども、それは民間がやっていたり、しっかりした論拠・根拠がないと駄目だと思うんです。それがなければ、こういった具合で進捗してきているという形として残っていないと駄目だと思うんです。

それから、今度は指定管理者になって、その評価項目にどうやって県外からのお金を持ってきて、それを県内に波及させていきますかという評価項目が審査項目に入っているかという、それもないでしょう。そういうものがあって、そこにかかなりの加点があって、しかもこれは公共事業としての委託ですと、だから、その範囲内でどういう絵が描けるとかいうものがあれば、そういう目的を持って努力されているなど分かるけれども、もう何十年も見ているけれどもないんです。

だから、そこらを整理していかないと、やっぱりそのおかげ——幾つかの自治体に波及すればいいです。だけれども、そこだけだったらその市がやればいいだけのことで、あってもなくても、極端に言ったら宮崎県に入り込む県外の人はそこがなくなったら減るよとか、もう魅力を感じないよというものについては、県が県費

を出してやっていくべきだと。その整理を1回しないと。やめろというんじゃないんです。理論的に整理しないといけないということです。そこをどう考えておられるのかなという。

○飯塚観光推進課長 委員が御指摘のとおり、目に見えて誘客の核となるところになりますように取り組んでまいりたいと思います。

一点御説明させていただきたいのは、国の事業で地域の磨き上げの補助がございまして、JTBとか旅行会社、えびの市、県とか、いろいろ民間団体も入って協議会をつくりましてお金を取って、若い女性をターゲットに京町温泉と連携しながらとか、そういった新たな取組も始めておりますが、早く効果が出るようにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○坂口委員 地域資源を磨こうというのは、平成2年ぐらいからそういった観点からの魅力アップというのをかなりやってきているけれども、形として見えないんです。西都原の古墳群は資料館とかをつくったけれども、あれ目当てに学術的とか、あるいはマニアチックな人たちとか、専門的なものを求めて来て、では、自然豊かな宮崎県で残りの時間を楽しもうかという県外からの誘客力を確かに持っていますけれども、だから、平成の初めの30数万人から100万人になって、100万人を越したこともあったです。だから、そういう形が見えればいいんです。民間も含めて独立採算でスケート場をやっていっていたのが、もうそれも成り立たなくなったというから、成果が出ていないように、僕らは外観からしか直接的にしか見えないけれども、そこをどう分析されてどういう工夫を凝らされてきているのかなというのが全く見えないものだから、そのことだったんです。

○飯塚観光推進課長 目に見えた成果が出せる

ように頑張っただけでまいりたいと思います。

○日高主査 関連でございますでしょうか。

○児玉雇用労働政策課長 すみません、先ほど私が新卒採用企業応援事業で、申請期限を2月の中旬から3月の中旬と御説明をさせていただいたと思いますけれども、正確には2月1日から3月15日まででございました。訂正させていただきます。大変失礼しました。

○日高主査 よろしいでしょうか。そのほかで何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって、雇用労働政策課、観光推進課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時23分休憩

午後4時30分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

○児玉商工政策課長 先ほど濱砂委員からの御質問で飲食関連事業者等緊急支援の令和3年度への繰越しが14億6,000万円余あるんですけれども、これについての資料ではどこに出ているのかという御質問に対しまして、資料には出ていないという誤った説明をしておりました。正しくは、決算特別委員会資料の4ページの(目)商業振興費のところに繰越額で22億4,000万円余の記載がございますけれども、こちらの中に含まれておりました。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○日高主査 それでは、総括質疑に移る前にオールみやざき営業課の部分で委員の皆さんから質疑がありましたらお願いします。

○窪田委員 241ページの外国人住民等相談窓口設置事業ですが、相談件数が年間341件、出張相談会等もあったということなんですが、言葉の

ことやら習慣やら相談があると思うんですが、どんな相談が多いのですか。また、その相談に対してどういった対応をされているのか、どういった考え方で今後どうされるのかということをお聞きしたいと思います。

○吉田オールみやざき営業課長 外国人サポートセンターにおきましては、御指摘のとおり様々な相談が持ち込まれるところなんですけれども、多くなってるのは運転免許証の切り替え、あるいはかかれる病院があるのかといった医療的な相談が多くなっております。そのような相談につきましては、例えば警察ですとか、英語のできる医療機関を紹介する等によりまして対応しているところでございます。

○窪菌委員 具合の悪い時の話などと思いますが、こういった時の言葉の障壁というんですか、そういうものがあると思うんですよ。そういう対応はやっぱり身振り手振りですか。何か対応されているんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 サポートセンターには英語が話せる者はおりますけれども、あと6か国語——中国語、韓国語、それからタガログ語、ポルトガル語等々に関しましてはボランティアがおりますので、その方々にお願いして通訳が可能となっております。その他の言語につきましては、委託機関に委託をしまして、三者通話になりますけれども通訳ができるような体制をとっております。

○窪菌委員 240ページに返るんですが、国際交流員の招致ということで、それぞれ英語や韓国語ということなんですけど、いろんな学校にも国際交流員の方がいらっしゃいます。こういった方々の国際理解講座が19校とかあるけれども、これはどういう意味なんですか。

それと、今後コロナが明けて、その後のこう

いった計画というのはどういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○吉田オールみやざき営業課長 国際交流員が実施しております国際理解講座につきましては、高等学校が中心になっておりますけれども、各学校からの要望によりまして国際交流員が出向いて、例えばシンガポールの話であったり、国際交流につながるような講話を行うものでございます。

あと、国際交流員等と遊ぼうにつきましては、小学校が主体になりますけれども、国際交流員の方が児童生徒と遊びながら国際交流員と交流するというものでございます。

確かに昨年度におきましては、コロナということもありまして、なかなか出向いていくということが難しい状況でございましたけれども、コロナが収束した時には回数も増やしていきたいと考えております。

○窪菌委員 いろんな場所で外国人の方が子供と遊んだりといった場面がよくあるんですけども、コロナが収まった後にはやっぱりこういうものも積極的にお願いしたいなと思います。学校もあると思いますし、対応をよろしくお願いしたいと思います。

それと、241ページの下から2行目の世界県人会で先催県の調査をするということで前からずっとあったんですが、その後、5か所調査したということなんですけど、この結果はどうだったんでしょうか。

○吉田オールみやざき営業課長 世界県人会につきましては、福岡県、沖縄県、鹿児島県、和歌山県辺りが先催県でございまして、そちらの調査をしたところでございます。規模等について非常にばらつきがあるのと、例えば沖縄県ですと非常に大きな世界県人会になりますけど、和

歌山県ですと県が主催でもう少しコンパクトな開催であったりというようなことで、規模等にも差がありましたので、本県が主催するためにはどのような規模でどのようなことを行えばいいのかというようなことで調査をさせていただいたところでございます。

成果としましては今年度、来年度の準備作業の中で生かしてまいりたいと思っております。

○窪菌委員 なかなか情報がうまく届かないという部分も出てくると思うんです。なるべく広くやっぱり呼びかけることも大事なことだろうと思っておりますので、これからぜひ世界大会に結ぶような仕掛けをお願いしたいと思っております。

○濱砂委員 243ページの海外交流駐在員設置箇所及び人数で、上海に平成13年度から1人と香港に平成25年度から4人とありますが、これは今でもあるんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 現在でも置いております。

○濱砂委員 利用件数が上海で596件、香港で2,850件だけけれども、主にどんな人たちが利用しているのですか。

○吉田オールみやざき営業課長 主にはビジネス関係、輸出あるいは観光業者ということになると思います。

○濱砂委員 これは上海とか香港現地での話なんですか。今の状況でこれだけの交流があるとは思えないんですが、電話等の接触も含まれているのですか。これに書いてある内容がよく分からないんですが。

○吉田オールみやざき営業課長 この回数につきましては、電話・メール等の問合せも含めた数値となっております。

内容につきましては、やっぱり現地の情報の問合せですとか、あるいは販売プロモーション

に行くために、この海外の駐在員と相談をするというような状況でございます。

○濱砂委員 利用件数はメールと電話のことなんでしょうか。

○吉田オールみやざき営業課長 メール・電話及び現地アテンドも含めてのものとなります。

○日高主査 そのほかでよろしいでしょうか。

それでは、説明及び質疑は全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

商工観光労働部の決算全般について何か質疑はありませんでしょうか。

○来住委員 雇用労働政策課の新卒採用企業応援に関連するんですけども、例えばコロナの関係で不正に給付金をもらって逮捕されたとかいうのありましたよね。それで、これではいわゆる内定がされたらもうそれで出すことになって、多分国がそういう基準作って出してるんだろと思うんです。

具体的にはよく分かりませんが、例えばAという会社が、うちは今年は10人内定しましたと。内定者はどこの高校の誰と、多分、数字だけでなく具体的に氏名まで出すんだろと思うんです。そういうのを見て1人10万円を出されると思うんですけれども、しかし現実には採用はなかったとか、また、内定を受けた人が実は私は辞めますと、別の会社に行くことにしますということがあったりして就職しないこともあると思います。

交付金を出す以上は何かそこ辺をもう少し明確にしないと。いい加減なことをすると、国がペナルティーを与えるということですが、悪意をもってやろうということに対して、ペナルティー程度で済むのかということになるんです。しかし、基準がないので違反してない限りは刑事事件までは発展しないと思うんです。

だからそういう意味ではもう少し何か明確に今後されておかないと、何かまずいなって僕は思いますけど、いかがでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 今、委員がおっしゃった御指摘はもっともなことだと理解をしております。今回、令和2年度に実施しました新規採用企業応援事業につきましては、2月15日までに採用内定が決まった方に対して、その人数に応じて企業にお金を出すという形でやらせていただきました。その思いといたしましては、先ほど申し上げましたように、採用内定の場合は2月1日から3月15日を申請期間としたのも、もうその時期になると動かないということ的前提にして定めたところでございます。

今、委員がおっしゃった懸念はごもっともだということに理解をしておりますけれども、やはり昨年度の状況を考えますと、2月15日までという期間を設けることで新卒採用の内定を急がせる、そして企業への支援のために早い時期に給付金を支給するというのを考えておりましたので、そのような形を取らせていただきました。

ただ、おっしゃるように国の事業で給付金の詐欺とかそういうことも発生しております。仮にそれが故意に基づいて発生したようなものであれば当方としましても刑事告発等を考えてまいりたいと思っております。

○濱砂委員 225ページの雇用労働政策課のシルバー人材センター支援なんですけど、800万円ぐらいの金額がずっと続いているんですよ。働く人も少なくなっているみたいで、コロナの関係で収入が減っているというようなことも聞いているんですけども、県だけじゃなくて各市町村も助成をしていると思うんですけど、大体対象者が何人ぐらい今県内にいらっしゃるんでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 令和2年度で申しますと、会員数が5,478人ということになっております。おっしゃるとおり減少傾向にございまして、平成28年度は5,852人、平成30年度は5,525人いらっしゃいました。昨年度は契約金額、受注件数ともに減少しておりまして、受注件数が令和元年度の4万1,300件余りから3万8,400件余りとなっております。契約金額も令和元年度の29億6,000万円から28億7,100万円となっているところでございます。

シルバー人材センターの登録者数が減っている原因としましては、草刈りといった業務が多いというのも一つございますが、もう一つは、シルバー人材センターには60歳から入れるという形になっておりますけれども、今、再任用とかが進みまして、雇用が65歳まで義務化されているところがありまして、まだ70歳まで義務化されておられませんけれども、それまで伸ばすように努力義務というような形になってきております。そういった背景もあろうかなと思っております。そういったことで会員数の減少、それと昨年度につきましてはコロナ禍の影響もあったということにございます。

○濱砂委員 言われるとおりなんです。シルバー人材センターに来てくれる会員の方がだんだん減っていると。高齢化がまだそれに相当進んでいるというようなこともあって、なかなか作業効率もよくないらしいんですが、ただ、その中でどうしても働かなくてはいけない人たちも結構いらっしゃるんです。

コロナ対策として何らかのシルバー人材センターの高齢者に対するそういった施策とかいうのは国等では全然検討がなされていないんでしょうか。あるいは対応できるような方策というのは何もないんでしょうか。

○**兒玉雇用労働政策課長** これまでシルバー人材センターは、1週間に働く時間数や制限がありました。これは原則的に今もありますが、昨年の4月から派遣による就業時間につきましては週40時間へ拡充されるというようなことを県として認めたところでございます。会員の拡大につきましては、うちから800万円補助しておりますけれども、広告を打ったり、あるいは県の広報紙にも載せてたりしております。

それと、昨年の10月にみやざき女性・高齢者就業支援センターができております。例えばこの中で、この方はみやざき女性・高齢者就業支援センターではなくてシルバー人材センターのほうが合う方じゃなかろうかと判断した場合にはそちらを紹介するというようなことをやっておりますし、また、逆にフルタイムで働きたいというようなことであれば女性・高齢者センターで支援をしていくというようなことで、すみ分けをやっていくというような形でございます。

○**濱砂委員** 一定の所得が何らかの形で補填できるような施策というようなものは、今のところは考えられてないんですか。

○**兒玉雇用労働政策課長** 所得補償的なことは現在のところやってないところでございます。また、シルバー人材センターの会員につきましては、いわゆる事業を請け負う形になっており、雇用ではないので、いわゆる最低賃金の適用もない部分があったりとか、そういった面で収入の配分金が低いというケースも見当たるといことも伺っているところでございます。

○**窪菌委員** 皆さん定年退職されたあと65歳まで働けば年金をもらうので、なかなか会員が集まらないというのも一つはあると思うんです。皆さん元気なだけで、なかなか入っていただけないんですよね。そうしますと会員が少なく

なる、今度はその会員から運営費を少しずつ頂くと、そうすると運営そのものがなかなか厳しい状況なんです。一人一人の所得に対しての補償とかそういうことも大事なんですけれども、シルバー人材センターそのものが運営できるかなというような心配もあるみたいです。

労務的に草刈りとか何とかするのも年とってくると厳しい状況もあるんですけども、やっぱり会員が少ないっていうのが一番の問題です。1年前からすると半分近く減ってるんです。そうなりますと、やっぱり頼むほうも困る、やるほうも困るという状況が発生しているような状況ですので、その点よろしくお願ひしたいなと思っています。

○**兒玉雇用労働政策課長** 今委員がおっしゃったように、平成15年度の段階ではシルバー人材センターの加入者の平均年齢が68.4歳でございました。それで、令和2年度については74.0歳ということで、5.6歳ほど高齢化しているような状況にございます。

理由については、先ほど述べましたとおり、65歳までの雇用の義務化などが影響しているかなというところもあるんですけども、これは全国的な問題であると考えておりますので、国や各県ともまたいろいろと話をしながら、シルバー人材センターの会員が減少しないような対策を講じるように検討してまいりたいと考えております。

○**日高主査** そのほかでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**日高主査** それでは、以上をもちまして商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後4時59分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

明日、1日の分科会は午前10時に再開し、県土整備部の審査を行うことといたします。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって本日の分科会を終了いたします。皆様ありがとうございました。

午後5時0分散会

令和3年10月1日(金曜日)

午前9時58分再開

出席委員(7人)

主	査	日高陽一
副主	査	太田清海
委	員	坂口博美
委	員	濱砂守
委	員	窪菌辰也
委	員	来住一人
委	員	有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	西田員敏
県土整備部次長 (総括)	中嶋亮
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	森英彦
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	原口耕治
高速道対策局長	廣松新
部参事兼管理課長	児玉憲明
用地対策課長	伊豆雅広
技術企画課長	桑畑正仁
工事検査課長	斉藤幸男
道路建設課長	加行孝
道路保全課長	東和俊
河川課長	小牧利一
ダム対策監	松山英雄
砂防課長	行田明生
港湾課長	鈴木宣生

空港・ポート セールス対策監	大浦浩一郎
都市計画課長	梅下利幸
美しい宮崎づくり 推進室長	黒木正行
建築住宅課長	金子倫和
営繕課長	巢山昌博
設備室長	日高誠
高速道対策局次長	伊福隆徳

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田部幸信
議事課主任主事	牛ノ濱晋也

○日高主査 分科会を再開いたします。

県土整備部の審査を行います。

まず、部長より令和2年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○西田県土整備部長 県土整備部であります。当分科会で御審議いただきます令和2年度決算の認定について、その概要を御説明いたします。

座って説明をさせていただきます。

提出しております令和2年度決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

初めに、主要施策の成果につきまして、宮崎県総合計画の分野別施策体系表により御説明いたします。

表は、左から分野、中央に将来像、そしてその右側に施策の柱となっております。

まず、1つ目の分野、くらしづくりについてであります。

右の将来像の一番上の自然との共生と環境にやさしい社会では、県民との協働による河川・海岸の環境保全活動を推進し、良好な自然環境・生活環境の保全に取り組んだところであります。

す。

将来像の2つ目の安心して生活できる社会では、市町村や県民との連携による美しい宮崎づくりを推進するため、景観計画の策定や景観形成活動への支援を行うとともに、沿道修景美化の推進や新型コロナウイルス感染防止対策を講じた都市公園整備を進めるなど、快適で人にやさしい生活・空間づくりに取り組みますとともに、街路整備などにより、まちづくりと一体となった道路の整備を進め、地域交通の確保に努めたところであります。

さらに、将来像の3つ目の安全な暮らしが確保される社会では、緊急輸送道路の防災対策や河川の改修、急傾斜地の崩壊対策など、風水害等の自然災害を未然に防止・軽減するための対策を実施しまして、安全で安心な県土づくりに取り組みますとともに、通学路など歩道の整備や区画線・ガードレールの設置など、交通安全対策の推進にも努めたところであります。

次に、分野の2つ目、産業づくりについてであります。

右の将来像、経済・交流を支える基盤が整った社会では、建設産業の魅力を積極的に発信するため、学生を対象とした現場見学会の実施やインターンシップなどへの支援により、地域や企業を支える産業人財の育成・確保を図るとともに、九州中央自動車道の日之影深角～平底間が本年8月21日に開通するなど、高速道路の整備促進や細島港などの重要港湾の整備などを進め、交通・物流ネットワークの整備・充実に取り組んだところであります。

次に、令和2年度決算の状況について御説明いたします。

お手元の令和2年度県土整備部決算概要を御覧ください。

まず、1、一般会計についてであります。

予算額1,502億980万6,517円で、これに対する執行状況は、支出済額が906億9,374万9,168円、翌年度への繰越額が578億6,775万1,409円、不用額が16億4,830万5,940円であります。執行率は60.4%で、翌年度への繰越額を含めると、98.9%となります。

なお、翌年度への繰越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整などに日時を要したことや国の経済対策に伴う補正予算を2月県議会で予算計上し、工期が不足したことによるものであります。

次に、2、特別会計について御説明いたします。

まず、公共用地取得事業特別会計であります。予算額5億4,634万3,176円で、これに対する執行状況は、支出済額が4億8,703万2,441円、翌年度への繰越額が5,270万7,172円、不用額が660万3,563円であります。執行率は89.1%で、翌年度への繰越額を含めると98.8%となります。

なお、翌年度への繰越しの理由は、用地交渉などに日時を要したことによるものであります。

次に、港湾整備事業特別会計であります。予算額12億1,195万9,000円で、これに対する執行状況は、支出済額が11億4,267万177円、翌年度への繰越額が4,882万7,000円、不用額が2,046万1,823円であります。執行率は94.3%で、翌年度への繰越額を含めると98.3%となります。

なお、翌年度への繰越しの理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

裏面を御覧ください。

次に、監査における指摘事項等についてであります。

こちらに、令和2年度監査の県土整備部に対する指摘状況をまとめておりますが、指摘事項が3件、注意事項が7件、合わせて10件の指摘等を受けております。

以上、令和2年度の決算状況等について御説明いたしました。詳細につきましては、それぞれ関係課長などから説明をいたします。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○日高主査 部長の概要説明が終了しました。

ここでお知らせをいたします。坂口委員が少し遅れるということがございます。皆さん御了承いただきたいと思っております。

これより、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。令和2年度の決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、6課の説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○児玉管理課長 管理課でございます。

それではまず、県土整備部予算に関する資料について御説明いたします。

決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、2ページをお開きください。

令和2年度歳出決算事項別明細総括表ですが、この表は、決算の内容を課別に整理したものであります。

次に3ページ目、4ページ目をお開きください。

この表は、款・項・目別に整理したものでございます。先ほど部長から決算の状況について御説明いたしましたので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

それでは、管理課の決算について御説明をいたします。

7ページをお開きください。

表の一番下の段、管理課の計であります。令和2年度の決算額は、予算額18億3,471万9,000円に対しまして、支出済額16億3,773万8,928円、不用額1億9,738万72円であり、執行率が89.2%となっております。

次に、各会計の(目)における不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

なお、この後の各課の説明におきましても同様の説明とさせていただきます。

6ページにお戻りください。

3段目の(目)土木総務費であります。不用額が1億8,962万2,069円、執行率が88.2%となっております。

不用額の主なものといたしましては、職員の給料、職員手当等の人件費で、これは、職員費で支出を予定していた人件費を、公共事務費の支出に振り替えたことによるものであります。

次に、7ページをお開きください。

4段目の(目)建設業指導監督費であります。不用額が775万8,003円となっております。

不用額の主なものといたしましては、委託料と負担金・補助及び交付金であります。

これは、後ほど御説明いたします新分野進出など、みやざき建設産業経営力強化支援事業等の委託料や補助金において執行残が生じたものであります。

決算については以上であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。報告書の管理課のインデックス、317ページをお開きください。

上から3行目、(1)安全で安心な県土づくりに係る事業であります。

施策推進のための主な事業及び実績の表を御覧ください。

まず、建設業指導であります。主な実績内容等を御説明いたします。

建設業法に基づきまして、建設業許可や経営事項審査を実施しましたほか、県内各地で研修会を開催いたしまして925人の参加がありました。

また、新分野進出に取り組む建設業者に対して2件の補助、そして、建設事業協同組合等が行います融資の原資に対する貸付けを行いました。

さらに、若年技術者等の資格取得支援として、資格試験の受験料補助など120件の経費助成を行いますとともに、外国人材の確保に取り組む建設業者への支援として、7人分の一部経費の助成を実施いたしました。

次に、新規事業、建設関連産業雇用受入支援であります。

主な実績内容等として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により離職を余儀なくされた労働者を雇用した場合に、事業者への助成を行ったものであり、20人の雇用につながったところであります。

次に表の下、施策の成果等であります。

安全で安心な県土づくりに重要な役割を果たしております建設業者に対し、先ほど御説明いたしました支援を通して経営基盤の強化等を図ったところであります。

また、担い手の確保・育成が課題となっている中、若年技術者の資格取得や人材確保への支援に取り組んだところあります。

次に、監査結果報告についてであります。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

5ページ目の(3)物品の管理についてであります。

都城土木事務所におきまして、物品の管理に

ついて取扱いの適当でないものがあつたとの指摘であります。これは、災害対応などの緊急的な交通手段用としてあらかじめ職員に配付していたタクシーチケットを紛失したものであります。今後は、所属職員に対して物品の厳正な取扱いを行うよう周知を図り、指導を徹底してまいります。

最後に監査委員の決算審査意見書については、特に報告すべき事項はございません。

管理課の説明につきましては、以上であります。

○伊豆用地対策課長 用地対策課でございます。

当課の決算につきまして御説明をいたします。

同じく委員会資料の8ページをお開きください。

当課の予算は、一般会計と特別会計がございますので、まず、一般会計から御説明をいたします。

8ページの一番下の段、一般会計、計の欄を御覧ください。

令和2年度の決算額は、予算額2億2,200万円に対しまして支出済額が2億1,546万8,975円、不用額655万1,025円となっております。執行率は97.0%となっております。

(目)の執行率が90%未満のものはございませんので、不用額が100万円以上のものについて御説明をいたします。

表の上から3段目の(目)土木総務費でありますけれども、不用額が655万1,025円となっております。

これは、主に、公共用地取得事業特別会計におきまして、一般国道218号五ヶ瀬高千穂道路工事業費が確定したことに伴い生じた一般会計からの繰出金に係る不用額でございます。

次に、9ページをお開きください。

公共用地取得事業特別会計についてでありますけれども、決算額につきましては、先ほど部長が御説明いたしましたので省略させていただきます。

表の上から3段目の(目)土木総務費であります。但し、不用額が660万3,563円となっております。

これは、主に、一般国道218号五ヶ瀬高千穂道路工事業費が確定したことによる不用額でございます。

また、執行率が89.1%となっております。これは翌年度への繰越しによるものであります。

用地対策課の一般会計、特別会計を合わせた決算につきましては、9ページの一番下の段の用地対策課計の欄を御覧ください。

予算額7億6,836万3,176円に對しまして、支出済額7億250万1,416円、明許繰越額5,270万7,172円、不用額1,315万4,588円となっております。執行率は91.4%で、翌年度への繰越額を含めると98.3%となります。

次に、特別会計の歳入についてであります。

10ページの一番下の段、歳入合計の欄を御覧ください。

予算現額5億4,634万3,176円、収入済額5億4,032万6,499円となっております。収入未済額はございません。

次に、主要施策の成果についてであります。報告書の用地対策課のインデックス318ページをお開きください。

公共事業用地取得の推進であります。

これは、公共事業を円滑に推進するために、特別会計において公共事業用地の先行取得を行うものであります。

令和2年度は、都市計画道路の安賀多通線防災・安全交付金事業及び一般国道218号五ヶ瀬高

千穂道路工事に係る用地取得を行ったところでもあります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

用地対策課は以上であります。

○桑畑技術企画課長 技術企画課でございます。当課の決算につきまして御説明いたします。

委員会資料の11ページを御覧ください。

表の一番下の段、技術企画課計の欄にありますように、当課の令和2年度決算額は、予算額3億2,666万円、支出済額3億2,408万448円、不用額257万9,552円であります。執行率は99.2%であります。

(目)の執行率が90%未満のものはございませんので、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

表の上から3段目の(目)土木総務費を御覧ください。

不用額が257万9,552円となっております。これは主に、公共工物品質確保推進事業の業務委託におきまして執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の技術企画課のインデックス、320ページをお開きください。

3行目、(1)の地域や企業を支える産業人材の育成・確保についてであります。

表のふるさとみやぎ土木の魅力発信であります。これは、学生等を対象とした出前講座や現場見学会、インターンシップなどを開催しまして、建設産業の魅力や公共事業の役割を発信する取組を行ったものであります。

表の下の施策の成果等を御覧ください。

小中学生や高校生に建設産業の魅力や公共事業の果たす役割を伝える取組によりまして、出前講座に参加した高校生の約9割が建設産業に対するイメージがよくなったと回答するなど、将来の担い手となる学生等の理解や興味が深められたと考えております。

これらの成果を建設産業の担い手の確保につなげるため、小中学生や高校生を対象とした取組を今後も継続しながら、建設産業の魅力や公共事業の果たす役割をより広く、効果的に県民に発信してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

技術企画課は、以上でございます。

○加行道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の決算について御説明をいたします。

委員会資料の13ページをお開きください。

ページの一番下の段、道路建設課計の欄を御覧ください。

令和2年度の決算額は、予算額が349億977万3,000円、支出済額が200億9,350万32円、翌年度への繰越額が142億1,949万4,000円、不用額が5億9,677万8,968円で、執行率が57.6%、翌年度への繰越額を含めると98.3%となっております。

続きまして、12ページをお開きください。

下から4段目にあります(目)道路新設改良費を御覧ください。

不用額が5億9,677万8,308円となっておりますが、これは、主に、国の経済対策に伴い計上いたしました補正予算額と国の交付決定額との差による不用額であります。

また、不用額の右側、執行率が52.9%となっておりますが、これは、翌年度への繰越しによ

るものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明をいたします。

報告書の321ページ、道路建設課のインデックスのところをお開きください。

表の中の主な事業名の欄、公共道路新設改良であります。この事業は、主に国の補助金や交付金を活用して、国道や県道の改良を行う事業であります。

右の主な実績内容等の欄を御覧ください。

道路改築の状況でございますが、一般国道では国道327号ほか9路線21工区の整備を行い、1,122メートルの供用を開始し、また、地方道では、飯野松山都城線ほか47路線62工区の整備を行い、7,484メートルの供用を開始したところであります。

次に、下の直轄道路事業負担金であります。

これは、国が整備をしております国道10号ほか1路線6工区の整備費の一部を県が負担したものであります。この事業におきまして、道路改築のほか、交通安全対策等も実施されたところであります。

続きまして、323ページをお開きください。

施策の成果等であります。

道路建設課では、①にありますように、都城市周辺の経済や地域の活性化等を図るため、国や鹿児島県と連携し、都城インターチェンジと志布志港を結ぶ都城志布志道路の整備を進めてきたところであり、令和3年3月には、県境区間となります金御岳工区を完成供用し、本県の施工区間の整備が完了したところであります。

また、②にありますように、宮崎市中心部の渋滞緩和や物流の効率化を図るため、県道宮崎西環状線古城工区などの整備を進めるとともに、③にありますように、中山間地域等の産業、生

活、医療を支援するため、高千穂町と五ヶ瀬町にまたがる県道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区や入郷地域の国道327号佐土の谷工区などの整備を進めてきたところであります。

このほか、④にありますように、高速道路の利便性向上、防災機能の強化、工業や観光振興などの地域の活性化を図るため、新富スマートインターチェンジに直結する県道高鍋高岡線の整備にも着手したところであります。

また、⑤にありますように、国の直轄事業におきましては、国道10号などのバイパス整備や防災対策事業等が進められたところであります。令和2年4月には、国道220号日南防災（北区間）のうち、伊比井潮風トンネルを含む0.9キロメートルが開通したところであります。

このように、広域的な医療、福祉サービスや観光振興など地域連携の取組を支援するため、市町村間を結ぶ国県道の整備を進めてまいりましたが、本県の道路改良率は69.6%と依然として九州で最下位となっておりますことから、さらなる整備を図る必要があると考えております。

今後も、必要な予算の確保に努め、国道219号等の緊急輸送道路の整備など、地域の交流・連携を支える交通ネットワークの構築を進めてまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございませんでした。

道路建設課は以上でございます。

○東道路保全課長 道路保全課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の16ページをお開きください。

ページの一番下の段、道路保全課の計のところでございます。

令和2年度の決算額は、予算額が323億3,691

万1,000円に対しまして、支出済額が209億9,054万8,288円、明許繰越額が111億2,941万1,000円、事故繰越額が1億286万4,634円、不用額が1億1,408万7,078円で、執行率が64.9%、翌年度への繰越額を含めると99.6%となっております。

お戻りいただきまして14ページをお開きください。

上から3段目の（目）道路橋梁総務費でございます。

不用額が290万6,916円となっておりますが、これは主に、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県民による道路愛護活動や道路の維持管理に要する経費が見込みを下回ったことによるものであります。

また、執行率が87.7%となっておりますが、翌年度への繰越しによるものであります。

15ページをお開きください。

上から4段目の（目）道路維持費でございます。

不用額が1億1,118万162円となっておりますが、これは主に、国庫補助事業が確定したことに伴う不用額であります。

また、執行率が64%となっておりますが、翌年度への繰越しによるものであります。

16ページを御覧ください。

中ほどの（目）橋梁維持費でございます。

執行率が63%となっておりますが、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の324ページ、道路保全課のインデックスのところをお開きください。

（1）の快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

表の沿道修景美化推進対策であります。これは、空港、港湾、駅などの主要な交通の玄関口と、県内の主要な観光地などを結ぶ路線である沿道修景美化推進路線等において、花木類の植栽や除草を行ったところでもあります。

次に、その下の施策の成果等であります。沿道修景美化推進路線等への重点的な植栽等の実施により、沿道の修景美化が図られるとともに、おもてなしの雰囲気づくりなど、コロナ禍からの観光復興への後押しにもつながるものと考えております。

今後も引き続き、効率的な沿道修景美化に取り組んでまいります。

325ページを御覧ください。

(1)の安全で安心な県土づくりについてであります。

表の上段の公共道路維持であります。この事業は、国の交付金等により実施する事業であり、橋梁補修をはじめ、のり面の防災対策や舗装補修などを行ったところでもあります。

326ページをお開きください。

表の下段の「美しい宮崎の道」愛護活動推進であります。これは、地域住民等が行う道路美化や草刈り活動に対しまして、活動用具や活動奨励金の支給を行ったところでもあります。

327ページを御覧ください。

中ほどの施策の成果等であります。①にありますように、主に交付金事業等で実施している緊急輸送道路の防災対策や橋梁の老朽化対策については、目標達成に向けて順調に進展しております。

日常的な道路の管理については、道路パトロール等により不具合を適切に把握し、速やかに補修するなど適正な維持管理を図ったところでもあります。

今後も引き続き、必要な予算確保に努め、効果的な事業執行を行うことで、防災対策や道路の適正な維持管理を進めてまいります。

また、地域住民等が行う道路愛護活動につきましては、②にありますように、延べ参加人数が6万4,300人余で、令和元年度と比べると、コロナ禍の影響により減少しておりますが、クリーンロードみやざき推進事業による協定締結団体数は199団体となり、目標に対して順調に進展しているところでもあります。

328ページをお開きください。

(2)の交通安全対策の推進についてであります。

表の上段の公共道路維持であります。この事業は、国の交付金等により実施する事業であり、歩道などの交通安全施設の整備を行ったところでもあります。

次の、人にやさしい沿道環境整備であります。小規模な歩道や区画線の整備などを行ったところでもあります。

329ページを御覧ください。

中ほどの施策の成果等であります。①にありますように、交通安全施設の整備につきましては、通学路交通安全プログラムを基に、緊急度の高い法定通学路を中心に整備を進めております。

令和2年度は、②にありますように、国道327号小野田工区などの歩道整備を行い、法定通学路における歩道整備率は73.8%と順調に進展しております。

今後も引き続き、道路管理者、警察、教育委員会等と連携し、交通安全対策の充実を図ってまいります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路保全課につきましては、以上でございます。

○**廣松高速道対策局長** 高速道対策局です。

当局の決算について御説明します。

委員会資料の41ページをお開きください。

一番下の段、高速道対策局計の欄です。

当局の令和2年度の決算額は、予算額22億195万5,000円、支出済額22億131万1,636円、不用額64万3,364円、執行率は99.9%です。

(目)の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明します。

報告書の高速道対策局のインデックス、359ページをお開きください。

(2) 交通・物流ネットワークの整備・充実についてです。

中段の表の施策推進のための主な事業及び実績を御覧ください。

まず、1段目、高速道路網整備促進については、高速道路網の早期整備に向けて、各種大会等の開催等や国及び関係機関への要望活動等に関する経費です。令和2年度の実績は各種大会等が5回、要望活動等が13回となっております。

次に、その下の高速自動車国道等直轄事業負担金については、新直轄方式で整備する1区間及び直轄方式で整備する5区間、計6区間の整備に係る県の負担金です。

続いて、下段の表の施策の進捗状況を御覧ください。

高速道路の整備であります。令和2年度末において74%となっております。

続いて、施策の成果等について御説明します。

次のページ、360ページをお開きください。

まず、東九州自動車道では、新富スマートインターチェンジが新規事業化され、日南東郷インターチェンジ及び串間市の奈留インターチェンジのフルインターチェンジ化が決定されました。

また、事業中区間の清武南一日南北郷間については、令和4年度の開通に向け、事業が進捗しております。

次に、5行目の九州中央自動車道では、未事業化区間のうち蘇陽一五ヶ瀬東間が新規事業化され、11月には中心くい打ち式が行われました。

また、高千穂一雲海橋間が令和3年度からの事業箇所として決定されるなど、事業が進捗しております。

そして、暫定二車線区間の四車線化については、事業中の宮崎西一清武間の一部の約3.7キロメートルで着工式が12月に行われました。

また、国の高速道路における安全・安心基本計画により、四車線化の優先整備区間として選定された日向一都農間及び高鍋一宮崎西間の中から、高鍋一西都間の一部が令和3年度からの事業箇所として決定されました。

今後とも、沿線の自治体や民間団体等とさらなる連携を図りまして、高速道路ネットワークの1日も早い全線開通に向けて、建設促進大会の開催や国への要望活動に、引き続き取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

高速道対策局は、以上です。

○**日高主査** 執行部の説明が終了いたしました。

各課ごとに質疑をお願いしたいと思います。

まずは管理課に関連する項目に質疑はござい

ませんでしょうか。

○来住委員 成果に関する報告書の317ページの新規事業で建設関連産業雇用受入支援事業というのがありまして、決算額は560万7,000円で、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によって離職を余儀なくされた方を雇用した事業者に対して助成したと。20名ですから単純に割ると1人28万円ぐらいになるようなんですけれども。

私が聞きたいのは、具体的に窓口は各土木事務所が窓口になるのか、直接本庁の管理課が窓口になっていらっしゃるのか。そしてこの助成金を実際に出すまでの経緯を知りたいです。

コロナウイルス感染拡大の影響によって離職を余儀なくされたものとなっていますから、例えばAという会社に勤めていて、その会社がコロナ感染などもあって畳むことになったと。それによって働いている人たちが事実上仕事がなくなるとか、離職したとか、そういうことをちゃんとした証明だとか。つまりお金を出す上でそういうことがどのような順序立てをされて、業者の方々に実際に助成をされるのか。その一連の流れというか基準というものが知りたいんです。

なぜそう言うかという、昨日の商工観光労働部の雇用労働政策課で、雇用を内定したということでお金が出されているんですけれども、これも非常に曖昧だったんですよね。これは雇用をした事業者ですから、内定でなくて実際にお仕事に就いたということが確認されて出すのかなと思うんですが、そこをもう少し詳しく教えてください。

○児玉管理課長 この新規事業のコロナ関係の受入れでございますが、1人当たり15万円ということで建設業協会に10分の10という形で補助をさせていただいております。実績としては記

載のとおり20名ということですが、建設業協会では基本的には解雇通知ということで確認をさせていただきますが、これは昨年の6月の補正予算ということで、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金を財源とさせていただいております。6月でまだコロナの初期の頃といますか非常に混乱していた時期だったものですから、ちょっとそこ辺の離職の正式な通知がまだ取れていない場合でも認めるというような形にはさせていただいているところでございます。

そういったところもありまして、20名の方いろいろ飲食業の方、娯楽業、宿泊業と業種も様々でございますけれども、建設業で例えば事務員だったりとか作業員という形で職に就いてらっしゃるんですけれども、そういった流れで受入れをしたところでございます。

○来住委員 つまり建設業に働いている方でなくて、他の業種で働いていた方がコロナの関係で離職し、建設業関係の仕事にお就きになったと、それで出すということになったと。建設業協会を通じて出したことになっているんですが、例えば都城の建設業界に幾らとか20名の具体的な内訳は分かるんですか。

○児玉管理課長 地区が具体的に手元で集計できておりませんが、宮崎、日向、日南と県内にいろいろ散らばっておりますから、それぞれの地域から要望が出ているところでございます。年代別には20代が6名、30代が5名、40代が4名、50代が3名、60代が2名ということで、平均で38歳程度の方が離職で建設業の職を求めていらっしゃったということでございます。

○来住委員 それは例えば2か月働くとか、3か月間ちゃんと雇用しないと出ないよとか、何かそういう基準があるんですか。

○**児玉管理課長** 特に基準は設けておりませんが、やはりコロナで非常に混乱された中で、ひとまず職に就かれないということで実際に働かされてみて、現時点で再度調査してみたんですけれども、20名のうち5名の方は病気なり、家族の事情もあってということで退職をされていらっしゃるようですけれども、そこについては特に返金とか返還ということではなくて、そのまま支給させていただいているところでございます。

○**来住委員** これは後日、県の監査が当然入るんですか。例えば僕が気になるのは、事実上たった1週間しか雇用していなかったとしても、事業主は15万円もらうというのはどうかなと思ったりするものですから、そこ辺の基準というのはしっかりお決めになっていたほうがいいのかなと思うんですけれども、そこはどうだったんでしょうか。

○**児玉管理課長** 条件としては正規雇用をしたかどうかというところで条件設定をさせていただいております。特に1週間というケースはなかったようではございます。

○**来住委員** 特に基準はないわけですね。とりあえず雇用すれば、もう、その時点で助成をいただける条件になるわけですね。そういうふうに理解すればいいんですか。

○**児玉管理課長** そのとおりでございます。

○**日高主査** 関連でございますでしょうか。そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**日高主査** 続いて、用地対策課で質疑はございませんでしょうか。

○**窪菌委員** 320ページの学生なんかを中心とした出前講座であったりインターシップ等なんですけど、それぞれ8校、9校ということで、いろ

んな学生を中心にそういったインターシップをされるということですが、学生の反応はどうだったのでしょうか。また、今後もこの事業進められるのでしょうか。

○**日高主査** 窪菌委員よろしいですか。用地対策課がなければ、技術企画課に参ります。では技術企画課お願いいたします。

○**桑畑技術企画課長** 委員御指摘のとおり小中高生を中心に出席講座等で建設産業自体を知っていただくような取組を行っているところでございます。

今回9割と資料に書かせていただきましたけれども、これは出席講座をやりましたときに高校生にアンケートを取りまして、そのときの回答を記載させていただいております。

おおむね、小中高生につきましては、建設産業自体をよく理解していただいているところもありまして、建設産業を知る機会になったというところ、あるいは興味を持っていただいたというような御回答をいただいております。我々の感触としましては、非常にいい感触があったと考えております。

○**窪菌委員** それぞれ8校、9校ということですが、地区的にはどの辺りだったのか。それとどのぐらいの人数が受講されたのか。

○**桑畑技術企画課長** 上段で見学会8校と書いておりますけれども、これは総数で454名の学生を対象にやっております。

昨年度、新型コロナがございまして、出席講座、見学会とも中止が相次いでいるところでございまして、前年度の令和元年度につきましては23校、794名ということで、昨年度は開催数も少し減少しております。

地区的には全県で満遍なくと申しますか、地区の隔たりなく行っているところでございます。

○窪菌委員 これは子供の反応もいいということですが、その後、実際にどういった建設会社に入社したとか、清武の学校に行ったとか、そういう追跡調査まではされていないですか。

○桑畑技術企画課長 この事業を受講していただいた方が、どこに就職されたというところまでは把握していないのが現状でございます。

○窪菌委員 建設業を中心に雇用も少ないという、現場監督等が少ないという状況がずっとあるんですね。結果を文書でもいいですから取られて見られると、また地域のことやらより分かりやすくなると思いますので、その辺りはまたよろしく願いしておきたいと思います。

○日高主査 技術企画課について、そのほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 用地対策課はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、道路建設課で何か質疑はございませんでしょうか。

○窪菌委員 いろいろな成果等がありますが、この都城志布志道路の鹿児島県と連携ということで、都城市のインターから志布志市につながる計画ということを伺ったんですが、どのような計画になっているのでしょうか。

○加行道路建設課長 都城志布志道路につきましては、全長が44キロメートルございまして、宮崎県側が22キロメートルで鹿児島県が22キロメートルと、ちょうど半々となっております。

今回宮崎県側につきましては、県の8.6キロメートル部分が完了しまして、あと国交省の分が残りあるということです。国交省の分については1期工区、2期工区とありまして、今、乙房インターから都城インターまでが5.7キロメートルほどありまして、そこを鋭意進めているとこ

ろです。また、その手前の乙房から横市間の3キロメートルにつきましては、今年度開通予定と聞いております。だから、来年度以降は、直轄区間の5.7キロメートルが整備を鋭意進めていくといったような形で聞いております。

あと鹿児島県につきましては、もうほぼ完成しておりまして、最後の志布志港と志布志インター間の3.2キロメートルが残っております。ここも今、鹿児島県が整備を鋭意進めているということです。全体では8.9キロメートルほど残っているというようなところですよ。

○窪菌委員 都城側のインターから乙房ルートを通っていきますが、あれは完成はいつ頃がめどなんですか。

○加行道路建設課長 本当に地元が一番今望んでいるところで、いろいろ国に問い合わせているところでありまして、一部相続関係で用地が難しいところがありまして、今、収用関係を進めているところでございます。

また本年度、工事費が大分上がったということで、工事費の変更をしているところでありまして、まだ半分ほどではないかと聞いていますところですよ。

○有岡委員 今の323ページの2番目の案件で、県道宮崎西環状線の古城工区は、用地交渉等かなり難しい宿題があったわけですが、工期計画が今どれぐらいまで進んでいるのかをお尋ねいたします。

○加行道路建設課長 古城工区につきましては、盛土とか切土区間につきましては、大方めどが立っているところでありまして、長大な橋梁が残っております。今、橋梁にかかるところの一部、用地交渉の難しいところが残っておりまして、まだ鋭意交渉中ということで、その処理が終われば、橋梁も順次進んでいくかな

と思っております。

○窪菌委員 資料には載っていないんですが、この前、水害が出た日南の国道220号、これのめどがなかなか立たないようなことなんですが、今どういった状況なんですか。

○加行道路建設課長 昨日、国土交通省がプレスを出しまして、10月下旬に一応片側交通で通すように鋭意頑張っていくとなっております。それ以上の部分については、国交省から情報が入れば、逐次お知らせしたいと思っております。

○窪菌委員 まだ見ていないもんですから分からないんですけども、予想としてどのぐらいの期間がかかりそうなんですか。

○加行道路建設課長 今回は崩落が大規模な高さもあるということで、そして地質的にも非常に脆弱な部分、不安定なところがあります。

また、山頂には岩石の非常にもろい部分もあって、それが落ちてくるという危険性もありまして、慎重に今、上のほうは作業していると聞いておりますので、そこは今のお知らせの段階しかまだ計りかねないといったところであります。

○窪菌委員 なるべく早く通すように一つよろしくお願ひしときます。

○日高主査 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 続いて、道路保全課について質疑はございませんでしょうか。

○濱砂委員 道路保全課だけじゃないんですが、書類の見方を教えてください。例えば用地対策課の繰越明許費の金額は、主要施策の資料とぴったり合っているんですが、道路保全課と道路建設課はちょっと違っております。道路保全課が代表して教えてください。

決算特別委員会資料の16ページの道路保全課の繰越明許は約111億2,900万円なんですが、主

要施策の成果に関する報告書の326ページの3年度への繰越額は約92億3,000万円となっております。この差は何なのでしょう。

○東道路保全課長 主要施策の繰越額につきましては、ここに記載している主なものの合計です。主要施策の報告書326ページの合計に923億円という数字がございますが、これは325ページの安全で安心な県土づくりに関するところの主なものを記載しておりまして、次の328ページに今度は交通安全対策に関するものを記載しております。これらを総体して道路保全課全体額の繰越額を決算特別委員会資料の16ページに記載しております。

○太田副主査 資料の14ページに不用額が290万円ほどありますけれども、コロナの関係で不要になりましたという説明でした。その中で旅費とかありますよね。恐らく報償費、需用費には影響したと思うんですが、旅費にも影響は残っているもんですか。

○東道路保全課長 この旅費につきましては、職員の移動旅費といったところが含まれておりまして、道路を管理するところの担当ですとかと市町村道路事業を預かっておりまして、完了検査とかをウェブ等で開催したために旅費が必要なくなったといったところもございます。

○太田副主査 だから報償費や需用費あたりに影響があったということで確認していいですね。

それで、この団体、主要施策の資料では327ページに、活動はコロナで影響があったけれども、協力してくださる団体数は増えておりますということで、これは本当にいいと思うんですね。こういう団体は、人にやさしい沿道環境整備のほうで、市町村道、県道、国道の全てについてもやろうとしたらやってくださるんですか。

○東道路保全課長 327ページに掲げておりま

す199団体については県と協定を結んでいる団体でございまして、市町村と国でも活動されているかもしれませんが、あくまでここに記載しているのは県の協力団体といったところでございます。

○太田副主査 というのは、草を取ったり美化するときに除草剤をまいてやっていて、草が枯れてみっともないなというような感じもするし、また危険性も感じるもんですから。除草剤をまかずにやっぱり手で刈るということをやりたいという団体もおるんじゃないかと思うと、そういう方向に持っていくことはできんもんかなとふと思ったところですが、いかがでしょうか。

○東道路保全課長 除草剤の活用につきましては、令和元年度から全県下試行的に始めまして、約2年間たとうとしているところでございます。

昨年までに地元からいろいろな意見いた中で、約70キロメートル程度の区間につきましては、やっぱり除草剤から手刈りに変更したところでございます。今委員がおっしゃったように、このように皆様方と意見を交わしながら、政策をしっかりと進めていけたらと思っております。

○有岡委員 16ページになるんですけども、翌年度繰越額という中で「事故」という表現ありまして、1億円強出るんですが、この事故というのは具体的にどういうものを指して分別してあるのかお尋ねいたします。

○東道路保全課長 まず、繰越しの中には明許繰越と事故繰越がございまして、明許繰越につきましては、例えば用地取得が難航して工事の着工が遅れて、年度内に完成ができない場合などに議会の議決を経て繰り越すもので、1回だけ可能となります。事故繰越は、議会の議決を経て工事に着工した中で、その後に事故が発生して、翌年度中に終わらなかったということで

ございます。

今回の道路保全課の案件につきましては、トンネルのLED照明の取り換えに伴うものでございます。議会の議決を得たときには標準工期の中でしっかり終わるということでございましたけれども、工事発注後にケーブルの手配に予想以上に時間がかかりまして、全国的にこういった老朽化対策というものが進んだということと、あとオリンピックだとかその辺もあって、国内での生産者の数といいますか、そこが少なかったということもあって完了しなかったところとございまして、予期せぬ事故が発生してしまったということで繰り越したものでございます。

○坂口委員 分科会で聞くべきか分からないんですけども、今、15か月予算とか年度末の繰越し条件での補正、経済対策も含めてですけども、平準化とか関連法の改正とか、その趣旨に沿って、もう通常考えられるような可能性がととても消化できないから、最初からの繰越しですよね。そうなったときには、今までの考え方で事故繰越となると、なかなかおっくうにならざるを得ないと思うんですね。だから国もそのらのこれじゃないというようなことでの繰越しに対しての事故繰越という位置づけと。

これは当然一度明許繰越をやっておいて、年度末にはもう一度繰り越さざるを得ないよという、本当に定められた期間内で完成させるという条件で地方なりが求めるんじゃないかと、国の大きな対策として経済もしっかりやっていこうと、雇用も守ろうという、総合的な対策として出していく財政ですよね。これに対してはやっぱり考え方を考えるようにして行って、仕分けしていかないと大変だと思うんですね。行政も大変ですし、働き方改革とかいろんなことを言

いながら、特に微妙な1、2か月を競うような進捗のときは、そこで無理をせざるを得なかったりとか。

だからこれはやっぱり新たな視点からの改正なんかを、考え方を変えさせるようなことも執拗に求めていくべきじゃないかなと。今のような指摘が出るとちょっとお気の毒な気がするんですよ。今は常任委員会でないから言いっ放しでもいいんですけれども、もし何かそこらに対しての内部での課題なりを持っておられたらお聞かせください。

○森県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）

今、坂口委員がおっしゃられた話は非常に私たちが国に求めたい、まさしくそういった内容です。

建設公共事業につきましても、今、働き方改革もありまして、標準工期も以前よりも長く取るようになっております。これは4週8休とかそういったことを確実に実行してもらうため、そういった趣旨も踏まえて工期も長くなっています。補正予算が2月頃、実際は3月ぐらいしか使えないという状態で、実質1年間ぐらいしか工期がないとなると、例えば特A級の大きな工事を出すと、もう発注した時点で標準工期がはまらなくなっているということも多々ございます。

国に求めていますのは、国土強靱化の予算なんかは、今、補正予算でついておりますけれども、当初予算でつけてくださいということが、まず一つございます。

それから、今お話にございました繰越予算の使い方についても、もう少し柔軟に弾力的に運用していただいて、いわゆる事故繰越と呼んでいる部分についても、簡素な手続で認めていただきたいということは事務レベルでもお話をさ

せていただいているところです。

災害復旧工事なんかは昔に比べますと、事故繰越の手続は非常に簡素化されて、書類を送ってチェックしていただくだけで認めていただけるようにはなっておりますけれども、まだまだ全てがそういうふうになっているわけではございませんので、今まさしく委員がおっしゃられたことにつきましては、これからも国には事務レベルでもいろいろと話をしていきたいと考えております。

○坂口委員 一定規模以上の工事については、特に年度末にやるようなものとなると債務負担行為的な感覚の下での財源補償をやられることが一つ必要かなと思うんですよね。それと大規模災害なんかについては、繰越し手続は本当簡素化になって、随分楽になったかなと思うんですけれども、緊急に取り組むことで今度は設計変更の問題に対しても、大きくは大臣折衝なんかあたりも、もうちょっと簡素化されるとあまり臆病にならずに堂々と関連3法の改正に沿った、それを尊重した工事というか発注者、受注者の在り方というのが確実にできるのかなという気がします。

ちょっと決算から離れましたけれども、ちょうどいい機会だったもんですから。

○日高主査 道路保全課でそのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 最後に高速道対策局に関して何か質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

これより、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。令和2年度の決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、6課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○小牧河川課長 河川課でございます。当課の決算について説明いたします。

委員会資料の17ページからでございますが、まず、21ページをお開きください。

一番下の段、河川課計を御覧ください。

当課の令和2年度決算額は、予算額397億8,370万7,317円、支出済額235億8,771万9,412円、明許繰越額154億6,291万9,500円、事故繰越額7,994万945円、不用額6億5,312万7,460円、執行率59.3%で、翌年度への繰越額を含めると98.4%となります。

戻っていただきまして、17ページを御覧ください。

3段目の(目)河川総務費でございますが、不用額が2,554万541円、執行率は30.2%となっております。

不用額につきましては、主にダム施設整備事業費の確定に伴うものでありまして、執行率につきましては、翌年度への繰越しによるものがあります。

次に、18ページを御覧ください。

4段目の(目)河川改良費でございますが、不用額が7,683万4,168円、執行率は65.9%となっております。

不用額につきましては、主に、国の直轄事業

における事業費の確定に伴うものでありまして、執行率につきましては、翌年度への繰越しによるものがあります。

次に、19ページをお開きください。

中段の(目)海岸保全費でございますが、執行率が85.1%となっております。これは、翌年度への繰越しによるものがあります。

下から4段目の(目)水防費でございますが、不用額が907万8,848円、執行率は71.7%となっております。

不用額につきましては、主にダム施設管理負担金の確定に伴うものでありまして、執行率につきましては、翌年度への繰越しによるものがあります。

次に、20ページを御覧ください。

下から3段目の(目)土木災害復旧費でございますが、不用額が5億2,819万4,020円、執行率は46.4%となっております。

不用額につきましては、国の交付決定額との差額及び災害復旧事業費確定に伴うものでありまして、執行率につきましては、主に翌年度への繰越しによるものがあります。

次に、21ページを御覧ください。

下から3段目の(目)直轄災害復旧費でございますが、不用額が1,347万9,883円、執行率は73.0%となっております。

不用額、執行率ともに、国の直轄事業における事業費の確定に伴うものがあります。

次に、主要施策の成果に関する報告書の河川課のインデックス、330ページをお開きください。

(1) 良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。

表を御覧ください。1番上の次代へつなげよう！魅力ある川・海づくりでは、河川や海岸での美化清掃を行う39のボランティア団体を支援

したり、NPO法人との協働による体験型の水辺・海辺とのふれあい安全教室を16回開催したところであります。

331ページを御覧ください。

施策の成果等であります。

①であります。河川や海岸の美化清掃を行う愛護ボランティア活動の延べ参加人数につきましては、令和2年度は新型コロナの影響により約2,700人の参加にとどまりましたが、河川パートナーシップ事業への参加団体につきましては、前年度を上回る761団体となるなど、県民との協働による河川・海岸の管理が進展しております。

332ページをお開きください。

(1) 安全で安心な県土づくりについてであります。

表を御覧ください。1番目の公共河川であります。

これは、平成17年の台風14号などにより浸水被害を受けた箇所での河川改修工事やレベル1津波による浸水被害が想定される箇所における地震津波対策であり、三財川ほか29河川におきまして河道掘削や堤防整備、樋門の自動閉鎖化などを行っております。

2番目の公共海岸であります。これは、老朽化した海岸施設の機能回復・強化を図るもので、日南市の古奥海岸において護岸の補修などを行っております。

次に、333ページを御覧ください。

1番目の県単河川改良であります。

これは、宮崎市佐土原町の御手洗川ほか87河川におきまして、堤防や護岸整備、堆積土砂の除去などを行っております。

次に、335ページをお開きください。

1番目のダム施設整備であります。日南ダ

ムの管理用制御処理設備の改良や綾北ダム、松尾ダムの放流警報設備の改良等を行っております。

336ページをお開きください。

施策の成果等であります。

まず、①であります。平成17年の台風14号などにより、甚大な浸水被害が発生した河川を中心に改修事業を実施しているところであり、令和2年度は、さらに防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策予算の活用により、洪水に対する安全性の向上が図られたところであります。

しかしながら、河川整備率は49.9%といまだ低い水準にありますことから、今後とも、より一層重点的に河川改修を推進していく必要があります。

また、②であります。雨量局、水位計及び監視カメラを計画的に設置しており、令和2年度も危機管理型水位計を設置し、県内で水位などの観測網の拡大・充実が図られたところであります。

次に⑤の災害復旧事業であります。令和2年に被災した148か所の87.2%に着手し、早期復旧に努めているところであります。

最後に⑥であります。本県は、自然災害のリスクが高いことから県土の強靱化を着実に推進していく必要があります。

今後も引き続き必要な予算確保に努めるとともに、効果的な事業執行を行い、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

河川課は、以上でございます。

○行田砂防課長 砂防課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の22ページから23ページまでが当課の決算事項別明細でございます。

まず、23ページをお開きください。

一番下の段、砂防課計を御覧ください。

当課の令和2年度決算額は、予算額154億766万5,000円、支出済額71億5,460万4,641円、翌年度繰越額81億2,478万9,000円、事故繰越額1億131万9,148円、不用額2,695万2,211円、執行率は46.4%で、翌年度への繰越額を含めると、執行率は99.8%となります。

1ページ戻っていただきまして、22ページをお開きください。

ページの中ほどの(目)砂防費であります、不用額は2,695万2,211円で、執行率は46.3%となっております。

不用額につきましては、主に公共急傾斜地崩壊対策事業費の確定に伴うものでありまして執行率につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の砂防課のインデックス、337ページをお開きください。

(1)安全で安心な県土づくりであります、主な事業について御説明いたします。

表の一番上の通常砂防でございます。五ヶ瀬町の内の口川ほか45溪流において堰堤工を実施しております。

続きまして、338ページをお開きください。

表の一番上の地すべり対策でございます。椎葉村の大藪2地区ほか1地区において、排土工やのり面工を実施しております。

339ページを御覧ください。

表の一番上の急傾斜地崩壊対策でございます。延岡市の三足地区ほか51地区において、擁壁工やのり面工を実施しております。

その下の2番目の総合流域防災でございます。

これは、流域一体となった防災対策を進める事業でございます。緊急改築といたしまして、日南市の猪八重川ほか24か所において、既存の砂防堰堤の改築を実施しております。

また、基礎調査として、土砂災害警戒区域等の指定のための調査を県内一円で実施しております。

341ページをお開きください。

表の一番上の県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策でございます。

これは、市町村が実施する工事等に対する県からの補助金でございます。国富町の大平原地区ほか18地区において、擁壁工やのり面工を実施しております。

342ページをお開きください。

施策の成果等についてでございます。

まず、①土砂災害危険箇所を整備につきましては、要配慮者利用施設等のある箇所から計画的に整備を進めており、令和2年度は土石流対策として2溪流、急傾斜地崩壊対策として7か所の工事を完成させ、土砂災害に対する安全性の向上を図っております。

次に、②のソフト対策であります、土砂災害防止法に基づき、令和2年度は2,263か所の土砂災害警戒区域等の指定を行いました。

また、小中学生を対象とした土砂災害防止教室や地域住民を対象とした土砂災害防止講座を開催し、令和2年度は延べ562人の参加があるなど、土砂災害防止に関する県民意識の向上を図っております。

③に記載しておりますように、土砂災害危険

箇所の令和2年度末の整備率は30.2%と依然として低い状況にあることから、今後とも安全で安心な県土づくりを目指し、危険箇所の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進や防災情報の提供に取り組むなど、ハード・ソフト両面から総合的な土砂災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、監査結果報告でございます。

先ほどの委員会資料にお戻りいただきまして、5ページをお開きください。

5ページの(4)その他の1段目、日向土木事務所ですが、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可等について、許可事務の適当でないものがあつたとの指摘でございます。

今後は、許可申請書の受理から許可までの事務処理の流れを再確認するとともに、許可事務についてのフロー図を作成し担当内で共有するなど、複数職員での進行管理を徹底することによりチェック体制の強化を図りまして、適正な事務処理と再発防止に努めてまいることとしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

砂防課は、以上でございます。

○鈴木港湾課長 港湾課でございます。当課の決算について御説明いたします。

港湾課には、一般会計と特別会計がございますが、まず、一般会計から説明いたします。

委員会資料の27ページをお開きください。

一番下の段、一般会計の計の欄であります。

令和2年度決算額は、予算額83億9,758万3,000円、支出済額50億3,703万3,475円、明許繰越額33億3,575万1,826円、事故繰越額1,459万3,144円、不用額1,020万4,555円、執行率60.0%、翌年度繰越額を含めると99.9%となります。

24ページをお開きください。

上段の(目)土木総務費であります。不用額が123万9,376円となっております。

これは、主に港湾事務所維持管理費の執行残が生じたことによる不用額であります。

一番下の段の(目)海岸保全費であります。執行率が36.0%となっております。これは、翌年度への繰越しによるものであります。

25ページをお開きください。

中段の(目)港湾管理費であります。不用額が810万3,692円となっております。

これは、主に油津港利用環境支援事業の補助金決定に伴い執行残が生じたことによる不用額であります。

また、執行率が89.9%となっております。翌年度への繰越しによるものであります。

次に、26ページを御覧ください。

中段の(目)港湾建設費であります。執行率が46.6%となっております。これは、翌年度への繰越しによるものであります。

27ページをお開きください。

中段の(目)港湾災害復旧費であります。執行率が9.2%となっております。これは、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、28ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の決算についてであります。

決算額等につきましては、先ほど部長から説明いたしましたので省略させていただきます。

下段の(目)港湾建設費であります。不用額が1,753万8,120円となっております。これは、埠頭用地整備の事業費が確定したことによる不用額であります。

次に、29ページを御覧ください。

下段の(目)予備費であります。

予備費は、年度途中において、不測の事態により、予定外の支出の必要が生じた場合等に対処する経費であります。全額の200万円が不用額となっております。

次に、一番下の段、港湾課計の欄を御覧ください。

当課の一般会計、特別会計を合わせました令和2年度決算額は、予算額96億954万2,000円、支出済額61億7,970万3,652円、明許繰越額33億8,457万8,826円、事故繰越額1,459万3,144円、不用額3,066万6,378円、執行率は64.3%、翌年度繰越額を含めると99.7%となります。

次に、30ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

一番下の段の歳入合計ですが、予算現額12億1,195万9,000円に対しまして、収入済額が12億1,651万1,091円となっております。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の港湾課のインデックスのところ、343ページをお開きください。

(2) 交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。

主な事業及び実績であります。港湾改修につきましては、細島港で輸送コスト削減につなげるために水深10メートルの岸壁を整備するもの、宮崎港では航路等に流入する漂砂対策としての防砂堤事業、油津港では地震・津波対応として岸壁の耐震改良を行ったものであります。

344ページをお開きください。

一番上の統合補助は、細島港や油津港等において岸壁の補修等を行ったものであります。

次に、345ページを御覧ください。

上から2つ目の油津港利用環境支援であります。

油津港では、チップ船やクルーズ船などの大型船が利用する際に、他の港からタグボートの回航が必要な状況となっております。このため、日南市が実施しているタグボートの回航経費の支援事業に対しまして県が助成を行い、港の利用促進を図ったものであります。

次に、346ページをお開きください。

施策の成果等についてであります。

②の細島港では、水深10メートルの岸壁を整備することで、増加する原木輸出需要に対応できることとなります。

また、余島防波堤では、防波堤構造を強化することで、地震や津波に対する安全性の向上が図られます。

③の宮崎港では、防砂堤工事による航路等の砂の堆積対策を進めております。

また、一ツ葉地区の津波避難施設が完了したことで、公園利用者等の安全性が向上しております。さらに、カーフェリーの大型化に対応したサイドスロープなどの施設整備により利便性の向上が図られることとなります。

④の油津港では、既存の水深12メートル岸壁の耐震強化工事を進め、急物資輸送拠点の機能が確保されます。

⑤のポートセールス活動につきましては、コロナの影響により、県内外での港湾セミナーの開催や企業訪問等が制限されたところであります。これまで関係を築いた企業等とのつながりを切らさないよう、電話やメール等による情報収集や港湾利用に関するアンケートを実施し、課題等の整理を行ったところであります。引き続きポートセールスを推進してまいります。

主要施策の成果については、以上であります。

次に、監査結果報告についてであります。委員会資料にお戻りいただきまして、5ページをお開きください。

(1) 収入事務の指摘事項についてであります。

港湾課におきまして、宮崎港浮棧橋使用料等について財務規則に定める督促状を発行せず、また、滞納整理票も作成していないものが見受けられたとの指摘であります。

この使用料につきましては、指定管理者の許可に係る使用料であり、指定管理者から未納者に対して電話による督促を行い、指定管理者では、その記録等も整理しておりましたが、今後は財務規則に基づいた督促状を送付するとともに、滞納整理票を作成し、再発防止に努めることとしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

港湾課につきましては、以上でございます。

○梅下都市計画課長 都市計画課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の34ページをお開きください。

表の一番下の段、都市計画課計の欄を御覧ください。

当課の令和2年度決算額は、予算額121億1,277万9,000円、支出済額70億8,971万6,924円、翌年度繰越額49億9,178万3,212円、不用額3,127万8,864円となっております。執行率は58.5%、翌年度繰越額を含めると99.7%となっております。

ページを戻っていただいて、31ページをお開きください。

上から3段目、(目)都市計画総務費であります。

不用額が428万4,839円となっております。こ

れは、主に屋外広告物監視員が、年度途中で退職したことに伴う執行残によるものであります。

32ページを御覧ください。

上から2段目、(目)街路事業費であります。

執行率73.8%につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

33ページをお開きください。

中ほどの(目)公園費であります。

不用額が2,699万4,025円、執行率49.9%となっております。不用額につきましては、主に国の経済対策に伴い計上しました補正予算額と国の交付決定額との差による不用額であります。執行率につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の都市計画課のインデックス、347ページをお開きください。

まず、2の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

表の3段目、美しい宮崎づくり推進であります。

これは、市町村の景観計画策定に対し支援したほか、景観形成に関する活動支援やアドバイザーの派遣などを行ったものであります。

348ページをお開きください。

表の1段目、県単都市公園整備であります。

これは、宮崎県総合運動公園の津波避難施設工事や老朽化した施設の改修工事等を行ったものであります。

右の349ページを御覧ください。

表の下、施策の成果等であります。

中ほど、③にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、景観計画策定市町村数が3町増え25市町村になるとともに、活動団体も

着実に増加しております。今後も、官民連携による美しい宮崎づくりを推進してまいります。

次に、⑤の都市公園につきましては、2行目のまた書きになりますが、管理する全ての都市公園でトイレ・手洗場の改修など、新型コロナウイルス感染防止対策を行ったことで、利用者の安全性、利便性が向上いたしました。

350ページをお開きください。

(2) 地域交通の確保であります。

表の2段目、公共街路であります。これは、宮崎市の中村木崎線ほか8路線で街路の整備を行ったものであります。

右の351ページを御覧ください。

中ほどの施策の成果等であります。

街路等につきましては、環状道路や駅及びバスターミナルへのアクセス道路の整備、通学路の交通安全に資する道路空間の確保など、まちづくりと連携して道路の整備を進めたところであります。

今後とも都市部における安全で円滑な交通を確保するとともに、安全で快適な都市空間の整備に取り組んでまいります。

352ページをお開きください。

3の(1)安全で安心な県土づくりであります。

表の公共都市公園につきましては、宮崎県総合運動公園にありますサンマリスタジアムの照明塔など老朽化した施設の改修を行ったものであります。

表の下、施策の成果等であります。

2行目、老朽化の著しい照明塔の改修に着手したことにより、施設利用者の安全・安心の確保と利便性が向上いたしました。今後とも計画的な、老朽化対策を行い、利用者の安全性の確保と利便性の向上を図ってまいります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

最後に、監査結果報告書及び監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

都市計画課の説明は、以上であります。

○日高主査 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

○金子建築住宅課長 建築住宅課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の35ページからでございますが、まず38ページをお開きください。

表の一番下の段、建築住宅課の計を御覧ください。

令和2年度決算額は、予算額が24億2,685万6,200円、支出済額が21億1,386万7,304円、翌年度への繰越額が3億488万5,000円、不用額が810万3,896円、執行率87.1%で、翌年度への繰越額を含めると99.7%となっております。

資料の35ページへお戻りください。

表の中段の(目)建築指導費であります。不用額が298万3,885円となっております。

これは、主に委託料でありまして、宮崎県耐震改修促進計画改定業務(大規模民間)委託料の入札残などによるものであります。

また、執行率が88.5%となっております。これは、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、36ページを御覧ください。

表の中段の(目)都市計画総務費であります。執行率が83.6%となっております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による会議の中止に伴う旅費等の執行残によるものであります。

表の下から3段目の(目)住宅管理費であります。不用額が211万9,020円となっております。これは、県営住宅の訴訟に要する経費などが見込みを下回ったことなどによるものであります。

また、執行率が87.9%となっております。これは、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、37ページをお開きください。

表の下から5段目の(目)住宅建設費であります。不用額が291万7,694円となっております。これは、主に委託料でありまして、宮崎県住生活基本計画の見直しの基本方針に係る調査検討業務委託料の入札残などによるものであります。

また、執行率が84.5%となっております。これは、翌年度への繰越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の建築住宅課のインデックス、353ページをお開きください。

(1) 快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

表の公共県営住宅建設であります。一番右側の列の主な実績内容等の欄を御覧ください。

中ほどの住宅整備事業であります。2年度には日向市の古城ヶ鼻団地2号棟4戸が完成しております。

その下の環境整備事業では、宮崎市の源藤団地等の高齢者改善工事、宮崎市の大塚C団地のエレベーター設置、宮崎市の生目台東団地等の外壁改修工事を実施したところであります。

354ページをお開きください。

表の中ほどの宮崎県住生活基本計画改定であります。一番右側の列の主な実績内容等の欄を御覧ください。

この事業では、本県の住宅政策の方向性を定める宮崎県住生活基本計画の5年ごとの改定に伴い、見直しに係る基本方針を作成いたしました。併せて学識総験者等による住宅政策懇談会も開催したところでございます。

表の下の施策の成果等であります。

①の県営住宅についてであります。建て替えのほか住戸内の床段差の解消や手すり設置の改修による高齢者向けの住戸の整備、エレベーターの設置などにより入居者の利便性を図ったところであります。昭和50年代前半までに建設された多数の県営住宅が建て替え時期を迎えておりますことから、計画的な整備が今後の課題となっております。

今後とも、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、居住の安定に配慮が必要な世帯の多様なニーズに対応できるよう、安全・安心に暮らせる環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、356ページをお開きください。

(1) 安全で安心な県土づくりであります。

357ページを御覧ください。

表の上の段の木造建築物等地震対策促進であります。市町村が木造住宅の耐震化に取り組む所有者等に対して補助を行う事業につきまして、その費用の一部を国及び県が支援する事業でございます。

一番右側の列の主な実績内容等の欄を御覧ください。

アドバイザー派遣76件、耐震診断359戸、耐震改修67戸、ブロック塀等除去99戸について支援を行ったところであります。

次に、下の段の建築物耐震化促進であります。建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定しております。耐震改修促進計画の見

直しを行うための業務委託を行ったものであります。

358ページをお開きください。

施策の成果等についてであります。

③の木造住宅の耐震化につきましては、改修設計と工事のパッケージ化等といった補助事業の改善やダイレクトメール・戸別訪問等の市町村による所有者への直接的な働きかけ、各種イベントや広告媒体を活用した広報の実施等により、耐震診断の実施件数が前年度の約2倍となったところでございます。

これらの取組により実績は増加傾向でありますけれども、耐震化率の目標90%には届いていない状況であるため、さらに取組を加速し、建築物の耐震化等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

主要施策の成果については、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

建築住宅課は以上でございます。

○**巢山営繕課長** 営繕課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の39ページから40ページであります。40ページの一番下の段の営繕課計の欄を御覧ください。

当課の令和2年度の決算額は、予算額が2億4,917万8,000円、支出済額が2億4,855万9,105円、不用額が61万8,895円であり、執行率は99.8%となっております。

(目)の不用額が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果であります。該当はございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

営繕課は、以上でございます。

○**日高主査** 執行部の説明が終了いたしました。

午後は1時10分からでよろしいでしょうか。それでは、午後1時10分に再開いたしたいと思います。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時7分再開

○**日高主査** 分科会を再開いたします。

午前中で説明が終わりました。

まずは河川課に関する項目で質疑はございませんでしょうか。

○**来住委員** 実に素朴な質問なんですが、河川課だけが予算が最後の317円というところまで出ているんですけれども、普通大体1,000円止まりなんですが、これはどういう意味なのかなというのをまず教えてください。

○**小牧河川課長** 申し分ありません。河川課は確かに円単位まで出ておまして、なぜうちだけ円単位なのか、少しお時間をください。

ほかの事業と違いまして、20ページの災害復旧費が国との査定を行って円単位まで積み上げているということで、河川課については円単位になっているということです。

○**日高主査** よろしいでしょうか。

○**来住委員** ちょっと分からなかった。

○**小牧河川課長** 通常の事業であれば、年度当初に予算を組んで、それをもってするので基本1,000円単位とかそういうオーダーで行うんですけれども、*災害復旧に関しましては、年度途

※73ページに訂正発言あり

中でいろいろ災害査定とかを受けまして、その途中のところで補正なり何なり、そういうことで今もらっている金額で精算しているので円単位になったのではないかと考えております。

○日高主査 よろしいですか。

○来住委員 分かったようで分からんけれども、分かりました。

続けて、主要政策の成果に関する報告書の中の330ページの河川パートナーシップに関連して、お聞きしたいと思います。

丸谷川という川がありまして、都城の土木事務所に御協力いただいて皆さんがその草刈りを年に2回されています。それでいい機会ですから報告しておく、一緒に草を刈っている——特に農家の方々が中心ですけれども、今機械で刈れますから、ビーバーでなくてトラクターで刈って、それで非常に誇りを持っていらっしやいました。来住さん見てくださいと、我々が刈ったところはきれいでしょうと言って、向こうのほうはまだ何か木が残っていたりしていると、我々がこれを受けてからずっともう前はこんな木が立っていたけれども、その木も全部伐採して今きれいにしたと、非常に誇りを持って仕事をされていました。

それで、一つお聞きしたかったのは、この事業というのは331ページには、平成28年から出ているんですけども、いつから始まったのかというのをまず教えていただけますか。

○小牧河川課長 この事業につきましては、もともと河川パートナーシップ推進事業という形で平成17年度に試験的に始めて、その後ある程度定住したことから河川パートナーシップ事業に変更したところでございます。

○来住委員 それで、令和2年度で言うのなら761団体で493ヘクタールを刈ったとなってい

るんですが、実際に県の皆さんから見たときに、県内の県土木事務所が管理している河川で、草刈りを必要とする面積というか、分母というのはどのくらいあるのでしょうか。

○小牧河川課長 ここに書いているのは延べ平米数なんですけれども、河川管理上必要な平米数としましては、543ヘクタールぐらいではなかろうかと思えます。

○来住委員 この493ヘクタールというのは延べ面積になるんですか。

○小牧河川課長 延べなので、2回だとその倍という形になっていますので、大まかに言いますと、今、543ヘクタールのうち約6割ぐらいいこの河川パートナーシップで刈っていただいている状況でございます。

○来住委員 そうすると、パートナーシップをお願いしているところ以外は、県が直接業者か何かをお願いして管理されているのでしょうか。

○小牧河川課長 これに加えて業者に委託する部分というのが、実際は52ヘクタールということです。我々が草を刈るべきだと思っているところからすると、全てを草刈りできている状況ではないということで、先ほど委員からありましたように、昔はここに木が生えて云々といったように、若干放置になっているものを何年間に一度刈り込んだりとかいうようなことで、全てを賄っている状況ではございません。

○来住委員 この前、いろいろ皆さんと一緒に丸谷川を見たりしてきたんですけども、実際には御承知のとおり農家の方々が中心にされますから、機械も農家が持ってきたやつでやるわけです。そうすると農家自身が非常に高齢化していて、この事業もそういう点で非常に厳しい状況になるのかなと思ったりするんです。いずれにしても、やっぱりこの団体の方々

の努力というのは、本当に県内の河川の管理をする上では重要であるなと思いました。

もちろんちゃんとした保険とかそういうのに入っていてはいると思うんですけども、心配なのはトラクターで手が届くところまでは刈れるけれども、その下のほうが刈れないと。そうするとビーバーを持ってきて、みんなで刈っているという話をされていて、堤防ののり面の傾斜が緩やかだったら、まだビーバーで刈るところもそんな心配ないんですけども、きつかったらもう危ないというのがあって、そういう点では非常に皆さん気をつけて仕事したほうがいいよとお願いをしたところだったんです。

そこをよくまた理解していただいて、この事業を続けるようにしていただきたいなと思っています。とにかく事故のないようにしていただくように、それが何より大事なことだと思いました。

○小牧河川課長 河川管理者としても、住民の方たちに参加していただいて非常にありがたいと思っています。おっしゃるように安全が一番ですので、県で保険に加入させていただきまして、事故のあったときにはそちらの保険から支払うようなことにしております。

あと、おっしゃるように非常に斜面が厳しくて危険なところもありますので、基本的に刈っていただくところは比較的安全なところをお願いするというところで、実際危険が伴うところについては、河川管理者で委託とかそういうもので行いたいと思っているんですけども、実際はそういうところも刈ってくださっている現状もございますので、安全には一番気をつけて今後もやっていきたいと考えております。

○来住委員 おっしゃるとおり、その仕事をしている人たちにしてみると、危険なところが残

るわけですが、残るのが嫌なんです、とにかくきれいにしたいというのがやっぱり心情です。ですから、本当にそういう点で御苦労されているというのは感じました。

僕が行ったところは一つの団体で、丸谷町の公民館長が中心になってつくっている組織のようでした。河川もされているし、併せて農林サイドの市道でなくて市の農業用水なんかののり面だとか、そういうのも何か受けてされておりました。いずれにしましても、一定の高齢の方々が頑張っていらっしゃいましたので、報告しておきたいと思います。

○日高主査 河川課関連で何かありますでしょうか。

○太田副主査 330ページの主要な政策のところの河川パートナーシップを見ると、令和元年度の決算は括弧書きに書いてある5,500万円程度ですが、令和2年度はそれが1億円になっていますよね。増えたということはいいことだと思うんですが、この令和2年度の1億円というのは、この資料の18ページに（目）河川改良費とありますが、節で言うと需用費とか役務費とか、主にどんなものになるんですか。

○小牧河川課長 河川パートナーシップ事業につきましては、基本的に支払うのは報償費としてお支払いしております。業者に委託する分は、こちらの河川パートナーではなくて河川修繕事業という中で委託しております。

あと、金額の元年度の5,500万円から約1億円に変わっておりますのは、実際に河川パートナーは非常に多くの住民の方たちが参加していただいて、通常大体1億円ぐらいの予算が必要であったものを、これまでは5,500万円を河川パートナーで賄って、それ以外を県単河川改良とかそういう金を流用させていただいて支払いをし

ていました。しかし、1億円程度の規模が毎年見込まれるということで、この年度から河川パートナーで1億円の予算を計上させていただいたところでした。

○太田副主査 報償費ということで分かりましたが、これ草刈りとなっていますよね。県の管理する河川は大きな河川が多いんだろうと思いますが、川底の土砂を取ってほしいというような要望もあつたりするのではないのでしょうか。

よく私どもが相談を受けたときに、それは皆さんでスコップ持って川底から上げたらどうねと言いたくなるような小さな川もあるんですよ。県の河川でそういう相談があつたときに、草刈りだけでなく土砂をみんなでやったりすることはできないもんかなと思うんですが、これは草刈りのみで、堆積土砂はあまり関係ないんですか。

○小牧河川課長 基本的には草刈りのみで、川の中で作業されるのは、例えば浮き草みたいなものが大量に発生して、それを除去したいというお話があつて、お願いしたことはございます。

あと、河川パートナーの中では管理用通路という堤防の上の道、そちらの穴があいたりとか、なかなか走りにくいというときには、こちらから材料を支給して、その穴を埋めていただくような作業まではしていただいています。

基本、河川の中の土砂を除去するものについては、河川管理者で責任を持って行いたいと考えております。

○窪菌委員 今言われた土砂の話なんですけど、例えば堰堤等の上のほうに土砂が非常にたまりやすいという現実があるんですけども、土砂を自分たちで取り除くことはできるんですか。

○小牧河川課長 例えば、河川の中で底から水を取っている場所で、底のところにたまってし

まったという状況のときには、河川の中で専用工事——要するに川の中でほかの河川管理者以外がやる工事ということで届出をしていただいて、その中で実施することは可能です。

○窪菌委員 届出と言うと、土木事務所なりそういったところになるんですかね。

○小牧河川課長 土木事務所に相談いただければ、土木事務所で許可することになっております。

○窪菌委員 水がオーバーフローして田んぼあたりに一面にたまりますと水の流れが悪くなるもんだから、どうしてもオーバーフローして堤防を越していくという状況がところどころあるもんですから。普通の河川なんですけれども、そういった取り除く方法はないのかなというような話をするんですけども、いやこれは取ったらいけないのではないとか、例えば橋の前後はだめだとかいう、そういった決まりがあるということです。

自分たちの河川を管理するというわけじゃないけれども、そういった災害に結びつくような危険性があるところは土木事務所と打ち合わせをすれば可能だということでもいいんですかね。

○小牧河川課長 やはり河川を一番見ていらっしゃるのは地元の方たちですので、当然そういう危険な箇所があれば土木事務所に相談していただいて——ただ正直言いまして予算に限りがありますので、そういう場合には全体的な危険度であるとか緊急度、そのあたりを考慮して順次させていただいている状況でございます。

ただ、ここ最近では、強靱化予算であるとかそういうものがついて、以前よりはそういう堆積土砂除去にも大分手が回るようになりまして、そういう箇所があればぜひ土木事務所に御相談していただければと考えております。

○窪菌委員 水害が出て、かなり工事費がかかったという例もあるものですから、それに1年近くかかって復旧工事したということもありますし、そういったことにならないように、とにかく田んぼが水に飲まれないようにということでは何かできんかなということですか。そういうこともあるということですのでよろしくお願いします。

○坂口委員 最近やっぱり国土強靱化あたりで、災害関連で堆積土砂除去が予算的に割とやりやすくなったということですか。もともとの河床計画高と構造上での河川の構造、それから除去できるべき土砂が、まず現在のこういったいろんな気象状況等に対応できる構造になっているのかなというのが一つ心配なんです。

僕らも前のとき、本当に河床で洪水が起きたかどうかというのがちょっとそここのところ記憶と違うような気がするんです。だから雨が多くなっただけで流入、河床自体が本当にそれで安定していないのかなとなったときに、堆積を掘る、必ずどっかがまたそこへ来ますよね、それで初めて力関係が収まるわけで。

だから、このまんまで本当にいいのかなと。やっぱり河川の構造の計画の見直しと、今それを基準にやっている改良工事なり復旧なり、災害関連なりを今の計画河床高に合わせたって同じことの繰り返しかなとか。部分的にちょっと触ったがために、水をもう怒らすだけ怒らしてしまっ、もう手がつけれなくなったりとか。ここらの心配が最近随分あるんですよ。だから、そこらが今後の課題として出てきていませんか。

○小牧河川課長 河川には計画河床と言われる、管理していくべき河床の高さであるとか勾配というのは当然あります。ただ、言われるように、近年はより大きい洪水が起こったりとか、場合によっては上流でいろいろな屋外施設とかそう

いうことが完成したことで、土砂の供給が少なくなっ、場合によっては過小傾向のものがあったりということですか。

通常、護岸であれば1メートル程度の根入れがあっ、掘れませんが、逆にそこが掘れているんですから、掘れていないところがたまっ、掘れていないところを除去してほっ、というような要望があっ、当然ここが計画河床だということ説明します。

ただ、その計画河床を場合によっては見直すこともござい。そうしたときにはなるべく河床の勾配は現在の勾配を保つように並行にスライドするように下のほうに下ろして全体の河川断面を稼ぐとか、そういうのは地形であるとか、そういうのに合わせて見直します。

さらに、先ほどの土砂の管理のこともござい、これは総合土砂管理ということで山から海まで、そういう土砂の供給も含めたことを考えるというのはありますけれども、非常に難しい問題でして、そこに取り組めていないところもござい。その辺りは今後、国であるとか、ほかの県、ほかの管理者とも協議しながら考えていくべきだと思っ、

○坂口委員 根入れが1メートルというのはちょっと深いなと思っ、何か感覚的には50センチメートルぐらいしか入っ、掘削のところはいつも根が浮いてるというよう、堆積しているところも計画から50センチメートルも入っ、実際に2メートルぐらい下に根があるというよう、そういう状況みたいな気がするんですよ。

そこを掘り出すのは自然の流れで、邪魔になるから掘り出して、そこが洗掘されるだけで、ようやく安定したところを掘ったら、またそこに持っ、これは悪循環のよう、

がするのと、部分的に河床を見直して、それに合わせたら、それはとんでもないことが起こると思うんですね。だからやっぱり抜本的にやり替えないと、それが国土強靱化で、最初、二階幹事長が言っていた200兆円だと思うんですね。

そこらをもう一回原点に戻って、あのときの国土強靱化200兆円という説は何だったのかと。それは公共事業で経済対策ではなく、命を守ることなんだと。やっぱりコンクリートより人なんていう何か意味も分からんこともあったけれども、人だからコンクリートなんだとか、人だから石なんだとか、もう一回そこに返らないといけないんじゃないかなという気がして、今の関連で聞きました。

だから、その部分的にやるというのが本当にいいのか、それを国土強靱化の名の下でやって責任が持てるのかなという心配を持っているんですよね。特に河川は難しいもんですけれどもそこはどんなですか。

○小牧河川課長 確かに今回の国土強靱化で、堆積しているところを掘削はしているんですが、実際その後の出水でどのように動いているのかとか、そういうものはやはりモニタリングはしていくべきだということで、そういう調査はかけながら、実際に掘った効果がどのくらいあるのかというのを見ながら現在進めているところです。

おっしゃるように抜本的に大きく河川の本来の容量であるとか、そういうものを考えるということで、もともとの河川の整備方針というのがございまして、それについて国も今の異常気象に合わせて、今まで以上の雨が降ったときにどうすべきかということで、五ヶ瀬川水系で見直しを行わせていただいています。国が基本方針を変えられるんですけれども、県も積極的

に参加させていただいて、いろいろ意見もさせていただいているところです。

○坂口委員 これも決算からちょっと遠くなってしまいうけれども、流域計画の中でまさにそこだと思っうんですね。例えば霞堤なんかも積極的に利用しながら。当然犠牲が出るわけですから、その犠牲に対して代償払うということです。

もう何十年も前だけれども、千葉県でやっていた天井川は、あってもなくっても年間5万円なら5万円を迷惑料として田んぼに払うんですね。10年に1回ぐらいそこを湛水させるんですよ。10年間で50万円もらったら、米を作るより農家にとっては大歓迎なんですね。だからそういう具合で、そこで犠牲になる土地の所有者と、そのことによって助かる川下の人たちが合意して単独事業でそこにしっかりと財源の措置をしていくという。

そういうことをやりながら、霞堤でかなりの期間を稼ぎながら、結果的にもう極端に言ったら水源から海岸までは計画見直しでやっていかないと、本当に強い国土というのは僕は無理なような気がするんです。

だから今回の例の流域計画というのは、これはやっぱり将来に向けて大きい効果を発揮できるようなことじゃないかなという気がするもんですから、そこらを念頭に置きながら積極的に今考えられる全てのことをやって、最終的にはそこに住んでいる人たちみんなが納得できて次につながる評価が得られるような事業として、これ進めるべきかなと思います。

○小牧河川課長 委員がおっしゃるとおりだと思います。河川につきましては、現在、流域治水ということで、これまで川だけで洪水とかそういうものを何とか抑えようというものを、それだけではなくてそこに住んでいらっしゃる皆

さんが参加して、例えば先ほどありました田んぼであるとか、そういうところも活用することで今の気象条件、気象変動に合わせた河川の対策をするということで、今、流域の全ての方たちが集まっていただく協議会を立ち上げさせていただいて、今後どういうことがもっとできるのかということ議論していきたいと思っております。

○日高主査 河川課でそのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小牧河川課長 すいません、先ほどなぜ河川事業だけが円単位なのかということで、私の説明に少し誤りがございました。これにつきましては、令和元年度から2年度に同じく事故繰越ということで、8,920万5,317円という円単位の事故繰越の予算があったものですから、ここだけが円単位になっているということでした。すいません、訂正いたします。

○日高主査 次は、砂防課について何か質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 続いて、港湾課で何かありますでしょうか。

○太田副主査 決算特別委員会資料の30ページの港湾の特別会計ですが、ここに収入未済額というのが290万円程度あって、これについては監査指摘事項の中の港湾の部で使用料の調定事務が遅れているものがあつたとか、もしくはその一つ上の調定事務で適正でないものが見受けられたというようなどの指摘があるようですが、これとの関係でこの収入未済額というのが発生したんですか。

○鈴木港湾課長 この収入未済額につきましては、実際先ほど督促状を出したというのがあり

ますけれども、年度内にお支払いいただくべきものがお支払いいただけなかったということで、それを年度の収入未済額として計上しております。

監査で指摘を受けておりますのは、全て一応年度内には処理しているんですけども、財務規則の中での期日が守られていなかったところがあるということで指摘を受けたところでございます。

○太田副主査 ということであれば、この収入未済額というのは督促の遅れということで、次年度、いわゆる令和3年度は確実に入ると見込んでいいわけですね。

○鈴木港湾課長 この中には督促をさせていただいているんですけども、まだ応じていただけない方とかそういった方も含まれておりますので、今のところ鋭意努力をして納めていただくようにしておるんですけども、まだ確実という感じになっているわけではありません。

○太田副主査 あんまり会社名とか個人名を出すということはできないと思いますけれども、こういった港湾を利用された業者は、今までの信頼関係があると思うんで確実に入ってくるんだろうなと思うんですが、ちょっと遅れたことによるどっちの責任だとかいうことでもあつたんでしょうかね。その辺は普通、督促の遅れであつてもうまく納めてもらわないといけないことでしょうかね。難しいところがありましたか。

○鈴木港湾課長 先ほどのお願いはしているけれども、なかなか納めていただけないというのが、借りるときは確かにお支払いをしていただく意思があつたと見ているんですけども、実際そのときになって今月は厳しいとか、それが延々と延びてしまっているというところもござ

います。特に月末、年末というときには、お支払いが厳しい方もいらっしゃいます。

また、その中には踏み倒すといった考え方をされる方もやっぱりいらっしゃるみたいで、その辺りについてはまた私どもも努力して回収してまいりたいと考えております。

○有岡委員 今の質問の中で、過年度収入等——土木使用料のことだと思うんですけども、この土木使用料というのは具体的にどのようなものがあるのかというのが一点。

過年度から比べても55万9,000円、23.8%未収額が増えているという話でしたので、そういった意味ではかなり努力しなきゃいけない案件かなと思っているんです。その二点お尋ねいたします。

○鈴木港湾課長 使用料については、特に港湾の特別会計につきましては、港で使用する荷役機械、ガントリークレーンでありますとかそういったかなり使用料が高いものがございます。それに応じてこの収入がかなり大きいように見えます。あとは一般的な土地の使用料とか、そういったものが入ってございます。

未済額について増加した原因については、本来はゼロが一番望ましいわけなんですけれども、年度によって変動がやっぱりあるということで、たまたま去年がちょっと多くなっていたという状況かと考えております。

○日高主査 港湾課についてそのほかでありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、都市計画課について何か質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 続きまして、建築住宅課でお願いをいたします。

○来住委員 354ページに施策の成果等というので、①のところに、昭和50年代前半までに建設された多数の経営住宅が建替え時期を迎えていると記載されています。昭和50年代前半ですから、多分木造平屋というんですか、ああいうのが入るんだらうと思うんですが、この昭和50年代前半のものというのは、どのぐらいあるんでしょうか。

多分、現実に入居者がいる団地もあれば、事実上、もう入居者が全くいないというところもあるんだらうと思うんですが、そこ辺の何か内容が分かったら、教えていただければありがたいなと思っているんですが。

○金子建築住宅課長 昭和50年代前半までということで表現しておりますけれども、実際のところここで把握しておりますのが、建設後の経過年数で老朽化を大体把握しておりますして、建設後35年以上経過しているものが住棟数の約半数を占めるような状況にございます。

それから、平屋建てと申しますのは、今の木造の平屋建ての古いものはほとんどありませんけれども、委員がおっしゃられましたのは簡易耐火の平屋のコンクリートブロック造とかの建物かと思えます。それについては大体254戸ありまして、入居率は42%ぐらいになります。簡易耐火2階建ては数が少なくて65戸、入居率は43%になります。

それから、木造についても若干残っておりますけれども、これは65戸ありまして——これはちょっと新しいものも入っておりますので、65戸ありますけれども入居率は86%になっている予定でございます。

○来住委員 そうすると、今後の県営住宅の建て替えの大きな計画あるんですか。

○金子建築住宅課長 県営住宅の長寿命化計画

というのがありまして、その中で今後の県営住宅をどう管理していくかというのを定めております。簡易平屋建てとか簡易2階建て、それから古い木造については多分敷地が狭いところに建っているものが多いかと思っておりますので、用途廃止とか集約建て替えをしていく方向にあるかと思っております。

需要があるものとか、敷地規模が大きいものにつきましては、また新たに建て替えを進めるというようなことを計画立てておりまして、その見直しを今年度行うこととしております。

○窪菌委員 357ページの耐震診断なんですけど、これについていろんなところで県営住宅を中心にやられていると思うんですけど、今後調査して改修されるのがまだあるんでしょうか。

○金子建築住宅課長 建築基準の耐震化につきましては、宮崎県建築物耐震改修促進計画を立てて耐震化を進めております。その中で耐震化率の目標を定めており、住宅と大勢の人数が集まるような特定建築物について耐震化を進めることとしております。

代表的な例は、小学校等と言えば1,000平米以上ぐらいの建物については、耐震化の義務がありますので、耐震化を図ることとしております。

今、耐震化改修促進計画の見直しを行っている状況で、そこでまた国の耐震化の目標率とかを定めた基本方針といいますか告示が出ておりませんので、それを踏まえまして目標率を定めるなり、その計画に位置づけることで義務づけとなるような例えば防災拠点施設といったものについては、耐震化を進めていきたいということで計画に位置づけたいと考えております。

○窪菌委員 県営住宅の場合は、昔の木造とかモルタル造りとかそういうのが多いと思うんですけど、そういった中で耐震のないものあるいは

建て替えが必要だなというようなものもあると思うんですよ。そういった折の建築材なんですけど、宮崎県は杉材がかなり多いところで、木造建築物をいろいろ勧めているんですけども、そういった中で木造での技術もかなり発達していますが、今後、木材利用の推進についてはどのように考えていますか。

○金子建築住宅課長 県営住宅につきましては、全て耐震性があるということで確認しておりまして、木造住宅について新たに建設するものについては、新しい耐震基準を満足しているものができるということになっておりますので、そこは問題ないかと思っております。

ただ、県営住宅以外ですけれども、先ほど申しました住宅の耐震化率の目標を定めておりますので、基準の古い住宅につきましては、そういった耐震の改修の補助制度とかを持っておりまして、そこで耐震化を進めていきたいと考えております。

○窪菌委員 可能な限り木造建築を中心にやっぱり進めるべきだと思うんですけども、なかなか耐震というのは厳しいと思うんですけども、県営住宅だったり、県の施設ですから、木造建築を推進していただきたいなと思っているところでございます。

○金子建築住宅課長 先ほど県営住宅の耐震化が確保されていると言いましたけれども、先ほど申し上げた古い簡易耐火平屋建てとか2階建てについては、耐震性は確認されておられません。ですので、そういった建物については早急に建て替えなり用途廃止なりを進めていきたいと考えております。

それから、県営住宅を木造で建てるというものに関しましても、小規模の団地につきましては木造化を図っておりまして、昨年度の実績で

報告しました日向市の古城ヶ鼻団地につきましても、木造平屋の構造で建て替えを進めているところでございます。

○日高主査 建築住宅課はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、最後になりますが営繕課について何か質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後2時5分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

説明及び質疑は全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。県土整備部、決算全般について何か質疑はございませんでしょうか。

○来住委員 先ほど聞けばよかったんですが、砂防課にお聞きします。

339ページに急傾斜地崩壊対策事業がありまして、次のページに県単の急傾斜地崩壊対策事業があります。339ページのこれは市町村が行う事業になるんですか。

○行田砂防課長 339ページの急傾斜地崩壊対策は国の交付金事業でございまして、10戸以上でありますとか5戸以上とか要配慮者施設とか、そういうものを補助事業でやっているというものです。

340ページの県単急傾斜というのは、その補助対象にならないような施設の修繕でありますとか、そういうのをやっているということです。

○来住委員 そうすると339ページの事業主体は市町村ですか。この割合が市町村が10分の0.5と

か、県が10分の4.75とか出ているものですから。

○行田砂防課長 急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県が事業主体になっています。ここに書いてありますように10分の0.5とか市町村の負担金も生じております。

○来住委員 市町村もやらないですかね。僕は市議員時代、都城市も急傾斜地の仕事をしていたと思っているんですけども。

○行田砂防課長 341ページを開いていただきまして、これの上段の県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策が市町村に対する県からの補助でございます。

○来住委員 市町村がやるものと、県がやるもののすみ分けは、例えば事業の大きさだとかそこに住んでいる急傾斜地の規模が広いとか高いとか、何かそういうので分けられているんですか。

○行田砂防課長 県が実施します急傾斜地事業の採択要件は、急傾斜地の崖高が10メートル以上でありますとか、自然崖になります。それに市町村が地域防災計画に位置づけられている避難路、社会福祉施設とか学校とか要配慮者利用施設があるものは5メートルと軽減されまして、人家10戸以上を基本にやっております。ただし、要配慮者利用施設に被害を及ぼすものがあれば、人家5戸以上ということでやっております。

一方、市町村は崖高5メートル以上、もうちょっと低い崖でも取り組めると。令和2年度までは人家が5戸以上だったんですけども、令和3年度から少し要件を緩和いたしまして2戸以上ということにしております。

○窪菌委員 329ページの交通安全の道路整備のことなんですが、これ来年の決算で上がるのちちょっと分からないんですけども、千葉県で通学道の子供たちが交通事故に巻き込まれて悲

惨な事故があったんですが、県内でもそういう危険箇所等を調査したとかいう話を聞いたんですけれども、この結果はどうだったんでしょうか。そういった危険箇所の緊急性があるのか、ないのか、そういったことを含めて教えていただくといいんですが。

○東道路保全課長 今年、千葉県で大型トラックが子供をひいた事件ですけれども、その後、国から警察、教育委員会と一緒に通学路の緊急点検というのが来ております。

先月までに県内の通学路についても合同点検を行いまして、国への報告を今取りまとめているところでございます。

通学路の安全対策につきましては、現在でも国の重点事業となっておりますので、今年度補正もしくは来年度当初予算あたりでも反映されてくるのかなといったところでございまして、取りまとめの細かい内容については、まだ把握していないところでございます。

○窪菌委員 国からの要請を受けて、それを調査しなさいということだったんですが、今、取まとめ中ということですが、大体いつ頃までにそれを報告するような指示が来ているんですか。

○東道路保全課長 10月中には取りまとめて報告という形になっております。

○窪菌委員 今の状況でかなりあるんですか。

○東道路保全課長 手元にまだ集計を頂いておりません。今までのまとめ方からしますと、教育委員会、警察、道路管理者、交通管理者、それぞれ出てくるかと思っておりますけれども、それを取りまとめて、各それぞれの関係省庁が連携しながら取り組むという形になってくるかと思っております。

○坂口委員 入札とか調達に関して、これは全

体の問題なんですけれども、まず一つ本県の推進方策として地産地消という大きい方向を出していますよね。これを地産地消の促進という観点から、令和2年度の契約に関してどういう工夫をされてきているのかというのと、その結果、こういった効果が出たと判断されると同時に、こういった課題があるという具合に整理しているのかを大まかでいいので教えてください。

○児玉管理課長 地産地消につきましては、平成30年の10月から設計段階における工法の検討とか、あるいは県産品を使用した設計を原則とするという形をしております。建設資材につきましては、建設ベースで92.1%、下請業者につきましても87.5%ということで、地産地消への取組について公共事業においても広い意味で現在取り組んでいるところでございます。

○坂口委員 問題は民民行為の中にどれだけ公共の意思がそこに実行性を高めていけるかというところが一つ工夫のしどころ、悩みのありどころかなと思います。

ここらについてもやっぱり、県外の地元調達率とか契約率を見ると、ものによってはまだまだかなり乖離しているものもあります。そこらについて、令和2年度の反省点があればそれを一回検証されて、3年度に生かすという工夫が一つあるのかなと、頭打ちに来ているのかなと思うんです。

せっかく県内にあるもので、そこで高くついて赤字につながるというのはもう論外ですけれども、経済行為がかなえば、そこらは今後もう少し深く入り込んでやってくれんかなという思いがあります。これはお願いというか、そういった気がかりがちょっとあります。

もう一つ、やっぱりそういったことをやっていく中で、一方では法律なんかも改正されて、

とにかく品質を確保しなさいということで、しっかりした品質のものを、よりよいものをつくれということと、同時にそういった本当に健全な業者というのを育成しなさいと、それをしっかり今後経営を継続させていきなさいというようなこともまた求められました。

そこで入札参加のためにランク分けをしたり、専門講師ごとの専門性とか技術評価をして、そういったのが参加の条件になってきているんですけれども、条件がやっぱり厳しければ厳しいほど、資格の期限切れが起こってくると思うんです。

企業の経験と技術者の経験を問う。そこにランダムという実力だけでは通用しない部分ののっかってきている。そうすると、せっかく技術を持ちながら期限が来てゼロになったときに、あるいはどちらかが0.5だけ残ったときに、新規参入はなかなか難しいわけですよ。そこからはじき出されたときに、もうその財産は日の目を当てることがない。

そこで何とかそういった育てたもの、あるいは育とうとしているものに活路を開いてあげることができるのは、市町村が行っている工事です。随意契約か何かで実績をつけて、それを持ちながら、また一からずっと努力して行って、時間かけて実績につなげるという道が開けるんです。

しかし、特殊な工事は、特にこれだけ専門性あるいは細分化というのがされると、そこらのところがやっぱり長い。最初は期限が5年ぐらいたったですかね、それが10年になったり。それを見たときに、どれがどうとは言わないんですけれども、将来これでいいのかなという不安があります。特殊な工事というのは会社も経費が大変なんですね。そのための人材、それから

装備といったものを持っておこなきゃいけない。

そこらが気になるものですから、令和2年を振り返られて、そういった参加条件のための特別な条件というものが、今後どういう具合に推移していくかなど。そこはどのように分析されていますか。

○桑畑技術企画課長 委員がおっしゃるように専門業務を含めまして、今、実績の問題が非常に大きな課題になってきていると思っております。委員がおっしゃったような特殊な専門業種の実績というのは、年間を通してなかなか多くありませんので、新たに実績を得るところはなかなか難しいです。

一方では、おっしゃるように一定の期間が過ぎますと実績を失効いたしますので、そういうのでどんどん実績を持つ会社が減ってくるというような現状があると思っております。

現在は国土強靱化の予算が非常に大きくありまして、そういう面でも工事が増えているという状況でございます。専門業に限らず一般ののり面工、アンカー工等においても技術者の不足、実績を失効する会社が多いというような形で入札結果にも影響が出てきているような状況にあると思います。

委員がおっしゃるように、今後、2年度の検証等を含めて、その実績の在り方というのは考えていくべきと思っています。まだ具体策はございませんけれども検討を進めてまいりたいと思っております。

○坂口委員 例えば昨年度は29番目の専門講習として解体業が認められましたよね。それまでとび・土工でむちゃくちゃそこに来ていたんですよ。ところが専門性を求めてそれなりにしっかりしたもの、特にこれからの環境問題とかCO₂問題を考えたときに、やっぱりこれ時

期に合った講習の設定かなど。

これは門が狭くなるけれども、それを今からの時代に合った入り口を狭くということで、こういうことが一つ起こるんですね。また、とび・土工で本当に専門性が評価してもらえるかと言うと、そうでないものもあるから、これらも今後の課題かなという気がする。メンテの時代に入ったあるいは自動運転の時代に入ってきたとなると、そういった時代の今までとこれから先を見ながら、その整理が一つ必要かなという気がするんですね。

そしてやっぱり人生再トライですよ。一生懸命やって、そしてたまたまそこで企業が実績を100持っていたのが、ランダムで運が悪かったとかあるいはもう1年、2年で運が悪かったとなったときに、はい、あんた終わりって言って、ここで取ったらまだ10年生きられるんですね。

でも、ここで取れたのは、境界というのが何なのとなったとき、運がよければ10年生きられたけれども、あなたは運が悪かったなというのは、理論的には合理性が全くないんですよ。だから、せっかく企業が従業員まで確保しながら一生懸命やってきているけれども、これはもったいないなという気がしますね。だから、令和2年の結果をしっかりと検証して、将来あるべき姿をまず見いだしてほしいというのが一つあります。これは要望にとどめます。

もう一ついいですか。これもやっぱり、なぜこういったことを一生懸命やっているのかなとなったときに、これ港湾課が分かりやすいのですが、例えばガントリークレーンとかタグボートとかですよ、やっぱり初期投資だけで判断していいかなというのが一つあるんですね。

ガントリークレーンなんかの最初の見積りとかに競争やらして安いものをそこにセットした

とします。特殊な機械は特にですけども、これのメンテナンスが部品一つでも物すごく高くつくものがあるんですよ。それを20年なり何十年かの償却期間を見て、その間にどのぐらいメンテナンス料が要るんだと。

ということで、初期投資プラスメンテナンスでやっていって、どれぐらいの使用料を取るんだとか、港の係船料とかタグも含めてですけども、そこでやっぱりポートセールスを有利にできる。ポートセールスが有利にできるということは、宮崎県に張りつくあるいは利用する企業がそこでうんと競争力が高まるということだから、そこらも調達、入札契約に関してはもうちょっとしっかり——しっかりというか、もっともって何を目的にやっている事業なのということにあったような。

だから、初期投資だけの比較では、今度は逆に高いもののほうが、結果的によしというものがあるかなという気がして。これは法的にそれがどこまで許されるか分からないで言っていますけれども、ここらについてもこれは港湾課だけでなく全体の問題として、ほかの調達も含めて検討していただけるといいかなと思います。

○森県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）

今の件につきましては、港湾のクレーンだけではなくて、いろんな調達につながることをだと思えます。

今、全体最適という考えがございまして、あとはVFMですね。要はお金だけではなくて、環境問題とか様々なライフサイクル、コストとかいろんな面から考えて有利なものを調達していくというのが主流になっております。

調達を考える際に、いろんなことを想定して、目的によって調達の価値も変わってくるということがございますので、そういった全体を考え

ながら検討していくということが今から行われていくんだろうと考えております。

○坂口委員　そこでしっかり説明したものがあって、これが最善だ、最良だと思ったものが、そこでやっぱり採択すべきかなという気がするもんですから、そこらも堂々と将来のあるべき進むべき方向というものをしっかり念頭に置きながら、そういう入札調達というものを心がけてもらえるといいんかなという気がします。

○日高主査　ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査　それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時29分再開

○日高主査　分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。10月4日の13時10分に行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査　それでは、そのように決定をいたします。

その他、何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査　それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後2時30分散会

令和3年10月4日(月曜日)

午後1時4分再開

出席委員(7人)

主	査	日	高	陽	一
副	主	査	太	田	清
委	員	坂	口	博	美
委	員	濱	砂		守
委	員	窪	菌	辰	也
委	員	来	住	一	人
委	員	有	岡	浩	一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田	部	幸	信
議事課主任主事	牛ノ	濱	晋	也

○日高主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。採決の前に議案につきまして賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時5分再開

○日高主査 分科会を再開をいたします。

挙手により採決を行いたいと思います。議案第27号の認定について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○日高主査 挙手多数、よって、議案第27号については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。

主査報告の内容として御要望はありませんでしょうか。

暫時休憩をいたします。

午後1時6分休憩

午後1時6分再開

○日高主査 それでは、分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日高主査 それでは、そのようにいたします。

その他何かありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日高主査 それでは、以上をもちまして分科会を終了いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後1時7分閉会

署 名

商工建設分科会主査 日 高 陽 一